

物價要覽

ルモノニシテ

(イ) 自轉車及其ノ部分品ノ修繕料乃至農機具ノ修繕料ニ付テハ價格等統制令第四條ノ二但書ノ許可ノ申請ヲ爲ストキ及中央告示ニ對スル例外許可ノ申請ヲ爲ス場合ナルコト

(ロ) 而シテ其ノ中車輛乃至橋ニ關スル修繕料ハ從來價格等統制令第四條ノ二ノ指定アリタルモ未ダ之ガ例外許可ノ權限委任ナカリシモノヲ今回新ニ委任シタルモノナルコト

(ハ) 漁業權ノ質貸料ニ付テハ價格等統制令第二條第一項但書ノ許可ノ申請ヲ爲ストキ及中央告示ニ對スル例外許可ノ申請ヲ爲ス場合ナルコト

(ニ) 尙漁業權ハ漁業法第七條第一項ノ規定ニ依リ土地ニ關スル規定ヲ準用セラルルヲ以テ漁業權ノ賣買ニ付テハ價格等統制令第二條乃至第四條ノ適用ナキモ其ノ質貸料ニ付テハ同令ノ適用アルモノナルコト

(五) 本告示第九號ハ其ノ趣旨大體第八號ニ付前叙セル所ト同様ナルモ最近特ニ必要ト認メラルル木材ニ關スル加工賃中製材賃、木材ノ防腐又ハ耐火加工賃及木材ノ乾燥賃並ニ生鮮魚介類、青果物等ノ凍結料ニ付新ニ例外許可ノ權限ヲ地方長官ニ委任セントスルモノニシテ其ノ製品價格トノ關係等ヨリ考慮シ一應價格等統制令第二條第一項但書ノ許可ノ申請ヲ爲ストキニ限リタ

ルコト

(別紙)

○銑鐵、鑄鐵管、大形及中形軌條及網目板、タイプレート、型鋼、棒鐵鋼、厚板、薄板、鋳力板、珪素鋼板、美裝鋼板、線材、鋼管、外輪、帶鋼、サツシュバー、各種鋼材短尺發生品、ボルトナツト、釘、亞鉛引鐵線、鐵線、亞鉛鍍板等

○特殊鋼

○合金鐵(フェロタンングステン、フェロモリブデン、フェロシリコン、燐鐵)

○銅、鉛、亞鉛、アンチモン、半田、アルミニウム、マグネシウム、ヴァジウム、コバルト、其他貴金屬、水銀

○銅、アルミニウム、マグネシウム又ハ其合金ノ製品(管、板、棒、線、條、箔及電線)

○鉛、亞鉛、アンチモンノ製品(管、板、棒、線、條及箔)

○雲母

○石綿

○皮革

物價要覽

○棉花、綿絲、綿織物

○人造絹絲、人造絹織物（無地、晒及先染ヲ除ク生地ノモノニ限ル）

○ステープル・ファイバー、ステープル・ファイバー絲、ステープル・ファイバー織物（ネル及浴衣地其ノ他ノモノニ付テハ無地、晒及先染ヲ除ク生地モノニ限ル）

○麻袋

○羊毛、毛絲、毛織物

○敷布、毛布、タオル、手拭、軍手、メリヤス肌着

○酸化コバルト、硼酸、硫酸ニツケル、智利硝石、硫酸加里、含鹽加里、鹽化加里、プロム加里、鹽化リシウム、カゼイン、グリセリン、生酒石、酒石酸、ギルソナイド、松脂、セラック、アラビヤゴム、タラカントゴム、タンニン、ガムコパール、ガムダマイル、アルコール、カーボンブラック等

物品税ノ増徴等ニ伴フ價格等統制令第二條ノ適用ヲ受クル物品ノ措置ニ關スル件

（昭和十八年二月二十五日
一八物總第一一八號）

物品税法ノ改正ニ伴フ價格等統制令第二條ノ適用ヲ受クル物品ニ關シテハ近ク別紙告示ノ如ク價格

等統制令第七條ノ規定ニ依リ額ヲ指定シ昭和十六年十一月十一日農工省告示第六號ヲ廢止スルコトト相成豫定ニ付テハ昭和十六年十二月八日附一六物一第六四五二號通牒竝ニ左記ノ點御留意ノ上運用相成度依命此段及通牒候也

記

一 新告示ハ昭和十六年十一月十一日農工省告示第六號ヲ基準トシ物品税法ノ改正其ノ他ノ事情ニ依リ之ガ全文改正ヲ爲シタルモノニシテ其ノ要點左ノ如シ

(1) 醫藥品ニ付新ニ課税セラルルコトトナリシヲ以テ商工、農林、厚生ノ三省告示ト爲シタルコト

(2) 物品税額ノ改正ニ伴ヒ麥芽糖ヘノ加算額ヲ改メタルコト

(3) 告示一及二ニ於テ「物品税ヲ課セラルルモノ」トアリシヲ「物品税ヲ課セラルベキモノ」ト改メ且但書ヲ附シタルコト

(4) 告示三及四ニ但書ヲ附シタルコト

二 告示一及二ニ於テ「物品税ヲ課セラルルモノ」トアリシヲ「物品税ヲ課セラルベキモノ」ト改メ且但書ヲ附シタルハ從來現實ニ物品税ヲ課セラルルモノノミニ物品税相當額ノ加算ヲ認メシヲ

改メ客觀的ニ課稅物品タルモノ（課稅物品表ニ列舉セラレタルモノ）ニ付テ物品稅相當額ノ加算ヲ認メ免稅セラルル場合ニ付テハ但書ヲ以テ律セントスルモノニシテ改正物品稅法施行ノ際製造場又ハ保稅地域以外ノ場所ニ於テ物品稅法第一條第二種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ガ所持スル同法附則第三項各號ニ該當セザル物品ニ付テモ物品稅相當額ノ加算ヲ認メタルモノナルコト

三 前項後段ノ物品ニ付物品稅相當額ノ加算ヲ認ムルコトニ改メシハ取引ノ實情ニ鑑ミタルモノニシテ製造者又ハ販賣者ニ超過利益ヲ得セシムルノ意ニ非ザルモノナルヲ以テ各業者ノ組合ノ統制規程等ニ適當ナル規定ヲ置キ右超過利益ヲ組合ニ於テ徵收保管セシムル如ク貴官ニ於テ指導斡旋相成度又組合保管ノ超過利益ハ轉廢業者資金ノ一部等ニ充當スルヲ適當ナリト思料セララルモ其ノ支出ハ貴官（數府縣ニ跨ル組合ニ在リテハ關係道府縣ノ地方長官）ノ承認ニ繫ラシムル如ク配慮相成度

尙具體的ニ最高販賣價格ヲ設定又ハ改訂セル第二種及第三種ノ物品ニ付テモ右ノ如キ超過利益ハ存スルモノニ付テモ右同様措置相成度

（別紙告示省略）

特別行爲稅法ノ制定ニ伴フ措置ニ關スル件（昭和十八年三月十六日
一八物二第一八二一號）
今般特別行爲稅法案ガ成立シ四月一日ヲ以テ施行セラルルコトト相成見込ニ付テハ今般右課稅額ニ相當スル額丈ノ加算ヲ認ムルコトト致シ別紙ノ如ク告示相成等ニ付左記諸點留意ノ上取扱相成度此段及通牒候也

記

一 告示第一號ニ依ル稅額相當額ノ加算八九・一八ニ於テ停止セラレアル加工賃ノミニシテ公定料金ヲ指定シタル加工賃ニ付テハ別ニ夫々ノ告示ヲ改正スル要アリ從テ主務大臣ニ於テ額ヲ指定シタル加工賃ニ付テハ其ノ告示ヲ具體的ニ改正スル豫定ナルヲ以テ道府縣ニ於テ額ノ指定アリタル加工賃ニ付テモ具體的ニ其ノ告示ヲ改正スル要アルコト、此ノ點ニ付テハ別途通牒致ス等

二 告示第二號ハ特別行爲稅ヲ課セラルル行爲アリタル物品ノ販賣價格ニ付テモ其ノ行爲ニ付課セラルル特別行爲稅額ニ相當スル額丈ノ加算ヲ認メタルモノナルモ本告示ニ該當スルモノハ例ヘバ寫眞ノ販賣價格、印刷物ノ販賣價格等ニシテ染色、刺繡又ハ仕立行爲ノアリタル織物等ヲ

販賣スル場合ニ於ケル其ノ織物等ノ販賣價格ニ付テハ本告示一ノ適用ナシ、從テ其ノ販賣價格ニ付テハ特別行爲稅額ニ相當スル額ノ加算ハ認メラザルモノナルニ付留意スルコト
尙右ハ染色、刺繡又ハ仕立行爲ガ織物等ノ製造又ハ販賣ヲ業トスル者自身ニ依リ爲サル場合ナルト其ノ者ノ依頼ニ依リ第三者ニ依リ爲サル場合ナルトヲ問ハズ右物品ガ當該織物等ノ製造又ハ販賣ヲ業トスル者ニ依リ販賣セラルル場合ニ於テハ物品稅ノ對象トナリ其ノ染色、刺繡又ハ仕立行爲自體ニ付テハ特別行爲稅法第五條ノ規定ニ依リ特別行爲稅ハ課セラザルモノナルコト

三 本告示ノ加工賃又ハ物品ノ販賣價格ニ付テハ價格等統制令第三條ノ規定ニ依リ認可アリタル協定價格モ價格等統制令第二條ノ指定期日ニ於ケル額ト看做サルルヲ以テ當然本告示ノ適用アルニ付留意スルコト

(別紙告示省略)

奢侈品等製造販賣制限規則

(昭和十五年七月六日 商工省令第二號)
農林省令第二號)

第一條 物品ノ製造(加工ヲ含ム以下同ジ)ヲ業トスル者ハ主務大臣ノ指定シタル物品ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ主務大臣(主務大臣特ニ定メタルトキハ地方長官)ノ許可ヲ受ケタル場合及當該物品指定ノ際現ニ製造中ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 物品ノ生産(製造及加工ヲ含ム以下同ジ)又ハ販賣ヲ業トスル者ハ主務大臣ノ指定シタル年月日以後ハ左ニ掲グル物品及其ノ中古品ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ主務大臣(主務大臣特ニ定メタルトキハ地方長官)ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 前條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル物品
- 二 他ノ法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品(當該法令ニ依ル製造ノ許可アリタルモノヲ除ク)

三 主務大臣ノ指定シタル物品

前項第二號ノ他ノ法令ハ主務大臣之ヲ定ム

第一項ノ規定ハ前條但書ノ許可ヲ受ケ製造シタル物品ヲ賣渡シ又ハ之ヲ買受ケテ賣渡ス場合及第一項但書ノ許可アリタル物品ヲ買受ケテ賣渡ス場合ニハ之ヲ適用セズ

第三條 主務大臣前條第一項ノ指定ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ物品ノ生産又ハ販賣ヲ業トスル者ニ對シ同條同項ノ指定シタル年月日前ニ於ケル同條同項ニ掲グル物品ノ賣渡ニ關シ賣渡數量又ハ賣渡先ノ制限其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

第四條 物品ノ生産又ハ販賣ヲ業トスル者ハ主務大臣ノ指定シタル物品ニ付テハ主務大臣ノ定メタル規格又ハ品質ニ該當スルモノ(價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ額ノ指定アリタル種類ノ物品ニシテ主務大臣ノ指定シタルモノニ付テハ當該額ノ指定ニ於テ定メタル規格又ハ品質ニ該當スルモノ)ヲ除クノ外之ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ主務大臣(主務大臣特ニ定メタルトキハ地方長官)ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ前項但書ノ許可アリタル物品ヲ買受ケテ賣渡ス場合ニハ之ヲ適用セズ

第五條 第一條但書、第二條第一項但書又ハ前條第一項但書ノ許可ノ申請ハ輸出セラルルコト明ナ

ル物品ヲ製造シ又ハ賣渡ス場合其ノ他已ムヲ得ザル事由アル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

第六條 前條ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書二通ヲ主務大臣又ハ地方長官ニ提出スベシ

一 申請者ノ住所又ハ主タル事務所ノ所在地及業務ノ種類

二 製造又ハ賣渡サントスル物品ノ名稱、品種及數量(第四條第一項但書ノ許可ヲ受ケントスル場合ニ在リテハ當該物品ノ規格又ハ品質ヲ併セ記載スベシ)

三 許可ヲ受ケントスル事由ノ詳細

主務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ノ申請書ヲ提出スベキ者ニ對シ前項ノ申請書ノ外必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ提出スベキ申請書及必要ナル書類ニシテ主務大臣ニ提出スベキモノハ地方長官ヲ經由スベシ

第七條 委託製造、委託販賣其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第一條、第二條又ハ第四條ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第八條 第二條及第四條ノ規定ハ物品ノ生産又ハ販賣ヲ業トスル者當該物品ヲ關東州、滿洲及支那

物價要覽

以外ノ地ニ輸出スル場合ニハ之ヲ適用セズ

附則

本則ハ昭和十五年七月七日ヨリ之ヲ施行ス

一 奢侈品等製造販賣制限規則ニ關スル告示

商工省告示第三百三十九號(昭和十五年七月六日)

奢侈品等製造販賣制限規則第一條ノ規定ニ依リ物品左ノ通指定ス

染繪羽模様襦袢地及其ノ製品

織繪羽模様襦袢地及其ノ製品

染繪羽模様着尺地及其ノ製品(裾模様ノモノニシテ裾ヨリノ高サ鯨尺二尺未滿又ハ袖裾ヨリノ高サ鯨尺一尺三寸未滿ノ模様ヲ附シタルモノヲ除ク)

織繪羽模様着尺地及其ノ製品
織繪羽模様羽織地及其ノ製品

染繪羽模様羽織地及其ノ製品

織繪羽模様襦袢地及其ノ製品

染繪羽模様襦袢地及其ノ製品

織繪羽模様夜具表地及其ノ製品

染繪羽模様夜具表地及其ノ製品

綴織帶地及綴織袱紗地(縞及無地ノモノヲ除ク)並ニ其ノ製品

刺繡(縫定紋ヲ除ク)ヲ施シタル織物及其ノ製品(帶地及帶ヲ除ク)

銀絲若ハ漆絲(模造品ヲ含ム)又ハ模造品タル金絲ヲ用ヒタル織物及其ノ製品(模造品タル金絲

銀絲又ハ漆絲ヲ用ヒタル帶地及帶ヲ除ク)

無線シホンベルベット及其ノ製品

ビロード縮緬及其ノ製品

絹レース地(交編ヲ含ム)及其ノ製品

指輪(昭和十五年七月商工省告示第三百四十二號ニ依リ定メタル法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタ

ルモノヲ除ク)

腕輪(同)

首飾(同)

耳飾(同)

ネクタイピン(同)

身邊裝飾品タルペンダント(同)

第三篇 基本法令並關係通牒

物價要覽

ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、翡翠、アクアマリン、トールマリン
 ジルコン、ガーネット、クリソベリール、トパーズ、スピネル、エメラルド、ペリール、クリソ
 ライト、オパール、瑪瑙、猫眼石、虎眼石、孔雀石、土耳其玉、月長石、青金石、クンツァイト
 ブラッドストーン又ハヘマタイトノ人造品及模造品、銀製品ニシテ飲食用器具、厨房用器具、家
 具、什器、美術裝飾品、喫煙用器具、身廻用品、装身具、牌盃、被服附屬金具、文房具若ハ玩具
 又ハ其ノ部分品タルモノ
 象牙製品

商工省告示第三百四十號(昭和十五年七月六日) 改正

昭和十六年十一月二十七日商工省告示第千三百三十一號
 昭和十八年三月一日商工省告示第百七十五號

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項第三號及同條同項ノ規定ニ依リ物品並ニ當該物品及其ノ
 中古品ニ付テノ年月日左ノ通指定ス

物

品

白生地縮緬(壁織及チエニ一ヲ含ム)
 ニシテ

一反(三丈物)ニ付

販賣價格五十四圓ヲ超
 ユルモノ

物品及其ノ
 中古品ニ付
 テノ年月日
 昭和十六年
 十二月一日

白生地羽二重ニシテ	一反(三丈物)ニ付	販賣價格四十五圓ヲ超 ユルモノ	昭和十六年 十二月一日
白生地縞ニシテ	一反(三丈物)ニ付	販賣價格四十五圓ヲ超 ユルモノ	同
白生地紗ニシテ	一反(三丈物)ニ付	販賣價格四十五圓ヲ超 ユルモノ	同
白生地縞子(綸子)ニシテ	一反(三丈物)ニ付	販賣價格四十五圓ヲ超 ユルモノ	同
銘仙ニシテ	一反(三丈物)ニ付	販賣價格二十七圓ヲ超 ユルモノ	同
御召ニシテ	一反(三丈物)ニ付	販賣價格七十二圓ヲ超 ユルモノ	同
絲織ニシテ	一反(三丈物)ニ付	販賣價格七十二圓ヲ超 ユルモノ	同
紬織ニシテ	一反(三丈物)ニ付	販賣價格百九圓ヲ超 ユルモノ	同
絹上布(明石縮ヲ含ム)ニシテ	一反(三丈物)ニ付	販賣價格六十三圓ヲ超 ユルモノ	同
麻上布ニシテ	一反(三丈物)ニ付	販賣價格百九圓ヲ超 ユルモノ	同
友禪染ノモノニシテ	一反(三丈物)ニ付	販賣價格七十二圓ヲ超 ユルモノ	同

物價要覽

小紋染ノモノニシテ	一反(三丈物)ニ付	販賣價格七十二圓ヲ超 ユルモノ	昭和十六年 十二月一日
絞染ノモノニシテ	一反(三丈物)ニ付	販賣價格九十圓ヲ超ユ ルモノ	同
無地染ノモノニシテ	一反(三丈物)ニ付	販賣價格七十二圓ヲ超 ユルモノ	同
裾模様ニシテ	一表ニ付	販賣價格二百二十七圓 ヲ超ユルモノ	同
丸帶地ニシテ	一本ニ付	販賣價格三百十八圓ヲ 超ユルモノ	同
丸帶地以外ノ帶地ニシテ	一本ニ付	販賣價格百三十六圓ヲ 超ユルモノ	同
袴地ニシテ	一具分ニ付	販賣價格五十四圓ヲ超 ユルモノ	同
座蒲團地ニシテ	十枚取ニ付	販賣價格六十三圓ヲ超 ユルモノ	同
既製品又ハ半既製品タル銘仙長着 ニシテ	一枚ニ付	販賣價格三十六圓ヲ超 ユルモノ	同
既製品又ハ半既製品タル銘仙羽織 ニシテ	一枚ニ付	販賣價格三十六圓ヲ超 ユルモノ	同
既製品又ハ半既製品タル丸帶ニシテ	一本ニ付	販賣價格九十圓ヲ超ユ ルモノ	同

既製品又ハ半既製品タル丸帶以外 ノ帶ニシテ	一本ニ付	販賣價格五十四圓ヲ超 ユルモノ	昭和十六年 十二月一日
既製品又ハ半既製品タル袴ニシテ	一具ニ付	販賣價格三十六圓ヲ超 ユルモノ	同
既製品又ハ半既製品タル夜具ニシ テ	一枚ニ付	販賣價格六十三圓ヲ超 ユルモノ	同
既製品又ハ半既製品タル座蒲團ニ シテ	一枚ニ付	販賣價格九圓ヲ超ユル モノ	同
既製品又ハ半既製品タル絞り又ハ 友禪ノ長襦袢ニシテ	一枚ニ付	販賣價格六十三圓ヲ超 ユルモノ	同
既製品又ハ半既製品タル友禪ノ四 ツ身ニシテ	一枚ニ付	販賣價格六十三圓ヲ超 ユルモノ	同
既製品又ハ半既製品タル和服用コ トニシテ	一枚ニ付	販賣價格六十三圓ヲ超 ユルモノ	同
半襟ニシテ	一掛ニ付	販賣價格四圓五十錢ヲ 超ユルモノ	同
腰紐ニシテ	一筋ニ付	販賣價格五圓ヲ超ユル モノ	同
帶揚又ハ帶締ニシテ	一本ニ付	販賣價格九圓ヲ超ユル モノ	同
腰帶ニシテ	一本ニ付	販賣價格十圓ヲ超ユル モノ	同

物價要覽

洋服地(オーバーコート地並ニ毛製ノ婦人洋服地及子供服地ヲ含ム)ニシテ	一平方米ニ付	販賣價格十三圓五十錢ヲ超ユルモノ	昭和十六年十二月一日
毛製以外ノ婦人洋服地又ハ子供服地ニシテ	一平方碼ニ付	販賣價格四圓五十錢ヲ超ユルモノ	同
有線シホンベルベットニシテ	幅二七吋長一碼ニ付	販賣價格六圓三十錢ヲ超ユルモノ	同
既製品又ハ半既製品タル背廣服三ツ揃冬物ニシテ	一着ニ付	販賣價格七十二圓ヲ超ユルモノ	同
既製品又ハ半既製品タル背廣服三ツ揃夏物ニシテ	一着ニ付	販賣價格七十二圓ヲ超ユルモノ	同
既製品又ハ半既製品タル背廣服三ツ揃夏物ニシテ	一着ニ付	販賣價格六十圓ヲ超ユルモノ	同
註文品タル背廣服三ツ揃冬物ニシテ	一着ニ付	販賣價格百十八圓ヲ超ユルモノ	同
註文品タル背廣服三ツ揃夏物ニシテ	一着ニ付	販賣價格百十八圓ヲ超ユルモノ	同
註文品タル背廣服三ツ揃夏物ニシテ	一着ニ付	販賣價格九十九圓ヲ超ユルモノ	同
既製品又ハ半既製品タルオーバーコートニシテ	一着ニ付	販賣價格七十二圓ヲ超ユルモノ	同
註文品タルオーバーコートニシテ	一着ニ付	販賣價格百十八圓ヲ超ユルモノ	同

モーニングコートニシテ	一着ニ付	販賣價格百七十三圓ヲ超ユルモノ	昭和十六年十二月一日
既製品又ハ半既製品タルレインコートニシテ	一着ニ付	販賣價格五十圓ヲ超ユルモノ	同
既製品又ハ半既製品タル婦人洋服ニシテ	一着ニ付	販賣價格五十四圓ヲ超ユルモノ	同
註文品タル婦人洋服ニシテ	一着ニ付	販賣價格九十圓ヲ超ユルモノ	同
既製品又ハ半既製品タル子供服(オーバーコートヲ含ム)ニシテ	一着ニ付	販賣價格三十圓ヲ超ユルモノ	同
註文品タル子供服(オーバーコートヲ含ム)ニシテ	一着ニ付	販賣價格三十圓ヲ超ユルモノ	同
莫大小ノシャツニシテ	一枚ニ付	販賣價格十三圓五十錢ヲ超ユルモノ	同
莫大小ノズボンニシテ	一枚ニ付	販賣價格十三圓五十錢ヲ超ユルモノ	同
ネクタイニシテ	一本ニ付	販賣價格三圓五十錢ヲ超ユルモノ	同
ワイシャツ(カッターヲ含ム)ニシテ	一枚ニ付	販賣價格九圓ヲ超ユルモノ	同
大人用靴下(男子長靴下及フルフアツシヨソ式絹婦人長靴下ヲ除ク)ニシテ	一足ニ付	販賣價格二圓二十五錢ヲ超ユルモノ	同

第三篇 基本法令並關係通牒

物價要覽

子供用靴下ニシテ	一足ニ付	販賣價格一圓三十五錢ヲ超ユルモノ	昭和十六年十二月一日
ハンカチーフニシテ	一枚ニ付	販賣價格九十九錢ヲ超ユルモノ	同
手袋ニシテ	一双ニ付	販賣價格四圓五十錢ヲ超ユルモノ	同
毛皮襟卷ニシテ	一枚ニ付	販賣價格二百圓ヲ超ユルモノ	同
毛皮製以外ノ襟卷(マフラー)及スカーフヲ含ム)ニシテ	一枚ニ付	販賣價格十三圓五十錢ヲ超ユルモノ	同
肩掛(ショール)ニシテ	一枚ニ付	販賣價格二十七圓ヲ超ユルモノ	同
時計ニシテ	一箇ニ付	販賣價格四十五圓ヲ超ユルモノ	同
櫛、笄又ハ簪ニシテ	一箇ニ付	販賣價格二十七圓ヲ超ユルモノ	同
帶止ニシテ	一箇ニ付	販賣價格二十七圓ヲ超ユルモノ	同
カフスポタンニシテ	一組ニ付	販賣價格九圓ヲ超ユルモノ	同
バツクルニシテ	一箇ニ付	販賣價格九圓ヲ超ユルモノ	同

ハンドバツグニシテ	一箇ニ付	販賣價格二十七圓ヲ超ユルモノ	昭和十六年十二月一日
眼鏡縁ニシテ	一箇又ハ一組ニ付	販賣價格十五圓ヲ超ユルモノ	同
洋傘ニシテ	一本ニ付	販賣價格二十二圓ヲ超ユルモノ	同
ステツキニシテ	一本ニ付	販賣價格十三圓ヲ超ユルモノ	同
草履ニシテ	一足ニ付	販賣價格十八圓ヲ超ユルモノ	同
下駄ニシテ	一足ニ付	販賣價格六圓三十錢ヲ超ユルモノ	同
靴ニシテ	一足ニ付	販賣價格三十一圓ヲ超ユルモノ	同
書類入靴ニシテ	一箇ニ付	販賣價格二十七圓ヲ超ユルモノ	同
旅行用手提鞆(バツグヲ含ム)ニシテ	一箇ニ付	販賣價格四十五圓ヲ超ユルモノ	同
帽子(シルクハットヲ除ク)ニシテ	一箇ニ付	販賣價格十八圓ヲ超ユルモノ	同
香水ニシテ	一壺ニ付	販賣價格六圓九十錢ヲ超ユルモノ	昭和十八年三月一日

第三篇 基本法令並關係通牒

物價要覽

筆筒ニシテ	一棹ニ付	販賣價格百八十圓ヲ超 ユルモノ	昭和十七年 十二月一日
洋服筆筒ニシテ	一箇ニ付	販賣價格百三十六圓ヲ 超ユルモノ	同
鏡臺(姿見ヲ含ム)ニシテ	一臺ニ付	販賣價格五十四圓ヲ超 ユルモノ	同
座机ニシテ	一箇ニ付	販賣價格四十五圓ヲ超 ユルモノ	同
座卓ニシテ	一箇ニ付	販賣價格九十圓ヲ超ユ ルモノ	同
火鉢(長火鉢ヲ含ム)ニシテ	一箇ニ付	販賣價格九十圓ヲ超ユ ルモノ	同
洋机、卓子ニシテ	一箇ニ付	販賣價格六十三圓ヲ超 ユルモノ	同
椅子ニシテ	一箇ニ付	販賣價格百三十五圓ヲ 超ユルモノ	同
長椅子ニシテ	一箇ニ付	販賣價格四百五十圓ヲ 超ユルモノ	同
應接間洋家具セツトニシテ	一組(五箇以上ノモノ)ニ付	販賣價格十圓ヲ超ユル モノ	同
花輪又ハ花束ニシテ	一箇ニ付		同

寫真機ニシテ	一箇ニ付	販賣價格六百八十四圓 ヲ超ユルモノ	昭和十八年 三月一日
三月節句用親王雛ニシテ	一對ニ付	販賣價格四十五圓ヲ超 ユルモノ	昭和十六年 十二月一日
三月節句用飾セツトニシテ	一揃ニ付	販賣價格百八十圓ヲ超 ユルモノ	同
五月節句用具足ニシテ	一揃ニ付	販賣價格三十五圓ヲ超 ユルモノ	同
五月節句用兜ニシテ	一箇ニ付	販賣價格三十五圓ヲ超 ユルモノ	同
五月節句用飾セツトニシテ	一揃ニ付	販賣價格百八十圓ヲ超 ユルモノ	同
羽子板ニシテ	一枚ニ付	販賣價格九圓九十錢ヲ 超ユルモノ	同
玩具ニシテ	一箇ニ付	販賣價格九圓ヲ超ユル モノ	同
人形(衣裳附ノモノヲ含ム)ニシテ	一箇ニ付	販賣價格二十七圓ヲ超 ユルモノ	同
萬年筆ニシテ	一本ニ付	販賣價格四圓五十錢ヲ 超ユルモノ	同
シャープペンシルニシテ	一本ニ付	販賣價格二圓七十錢ヲ 超ユルモノ	同

第三篇 基本法令並關係通牒

物價要覽

一冊ニ付

販賣價格四圓五十錢ヲ
超ユルモノ

昭和十六年
十二月一日

- アルバムニシテ
- ダイヤモンド
- ルビー
- サファイヤ
- アレキサンドライト
- 翡翠
- アクアマリン
- トールマリン
- ジルコン
- ガーネット
- クリソペリール
- トパーズ
- スピネル
- エメラルド
- ペリール

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

- クリソライト
- オパール
- 猫眼石
- 虎眼石
- 孔雀石
- 土耳其玉
- 月長石
- 青金石
- クンツアイト
- ブラッドストーン
- ヘマタイト
- 象牙

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

昭和十六年
十二月一日

商工省告示第三百四十一號(昭和十五年七月六日)

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項ノ規定ニ依リ同條同項第一號ニ掲グル物品及其ノ中古品ニ

第三篇 基本法令並關係通牒

物價要覽

付テノ年月日左ノ通指定ス

昭和十五年七月
商工省告示第三百三十九號ニ依リ指定シタル物品及其ノ中古品ニ付テハ昭和十五年十月七日

商工省告示第三百四十二號(昭和十五年七月六日)

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第二項ノ規定ニ依リ法令左ノ通定メ同條第一項ノ規定ニ依リ當該

法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品及其ノ中古品ニ付テノ年月日左ノ通指定ス

法令

上掲法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品及其ノ中古品ニ付テノ年月日

銅使用制限規則

昭和十五年十月七日

白金使用制限規則

同

銑鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件

同

皮革使用制限規則

同

鋼製品ノ製造制限ニ關スル件

同

鉛、亞鉛、錫等使用制限規則

同

ゴムノ使用制限ニ關スル件

同

纖維製品製造制限規則

同

農林省告示第十號(昭和十五年七月六日)

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項第三號及同條同項ノ規定ニ依リ物品及當該物品ニ付テノ年月日左ノ通指定ス

物

品

年月日

果實(メロン及苺ヲ含ム)ニシテ 百匁ニ付 販賣價格二圓ヲ超ユルモノ 昭和十五年十月七日

詰合食料品ニシテ 一詰合ニ付 販賣價格五圓ヲ超ユルモノ 同

農林省告示第三百十三號(昭和十五年七月六日)

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第二項ノ規定ニ依リ法令左ノ通定メ同條第一項ノ規定ニ依リ當該法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品ニ付テノ年月日左ノ通指定ス

法令

上掲法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品ニ付テノ年月日

用材生産統制規則

昭和十五年十月七日

兔毛皮使用制限規則

同

第三篇 基本法令並關係通牒

(一) 奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項第二號ニ依ル
禁制品 (他ノ法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタルモノ)

一、鋼製品ノ製造制限ニ關スル件(昭和十三年七月八日
商工省令第四十九號)

商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ハ鋼材(屑鋼ヲ含ム)ヲ以テ之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
前項但書ノ許可ヲ受ケントスル當該物品又ハ部分品ニ關スル工業組合又ハ工業組合聯合會ノ組合員又ハ所屬ノ工業者ナル場合ニ於テハ當該工業組合又ハ工業組合聯合會ヲ經由シテ許可申請書ヲ提出スベシ

附則

本令ハ昭和十三年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

鋼製品ノ製造制限ニ關スル件ニ依リ物品指定ニ關スル件(昭和十三年七月八日
商工省告示第百八十號)

鋼製品ノ製造制限ニ關スル件ニ依リ左ノ通物品ヲ指定ス

文鎮 本立(ブックエンドヲ含ム) 鉛筆削 ペーパーナイフ 貯金箱 バンド用具 靴篋 煙草セツト シガレットケース ライター 灰皿 鏡 コンパクト 石鹼箱 化粧箱 繪具箱 墨汁罐 食卓用ナイフ フォーク スプーン 茶卓 盆 皿 菓子器 菓子罐 魔法壘 天火 布帛掛 置物 置時計 花器 火鉢 椅子 机 卓子 棚 戸棚(ロッカーヲ含ム) 帽子掛 掃除器 塵取 如露 鹽 備付用手洗器 湯タンポ 家庭用電熱器 シヤンデリヤ 電氣スタンド ランプシェード 鳥籠 衣裳入箱 紙屑箱 傘立 自轉車立 履物裏金 泥拭器 痰壺 塀扉 門 格子 風窓 窓枠分銅 シヤッター用器 柵 手摺 欄干 交通標識 電柱 街頭照明柱(鐵蕊ヲ含ムセメントポールヲ除ク) 電燈支柱用腕木 郵便受箱 陳列器具 看板 ネームプレート 廣告塔 ネオンサイン用具 玩具 子供用乗物 スケート用具 投擲用砲丸 鐵槌圓盤及槍 劍道用面 野球用マスク 鐵亞鈴 競漕短艇用クラッチ 競技用障害物 庭球用ネット 運動靴用スパイク ゴルフ用具 登山用ピッケル メガホン 獵銃 空氣銃 樂器 樂譜臺及タクト 蓄音器及蓄音機用針 幻燈機 活動寫真機 演藝用照明機械器具 金網(ラス及工鑛業用ノモノヲ除ク) 籠類 ガス器具(營業用及醫療用ノモノヲ除ク) 金庫(手提金庫ヲ含ム) 扇風機(工鑛業

物價要覽

用ノモノヲ除ク) ストープ 冷蔵庫(醫療用ノモノヲ除ク) 卓上呼鈴 金錢登錄機 フাইル
 名刺刺及傳票刺 パンチ ホチキス 自働番號機 エレベーター(工鑛業用ノモノヲ除ク) 紡織
 染色又ハ整理用機械器具(針布製造用機械器具ヲ除ク) 窯業用機械器具(硝子又ハ耐火煉瓦製造
 用機械器具ヲ除ク) 印刷又ハ製本用機械器具 理容用機械器具(バリカン及剃刀ヲ除ク)
 左ニ掲ゲル物品又ハ其ノ部分品ヲ製造スル専用機械器具
 鐵釘(蹄釘ヲ除ク) 金網 菓子 清涼又ハ致醉飲料 香水 石鹼 蓄音機用レコード セルロイ
 ド及同製品 紙及同製品(ライターペーパー等特殊ノ紙ヲ除ク) 刷毛及刷子 綿又ハ麻製ノ綱繩
 及網 帽子 燐寸 金屬箔 萬年筆 鉛筆及クレヨン

二、鉄鑄物ノ製造制限ニ關スル件(昭和十三年四月二十五日
商工省令第十九號)

改正 昭和十三年商工省令第三十四號

商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ハ鉄鑄ヲ以テ之ヲ鑄造スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依
 リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

前項但書ノ許可ヲ受ケントスル者當該物品又ハ部分品ニ關スル工業組合又ハ工業組合聯合會ノ組合

員又ハ所屬ノ工業者ナル場合ニ於テハ當該工業組合又ハ工業組合聯合會ヲ經由シテ許可申請書ヲ提
 出スベシ

附則

本令ハ昭和十三年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

附則(昭和十三年六月二十九日商工省令第三十四號)

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

鉄鑄物ノ製造制限ニ關スル件ニ依ル物品指定ニ關スル件(昭和十三年四月二十五日
商工省告示第百二十號)

鉄鑄物ノ製造制限ニ關スル件ニ依リ左ノ通物品ヲ指定ス

文鎮 鉛筆削 インク壺 ホチキス 貯金箱 火鉢 茶道用風呂釜 天水鉢 扇風機(工鑛業用
 ノモノヲ除ク) 鏡臺 煙草セツト 瓦 灰皿 持送り 花器 看板 水盤 風窓 燈籠 窓枠
 分銅 火消壺 椅子 玩具 金庫(手提金庫ヲ含ム) 鋏 帽子掛 柱掛 掃除器 額縁 手摺
 茶卓 格子 菓子皿 陳列臺 置物 街頭照明柱 電氣スタンド 電柱 電燈支柱用腕木 欄干
 門柱 柵 屏 交通標識 街路樹保護板 溝蓋 紙屑箱

物價要覽

鉄鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件ニ依ル物品指定ニ關スル件(昭和十三年六月二十九日 昭和省告示第百六十五號)

鉄鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件ニ依リ左ノ通物品ヲ指定シ昭和十三年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本立(ブックエンドヲ含ム) シヤンデリヤ 机 卓子 寢臺 シヤツター用器 郵便受箱 ラヂエター ガスストーブ 電氣ストーブ 鐵瓶 五徳 卓上呼鈴 名刺刺及傳票刺 紡織、染色又ハ整理用機械器具(針布製造用機械器具ヲ除ク) 窯業用機械器具(硝子又ハ耐火煉瓦製造用機械器具ヲ除ク) 印刷又ハ製本用機械器具 理容用機械器具(バリカンヲ除ク)

左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ヲ製造スル専用機械器具

鐵釘(蹄釘ヲ除ク) 金網 菓子 清涼又ハ致醉飲料 香水 石鹼 蓄音機用レコード セルロイ下及同製品 紙及同製品(ペライタペーパー等特殊ノ紙ヲ除ク) 刷毛及刷子 綿又ハ麻製ノ綱繩及網 帽子 燐寸 金屬箔 萬年筆 鉛筆及クレヨン

三、銅使用制限規則(昭和十二年十一月六日 昭和省令第二十八號)

改正 昭和十三年商工省令第十八號、第七十三號、昭和十五年商工省令第六十二號

(抜萃)

第四條 銅又ハ銅合金ハ之ヲ商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ニシテ輸出品(關東州、滿洲

國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ)又ハ其ノ部分品ニ非サルモノノ製造(加工ヲ含ム以下同ジ)ニ使用スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 法令ニ依リ製造ヲ要スルモノノ製造ニ使用スルトキ
- 二 學術研究ノ試験又ハ標本ノ用ニ供スルモノノ製造ニ使用スルトキ
- 三 美術展覽會ノ出品物ノ製造ニ使用スルトキ
- 四 鍍金用又ハ箔、紙、絲、粉若ハ液トシテ使用スルトキ

銅使用制限規則第四條ノ規定ニ依ル物品指定ニ關スル件(昭和十三年八月一日 昭和省告示第百二十七號)

銅使用制限規則第四條ノ規定ニ依リ左ノ通物品ヲ指定シ昭和十三年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

アイロン 油濾シ 安全剃刀及同容器 椅子 犬用金具 印形 印形入レ インク入レ(インクスタンドヲ含ム) 打掛 腕時計バンド 腕輪 繪具容器 エレベーター(工鑛業用ノモノヲ除ク) 煙突 鉛筆金具 鉛筆削リ 鉛筆鞘 置時計 置物 桶、盥類ノ籠 押板 帶留 オペラグラス カードテン金具 カード立 カードリング 鏡金具 花器 角砂糖挾 カクテルセット

第三篇 基本法令並關係通牒

物價要覽

樂譜臺 傘立 飾棚 菓子型 菓子器 菓子製造機 家庭用懐中電燈 家庭用冷蔵庫 鞆金具(蝶番及錠前ヲ除ク) カフスポタン 畫紙 釜 墓口金具 髪飾品 紙挾 蚊帳釣手 蚊遣器 カラー止、カラーボクン カレンダー金具 皮剝器 玩具 觀賞用魚類容器 看板 喫煙用器具(煙草、パイプ、ライター、灰皿、シガレットケース等) 急須 鏡臺金具 金庫(手提金庫ヲ含ム) 空氣銃 鎖(工鑛漁業及船舶用ノモノヲ除ク) 屑入レ 藥玉裝飾金具 果物容器 靴下止金具 靴篋 頸飾 クリツプ類 化粧品又ハ化粧品用具ノ容器(口金ヲ含ム) 下駄又ハ草履ノ裏金 蹴板 建築物ノ柱、壁、天井、庇廻シ等ノ製飾金物(グリルヲ含ム) コーナビービド コーヒ沸シ 廣告用文字 格子及パンチングメタル(レヂスターヲ除ク) 香水吹金具 交通標識板 氷入器 氷挾 香爐 コツプ、茶碗類並ニ同蓋、袴及臺 鍔(工鑛業用ノモノヲ除ク) 五徳 子供用乗物 コハゼ 御飯蒸器 ゴルフ用具 コンパクト 盃 柵 皿 仕切用金物(カウンタースクリーンヲ含ム) 自轉車立 絞タオル入レ シヤープペンシル(機構鉛筆) 寫真機用三脚 寫真立 十能(臺十能ヲ含ム) 漏斗 狀差 賞牌 賞盃 商品陳列器具 錠前ノ握玉(眞棒受ネチ部ヲ除ク) 食器棚金具 燭臺 食卓 書狀計 書類入籠 如露 炊事臺(調理臺ヲ含ム) 炊事用ボール スキツチボード 水筒 吸取器 硯水入レ スタンプ臺 ステツキ金具 ストープ ス

トロー立 スプーン 止止 ズボン伸張器 ズボン吊金具 スライドフアスナ 清涼櫃 扇風器 (工鑛業用ノモノヲ除ク) 洗面器 船舶用、燈火管制用、耐濕耐爆用及特殊照明用(航路標識用、醫療用及神佛用)以外ノ照明器具及附屬品(通電部分、無裝飾ホルダー部分及反射鏡 部分ヲ除ク) 袖丸ミ 算盤ノ心棒 大根等ノ下金 卓上呼鈴 玉子燒器 痰壺 筆筒、衣裳入箱、衣紋掛、本箱、引出箱、茶棚、机等ノ金兩(蝶番及錠前ヲ除ク) 暖房具前飾金物 蓄音機 茶濾シ入レ 茶零シ 茶托 茶壺 茶道用風爐釜 茶焙ジ 提灯金具 帳面(ルーズリーフノート及スプリングノートヲ含ム) 金具 貯金箱 塵取 散蓮華 圖畫用水筒及油壺 吊下手洗器 手提袋金具 電氣炬燵 電氣座蒲團 電氣七輪 電氣掃除器 電氣足温器 天火 トースター ドアークローザー及フロアーヒンチ 桶受金物 トイレットペーパーホルダー 銅壺及柄杓入 銅像(胸像ヲ含ム) 及銅牌 燈籠 登山用アルコール焔爐 登山用アルコールタンク 扉 トランク類金具 (蝶番及錠前ヲ除ク) 烏籠 泥拭器 ナイフ(ペンナイフ及バタナイフヲ含ム) 流臺 ナフキンリング 鍋 肉池 ネームプレート コーシヨンプレート 標札類 ネクタイピン ネクタイ止 灰落シ 灰搔 排氣筒 蠅叩キ 蠅張 灰篩 バケツ 破損止金物(保護金物) バニテイケ ース齒刷子入レ バター、ジャム、砂糖、ミルク等ノ容器 パレット 盆景用具類 パン立 ハ

第三篇 基本法令並關係通牒

物價要覽

ンドバッグ 引手及把手 髭剃用コップ 柄杓(レードルヲ含ム) 美錠 火熨斗 火箸火鉢 被
 服用バンド 紐掛 表示板掲装具 日除金具 フィンガーボール 風鈴 フォーク ブックベル
 ト金具 筆洗 筆立(ペン立ヲ含ム)及筆架 布帛掛 ブローチ 風呂桶及風呂釜 文鎮 ペーパー
 ナイフ 塀 ヘヤーアイロン ヘヤードライヤー 篋 ペン皿 ペン軸裝飾金具 ホールスタ
 ンド 簪 帽子、額縁等ノ掛金具 庖丁 ボタン(スナップヲ除ク) 盆 本立 窓開閉調整器
 魔法瓶 万年筆金具(ペン先ヲ除ク) 水差 耳飾 名刺、傳票等ノ刺器 目地 メニュー立 メ
 モ挾 持送り(棚受ケヲ含ム)物干器 藥罐 燒網 門 藥味入及藥味立 矢立 矢筈 遊戯用
 ボート 郵便受口 床磨器 指輪 湯沸器 洋傘裝飾金具 楊枝入 洋服掛 ラヂエーター及同
 カバー 欄干 蠟燭立(神佛用ノモノヲ除ク)

銅使用制限規則第四條ノ規定ニ依ル物品指定ニ關スル件(昭和十四年三月三十一日 商工省告示第六十六號)

銅使用制限規則第四條ノ規定ニ依リ左ノ通物品ヲ指定シ昭和十四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

シャンパンクーラー 手水鉢 デイツシユカパー 電球(導入線ヲ除ク) 天水桶 ナットクラツ
 カー 噴水金物 マーク類刷込板 燒串

四、白金使用制限規則(昭和十二年十二月二十八日 商工省令第三十六號)

(拔萃)

第一條 白金ハ之ヲ裝飾用品、裝身具、身廻品、文房具又ハ什器ノ製造(加工及修理ヲ含ム)以下同
 ジニ使用スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

五、鉛、亞鉛、錫等使用制限規則(昭和十三年七月九日 商工省令第五十一號)

改正 昭和十五年商工省令第六十二號

(拔萃)

第三條 鉛、亞鉛、錫若ハアンチモン又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金(銅使用制限規則ノ適用ヲ受
 クル銅合金及ニツケル使用制限規則ノ適用ヲ受クル合金ヲ除ク)ハ之ヲ左ニ掲グル物品又ハ其ノ
 部分品ニシテ輸出品ニ非ザルモノノ製造ニ使用スルコトヲ得ズ但シ亞鉛メッキ用、錫メッキ用又
 ハハンドシテ使用スル場合及地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 一 茶器、酒器、菓子器、其ノ他ノ飲食用器具
 二 鍋、釜、湯沸其ノ他ノ厨房用器具

物價要覽

- 三 火鉢、帽子掛、飾棚、飾臺其ノ他ノ家具什器
- 四 手摺、把手、蝶番其ノ他ノ建築用附屬金具
- 五 置物、花器、賞盃、函物其ノ他ノ美術裝飾品
- 六 煙草セツト、シガレットケース、灰皿其ノ他ノ喫煙用器具
- 六 ハンドバツグ、化粧用具、化粧品容器其ノ他ノ身廻用品
- 八 髪飾、帶止、ブローチ、鈕釦其ノ他ノ裝身具又ハ被服附屬金具
- 九 文鎮、インクスタンド、紙切其ノ他ノ文房具
- 十 玩具

六、纖維製品製造制限規則(昭和十四年九月五日
商工省令第四十六號)

(拔萃)

第一條 別表甲號ニ掲グル纖維製品ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外製造スルコトヲ得ズ

- 一 商工大臣ノ指定シタル種類ノ纖維製品ヲ製造スルトキ
- 二 輸出品(關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ)又ハ輸出品ノ原料若ハ

材料トシテ纖維製品ヲ製造スルトキ

三 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケ纖維製品ヲ製造スルトキ

(參考)

別表 甲號

ステープルファイバー織物(毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク)

ステープルファイバー莫大小生地(毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク)

毛莫大小製品(毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ謂フ)

毛莫大小生地(毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ謂フ)

毛紡式ステープルファイバー莫大小製品(毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク)

毛紡式ステープルファイバー莫大小生地(毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク)

纖維製品製造制限規則第一條ノ規定ニ依ル纖維製品ノ種類指定ノ件(昭和十四年九月五日
商工省告示第二百二十三號)

一、ステープルファイバー織物中

小幅白木綿 金巾 天竺 粗布 三綾 四綾 細綾 細布 小倉 ゼファー サージ モスリ

第三篇 基本法令並關係通牒

物價要覽

ン スレーキ ギヤバチン 雲齋 縹子 八丈 ポプリン ブロード 變織 斜子織 ビツケ
 ベロア コール天 ギンガム ネル セル シジラ 寒冷紗 クレツプ ブロツク サツカー
 タオル 敷布 風呂敷 ガーゼ 縹帶 毛布 蚊帳生地 ス・フ帆布 別珍 苾地 縹木綿
 夜具地 緋 織色木綿 丸紡 手染中形用生地 機械捺染用生地 裏地 カラー生地 擬麻布
 斑布 北布 ヅツク 家具用裂地 マフラ フート地 ガラ紡緯服地 ス・フ麻文織服地 羽根
 蒲團用生地 座蒲團地 兒服地 襪地 緞通 モール織 三笠織 シール織 モケツト 大和織
 二、ステープルファイバー莫大小生地中
 吊及トンプキン生地 兩面生地 フライス生地 臺丸生地 フレンチ生地 小横生地 大横生
 地 丸ゴム生地

三、毛織物中

サージ 服地 ポーラー クレバネツト ゼコニー アルパカ裏地 苾地 ラシヤ 肩掛 毛
 布 角卷

四、毛莫大小製品中

シャツ ズボン下 子供用股引(腹當附股引ヲ含ム) コンビネーション 婦人クリ衿シャツ

婦人東衿襦袢 婦人服下 婦人股引(半股引ヲ含ム) 首卷 腹卷 腰卷 ズロース 海水パン
 ツ 婦人海水着 子供服 セーター ハーフコート サツクコート(ジレーヲ含ム) レギンス
 子供帽子 靴下(カバーヲ含ム) 手袋 オシメカバー 幼兒服 チョッキ 日出帽子 毛足袋
 五、毛莫大小生地中

經編メルトン 丸編生地

六、毛紡式ステープルファイバー莫大小製品中

シャツ ズボン下 子供用股引(腹當附股引ヲ含ム) コンビネーション 婦人クリ衿シャツ
 婦人東衿襦袢 婦人股引(半股引ヲ含ム) 首卷 ズロース ケープ 幼兒服 子供上服 セー
 ター レギンス 手袋

七、毛紡式ステープルファイバー莫大小生地中 丸編生地

七、ゴムノ使用制限ニ關スル件(昭和十三年七月九日)

左ニ掲グル物品又ハ其ノ材料ハインデアラバー、パララバー、ラテツクス、ジロトン、バラタ、

物價要覽

ガタパーチャ又ハ再生ゴムヲ使用シテ之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ軍ノ註文又ハ輸出註文(關東州滿洲國又ハ中華民國向ノモノヲ除ク)ニ係ル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 總ゴム長靴
- 二 總ゴム短靴(雨靴、オーバーシューズ及豆靴ヲ含ム)
- 三 草履及下駄(鼻緒及爪革ヲ含ム)
- 四 スリツパ
- 五 手袋(醫療用ノモノヲ除ク)
- 六 衣服用ベルト
- 七 タイル
- 八 ラバリエーム
- 九 手摺ベルト
- 十 マット
- 十一 デスクシート
- 十二 家具用キヤップ
- 十三 クツションゴム
- 十四 ガーデンホース
- 十五 ゴムバンド
- 十六 絲ゴム
- 十七 空氣枕
- 十八 スポンヂ
- 十九 玩具
- 二十 廣告用氣球
- 二十一 海水浴用具
- 二十二 運動用具

二十三 チューインガム

前項但書ノ許可ヲ受ケントスル者當該物品又ハ材料ニ關スル工業組合又ハ工業組合聯合會ノ組合員又ハ所屬ノ工業者ナル場合ニ於テハ當該工業組合又ハ工業組合聯合會ヲ經由シテ許可申請書ヲ提出スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ製造中ノモノニ付テハ本令ヲ適用セズ

八、皮革使用制限規則(昭和十三年七月一日 商工省令第四十三號)

第一條 左ニ掲グル物品又ハ其ノ材料ハ牛革(黃牛革ヲ含ム以下同ジ)又ハ水牛革ヲ使用シテ之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ軍ノ註文又ハ輸出註文(關東州、滿洲國又ハ中華民國向ノモノヲ除ク)ニ係ル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者ニ在リテハ商工大臣其ノ他ノ者ニ在リテハ地方長官ノ許可シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三篇 基本法令並關係通牒

- 一 靴
- 二 馬具
- 三 自轉車又ハ自動自轉車用サドル
- 四 調帶
- 五 バツキンダ
- 六 運動用具
- 七 革砥

第二條 左ニ掲グル物品又ハ其ノ材料ハ牛革、水牛革、馬革、騾革、驢革、緬羊革、山羊革、豚革、鹿革、獐革、犬革、鯨革又ハ鮫革ヲ使用シテ之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ軍ノ注文又ハ輸出注文（關東州、滿洲國又ハ中華民國向ノモノヲ除ク）ニ係ル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者ニ在リテハ商工大臣其ノ他ノ者ニ在リテハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

- 一 草履、スリツパ其ノ他ノ履物（鼻緒及爪革ヲ含ム）但シ靴ヲ除ク
- 二 靴、トランク、ランドセル、リュックサツク、圖囊其ノ他ノ携帯用具

- 三 マント、外套、上著、ズボン其ノ他ノ衣類
- 四 帽子、手袋、帶革、ズボン吊、靴下留、脚絆、其ノ他ノ衣類附屬品
- 五 ハンドバツグ、蓆口、紙入、煙草入、名刺入、筆入、其ノ他ノ袋物
- 六 眼鏡サツク、化粧箱、寫眞器ケース、樂器ケース、獵銃サツク、運動具入、其ノ他ノ容器
- 七 水筒紐、時計腕革其ノ他ノ縛革
- 八 首輪、引紐、鞭、其ノ他ノ家畜用具但シ馬具ヲ除ク
- 九 椅子、卓子、机、寢臺、座蒲團、其ノ他ノ家具什器
- 十 書籍及帳簿、アルバム、其ノ他ノ文房具
- 十一 張革、吊革、其ノ他ノ車輛用具

第三條 牛革若ハ水牛革ヲ使用シ第一條ニ掲グル物品若ハ其ノ材料又ハ牛革、水牛革、馬革、騾革、驢革、緬羊革、山羊革、豚革、鹿革、獐革、犬革、鯨革若ハ鮫革ヲ使用シ前條ニ掲グル物品若ハ其ノ材料ヲ輸出品（關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ）又ハ其ノ材料トシテ製造シタル者ハ之ヲ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツル爲販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

物價要覽

第四條 牛革若ハ水牛革ヲ使用シタル第一條ニ掲グル物品若ハ其ノ材料又ハ牛革、水牛革、馬革、驢革、驢革、緬羊革、山羊革、豚革、鹿革、犴革、犬革、鯨革又ハ鮫革ヲ使用シタル第二條ニ掲グル物品若ハ其ノ材料ニシテ輸出品又ハ其ノ材料トシテ製造セラレタルモノヲ讓受ケタル者ハ之ヲ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツル爲販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

附則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條又ハ第二條ノ規定ハ本則施行ノ際現ニ製造中ノモノニ付テハ之ヲ適用セズ

本則施行ノ際第一條若ハ第二條ニ掲グル物品又ハ其ノ材料ノ製造ヲ業トスル者、牛皮、馬皮、羊皮又ハ豚皮ノ輸入又ハ販賣ヲ業トスル者及牛革、馬革、羊革、豚革、鯨革又ハ鮫革ノ製造又ハ販賣ヲ業トスル者ハ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ本則施行ノ日現在ノ皮革ノ種類別在庫數量ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

本則施行ノ際第二條ニ掲グル物品又ハ其ノ材料ノ製造ヲ業トスル者ニシテ他ノ用途ニ轉用シ得ザル

革ヲ所有スルモノハ本則施行後二月間ヲ限り地方長官ノ許可ヲ受ケ第二條ニ掲グル物品又ハ其ノ材料ヲ製造スルコトヲ得

附則 本令ハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

商工省告示第千三百三十一號（昭和十六年十二月二十四日）

昭和十五年七月商工省告示第三百四十號中左ノ通改正シ昭和十六年十二月二十五日ヨリ之ヲ施行ス
「従前ノ昭和十三年四月商工省告示第百二十號又ハ従前ノ昭和十三年六月商工省告示第百六十五號ニ掲ゲタル物品及其ノ部分品ニシテ銑鐵（ニツケルヲ含有スルモノヲ除ク）ヲ以テ鑄造シタルモノ（鐵製品製造制限規則第二條第一項但書ノ許可アリタルモノヲ除ク）」ノ項、「従前ノ昭和十三年七月商工省告示第百八十號ニ掲ゲタル物品及其ノ部分品ニシテ鋼材（ニツケル含有量千分ノ四以上ノモノヲ除ク）又ハ其ノ屑若ハ故ヲ以テ製造シタルモノ（鐵製品製造制限規則第二條第一項但書ノ許可アリタルモノヲ除ク）」ノ項及「従前ノ昭和十三年八月商工省告示第百二十七號又ハ従前ノ昭和十四年三月商工省告示第六十五號ニ掲ゲタル物品及其ノ部分品ニシテ銅若ハ銅使用制限規則第一條ノ銅合金又ハ其ノ屑若ハ故ヲ以テ製造又ハ加工シタルモノ（輸出品ニシテ關東州、滿洲及支那以外ノ地ニ輸出スルモノ、美術展覽會ノ出品物並ニ銅使用制限規則第四條但書ノ規定ニ依リ製造又ハ加

物價要覽

工シタルモノヲ除ク」ノ項ヲ削ル

【参照】

昭和十五年七月六日商工省告示第三百四十號ハ奢侈品等製造販賣制限規則ノ規定ニ依ル物品等指定ノ件ナリ

商工省告示第千三百三十二號（昭和十六年十二月二十四日）

昭和十五年十一月商工省告示第七百二十九號中左ノ通改正シ昭和十六年十二月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

第九號、第十號及第十一號ヲ削ル

【參考】

昭和十五年十一月二十日商工省告示第七百二十九號ハ奢侈品等製造販賣制限規則ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベキ場合指定ノ件ナリ

商工省告示第四號（昭和十七年一月八日）

奢侈品等製造販賣制限規則第一條ノ規定ニ依リ物品左ノ通指定ス

鉄鐵鑄物製品タル耳附羽釜、鍋、風呂釜、焚口、釜輪、焚口用耳附網、木炭用アイロン、角丸型炬燵落及王冠栓抜ニシテ昭和十六年五月商工省告示第四百七十六號ニ掲ゲタル品種及規格以外ノモノ

商工省告示第五號（昭和十七年一月八日）

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項ノ規定ニ依リ同條同項第一號ニ掲グル物品及其ノ中古品ニ付テノ年月日左ノ通指定ス

昭和十七年一月商工省告示第四號ニ依リ指定シタル物品及其ノ中古品ニ付テハ昭和十七年四月七日

商工省告示第百四十四號（昭和十七年三月六日）

奢侈品等製造販賣制限規則第一條ノ規定ニ依リ物品左ノ通指定ス

謄寫版ニシテ昭和十六年七月商工省告示第五百七十二號ニ掲ゲタル品種及規格以外ノモノ

瓦斯アイロンニシテ昭和十六年七月商工省告示第五百九十六號ニ掲ゲタル品種及規格以外ノモノ

鑄鐵ストープニシテ昭和十七年一月商工省告示第一號ニ掲ゲタル品種及規格以外ノモノ

商工省告示第百四十五號（昭和十七年三月六日）

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項ノ規定ニ依リ同條同項第一號ニ掲グル物品及其ノ中古品ニ付テノ年月日左ノ通指定ス

昭和十七年三月商工省告示第百四十四號ニ依リ指定シタル物品及其ノ中古品ニ付テハ昭和十七年六月六日

物價要覽

商工省告示第三百八十六號（昭和十七年四月十一日）

奢侈品等製造販賣制限規則第一條ノ規定ニ依リ物品左ノ通指定ス

家庭用品タル珽瑯鐵器ニシテ昭和十六年三月商工省告示第九十七號ニ掲ゲタル品種及規格以外ノモノ

商工省告示第三百八十七號（昭和十七年四月十一日）

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項ノ規定ニ依リ同條同項第一號ニ掲グル物品及其ノ中古品ニ

付テノ年月日左ノ通指定ス

昭和十七年四月商工省告示第三百八十六號ニ依リ指定シタル物品及其ノ中古品ニ付テハ昭和十七年七月十一日

商工省告示第六百八十六號（昭和十七年六月十二日）

奢侈品等製造販賣制限規則第一條ノ規定ニ依リ物品左ノ通指定ス

家庭用金物タル鋼板製品、線材製品、平板製品、鍍力製品及亞鉛メッキ製品ニシテ昭和十六年四月商工省告示第三百五十五號及同年五月商工省告示第四百三十一號ニ掲ゲタル品種及規格以外ノモノ

商工省告示第六百八十七號（昭和十七年六月十二日）

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項ノ規定ニ依リ同條同項第一號ニ掲グル物品及其ノ中古品ニ

付テノ年月日左ノ通指定ス

昭和十七年六月商工省告示第六百八十六號ニ依リ指定シタル物品及其ノ中古品ニ付テハ昭和十七年十二月十二日

商工省告示第七百六十二號（昭和十七年七月九日）

奢侈品等製造販賣制限規則第一條ノ規定ニ依リ物品左ノ通指定ス

井戸ポンプ及中繼シリンドラーニシテ昭和十六年九月商工省告示第八百五號ニ掲ゲタル品種及規格以外ノモノ

小型腕用消防ポンプ及小型手輓消防ガソリンポンプニシテ昭和十七年三月商工省告示第二百八十三號ニ掲ゲタル規格以外ノモノ

商工省告示第七百六十三號（昭和十七年七月九日）

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項ノ規定ニ依リ同條同項第一號ニ掲グル物品及其ノ中古品ニ付テノ年月日左ノ通り指定ス

昭和十七年七月商工省告示第七百六十二號ニ依リ指定シタル物品及其ノ中古品ニ付テハ昭和十七年

物價要覽

十二月三十一日

商工省告示第九百十八號（昭和十七年八月二十四日）

奢侈品等製造販賣制限規則第一條ノ規定ニ依リ物品左ノ通指定ス

アルミニウム及アルマイト製器物ニシテ昭和十七年七月商工省告示第七百七十九號ニ掲ゲタル品種及規格以外ノモノ

商工省告示第九百十九號（昭和十七年八月二十四日）

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項ノ規定ニ依リ同條同項第一號ニ掲グル物品及其ノ中古品ニ付テノ年月日左ノ通指定ス

昭和十七年八月商工省告示第九百十八號ニ依リ指定シタル物品及其ノ中古品ニ付テハ昭和十八年二月二十四日

商工省告示第九百十八號（昭和十七年九月三十日）

昭和十七年八月商工省告示第九百十八號（奢侈品等製造販賣制限規則第一條ノ規定ニ依ル物品指定ノ件）左ノ通改正ス
左ニ掲グルアルミニウム及アルマイト製品

一、厨房用器具、調理用器具及飲食用器具（昭和十七年七月商工省告示第七百七十九號ニ掲ゲタル品種及

規格ノモノヲ除ク）竝ニ其ノ部分品（附屬品ヲ含ム以下同ジ）

二、家具 什器

三、身廻用品及裝身具（時計、眼鏡縁ヲ除ク）竝ニ其ノ部分品

四、洗濯用器具及其ノ部分品

五、家庭用照明器具及其ノ部分品

六、文房具及事務用品

七、美術裝飾品及其ノ部分品

八、玩具及其ノ部分品

九、理容用器具及其ノ部分品

十、喫煙用具及其ノ部分品

十一、飲食品又ハ化粧品ノ容器及其ノ部分品

商工省告示第九百十九號（昭和十七年九月三十日）

昭和十七年八月商工省告示第九百十九號（奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項ノ規定ニ依リ同條同項第一號ニ掲グル物品及其ノ中古品ニ付テノ年月日指定ノ件）中左ノ通改正ス

第三篇 基本法令並關係通牒

物價要覽

「昭和十七年八月商工省告示第九百十八號」ヲ「昭和十七年九月商工省告示第千三十八號」ニ改ム
商工省告示第二十五號（昭和十八年一月十六日）
奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項第三號及同條同項ノ規定ニ依リ物品竝ニ當該物品及其ノ中
古品ニ付テノ年月日左ノ通指定ス

物 品

年 月 日

獵用紙藥莖ニシテ社團法人大日本獵友會ノ検査ニ合格シタルモノ以外ノ
モノ

昭和十八年二月一日

商工省告示第二百二十號（昭和十八年二月二十三日）

奢侈品等製造販賣制限規則第一條ノ規定ニ依リ物品左ノ通指定ス

鐵木ねぢニシテ昭和十七年十二月商工省告示第千三百六十二號ニ掲ゲタル規格以外ノモノ

商工省告示第二百二十一號（昭和十八年二月二十三日）

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項ノ規定ニ依リ同條同項第一號ニ掲グル物品及其ノ中古品ニ
付テノ年月日左ノ通指定ス

昭和十八年二月商工省告示第二百二十號ニ依リ指定シタル物品及其ノ中古品ニ付テハ昭和十八年五月
廿二日

(三) 奢侈品等製造販賣制限規則解説

一 はしがき

我が銃後國民生活ノ現状ヲ顧ミルト通貨ノ膨脹ガ購買力ノ増大ヲ誘發シ、生活様式ノ奢侈化ニ拍
車ヲカケタ事實ハ否メナイガ、一方ニ於テ物資ノ一大消耗ガ行ハレテ居ル場合、日常生活ニ於テ平
時ト同ジ質ト量トノ物ヲ欲求スルコトハ許サルベキデナイ。戰時ニハ戰時ニ相應シイ生活様式ガナ
ケレバナラヌワケデ、銃後ノ國民トシテハ必要最少限度ノ生活ニ甘ンズベキ責務ガアルノデア
ル。

ココニ於テ政府ハ、去ル五月十日ノ閣議デ生活必需品等ノ消費規正ニ關シ「不急不要品又ハ奢侈
贅澤品ノ生産、製造及ビ販賣ヲ制限又ハ禁止スルコト、或ル程度ノ必要性アルモノト雖モ其ノ物ノ
原材料ガ重要生産資材又ハ生活必需品資材ナル場合ニ於テハ右ニ準ズルコト」ト決定シ、爾來商工
省ニ於テ關係各官廳ト緊密ナ連絡打合セノ上、銳意コレガ具體化ニ專念シテ居タガ、イヨイヨ七月
六日商工農林省令第二號トシテ昭和十二年法律第九十二號（輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル
法律）ニ基ツク奢侈品等製造販賣制限規則ヲ公布、翌七日ノ事變記念日ヲトシテ施行サレタノデア
ル。

二 制定ノ趣旨ト規則ノ要點

本規則ノ目的トスルトコロハ戰時經濟ノ運營ニ緊要ナ資材、動力、勞力、燃料等ガ、戰時國民生活ノ不急不要ナ物品又ハ奢侈贅澤品等ノ製造販賣ニ充當サレルコトヲ抑制シテ、コレヲ直チニ戰時國民生活ニ必要ナ物品ノ生産供給ノ維持確保ニ活用シ、戰時國民生活上不急不要ナ物品又ハ奢侈贅澤品ノ購買ヲ抑制シ、コレニヨル餘剩購買力ヲ貯蓄ノ強化、公債ノ消化ニ轉換サセ、且ツ戰時國民生活ノ刷新緊張ヲ圖リ、併セテ規格外品ノ販賣ヲ禁止スルコトニヨリ、公定價格ノ維持勵行ヲ圖ラウトスルニアルノデアル。

本規則ノ要點ヲ述ベルト、第一ニ不急不要品、奢侈贅澤品トシテ主務大臣ノ指定シタ物品ノ生産、製造、販賣ハ輸出サレルコトガ明ラカナトキ、ソノ他已ムヲ得ナイ事由アルモノトシテ特ニ許可ヲ受ケタ場合ヲ除キ、禁止サレルコトニナツタノデアル。シカシ物品ノ性質上全面的禁止ヲ不適當トスルモノニツイテハ、主務大臣ノ定メタ一定ノ販賣價格ヲ超エタモノノ販賣ヲ禁止スルコトニシタノデアル(第一條、第二條第一項第一號、第三號及ビ第五條)。

第二ニ他ノ法令、例ヘバ銅使用制限規則ナドニヨツテ製造ヲ禁止サレタ物品ハ、原則トシテソノ販賣ヲ禁止スルコトニナツタ(第二條第一項第二號)。

第三ニ公定價格ノ設定サレタ物品ニツイテ、主務大臣ガ物品ヲ指定シタトキハ、當該公定價格ノ

設定ニ於テ定メラレテキル規格又ハ品質以外ノモノノ販賣ハ、輸出サレルコトガ明ラカナ場合、ソノ他已ムヲ得ナイ事由アル場合トシテ特ニ許可サレタ場合ヲ除キ、總テ禁止サレルコトニナツタ。ナホ公定價格ノ設定サレテキナイ物品ニツイテモ、主務大臣ガ物品ノ規格又ハ品質ヲ指定スルト、當該規格又ハ品質ニ該當スルモノ以外ハ、販賣ヲ禁止サレルノデアル(第四條及ビ第五條)。

第四ニ製造ト販賣ヲ禁止サレタ物品デモ、既ニ製造サレタモノ及ビ製造中ノモノハ、主務大臣ノ指定スル一定期間ヲ限り之ヲ販賣スルコトガ出來ル(第二條第一項)。

第五ハ委託製造、委託販賣ソノ他如何ナル名義ヲ以テスルヲ問ハズ、本規則ニヨル製造又ハ販賣禁止ノ規定ヲ免レル、イハユル脱法行爲ヲ爲スコトガ出來ナイトイフ脱法禁止ノ規定ヲ設ケタコトデアル(第七條)。

以下本規則ヲ條ヲ逐ウテ簡單ニ説明シヨウ。

三 逐條解説

第一條 物品ノ製造(加工ヲ含ム以下同ジ)ヲ業トスル者ハ主務大臣ノ指定シタル物品ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ主務大臣(主務大臣特ニ定メタルトキハ地方長官)ノ許可ヲ受ケタル場合及當該物品指定ノ際現ニ製造中ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第一條ハ奢侈品等ノ製造ヲ禁止シタ規定デアツテ、物品ノ製造ヲ業トスル者ハ主務大臣ノ指定シ

タ物品ヲ製造スルコトガ出來ナイノデアル。「業トスル」トイフノハ業務トシテ爲ストイフ意味デ、必ズシモ營利目的ニ出ツルコトヲ要シナイノデアル。マタ「業務」ハ主タル業務タルト附隨的業務タルトヲ問ハナイノデアル。

主務大臣ノ物品指定ハ、告示ヲ以テ指定スルノデアツテ、今回ハ商工省告示第三百三十九號トシテ染繪羽模様襦袢地及ビ其ノ製品、同羽織地、無線シホンベルベット及其ノ製品、象牙製品等ノヤウナモノガ指定サレタ(七月七日カラ製造禁止)。

然シ製造禁止ノ原則ヲ貫クトキハ、苛酷ニ失スル虞ガアルノデ、特別ノ場合ニハ例外ヲ認メテ居ルノデアル。コノ例外ノ場合ハ二ツアツテ「主務大臣(主務大臣特ニ定メタルトキハ地方長官)ノ許可ヲ受ケタル場合」ト「當該物品指定ノ際現ニ製造中ノモノ」ガコレデアル。

主務大臣又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケル場合ニツイテハ後述スル。ココニ「製造中ノモノ」トイフノハ「製造ニ著手シタモノ」トイフノヨリ狹義デ、容易ニコレヲ他ノ用途ヲ持ツ製品ニ轉換サセルコトガ出來ナイ程度ニ、製造過程ノ進行シテ居ルモノヲ指スノデアツテ、シカモ製造中ノ物品デアツテモ、主務大臣ノ指定シタ一定ノ期間ヲ經過シタ後ハ、當然販賣スル事ガ出來ナイノデアルカラ、ナルベクナラ製造中ノモノデアツテモソノ製造ヲ中止シテ、本規則ニヨツテ製造販賣ヲ禁止サレテキナイ物品ノ製造ニ轉換サセルコトガ、本規則ノ趣旨カライッテモ望マシイノデアル。

第二條 物品ノ生産(製造及加工ヲ含ム以下同ジ)又ハ販賣ヲ業トスル者ハ主務大臣ノ指定シタル年月日以後ハ左ニ掲グル物品及其ノ中古品ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ主務大臣(主務大臣特ニ定メタルトキハ地方長官)ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 前條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル物品

二 他ノ法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品(當該法令ニ依ル製造ノ許可アリタルモノヲ除ク)

三 主務大臣ノ指定シタル物品

前項第二號ノ他ノ法令ハ主務大臣之ヲ定ム

第一項ノ規定ハ前條但書ノ許可ヲ受ケ製造シタル物品ヲ賣渡シ又ハ之ヲ買受ケテ賣渡ス場合及第一項但書ノ許可アリタル物品ヲ買受ケテ賣渡ス場合ニハ之ヲ適用セズ

第二條ハ販賣禁止ノ規定デアツテ、本條第一項第一號乃至第三號ニ掲ゲタ物品ハ、主務大臣ガ指定シタ昭和十五年十月七日以後ハコレヲ販賣スルコトガ出來ナイノデアル。

第二條ニ於テ特ニ生産ヲ業トスル者ノ販賣ヲ禁止シタノハ、物品ノ性質上製造禁止ハ出來ナイガ、ソノ生産品ノ販賣ハコレヲ禁止スル必要ガアルトイフモノモアルカラデアル。例ヘバダイヤモンド、象牙ノヤウナモノノ販賣ヲ禁止シ得ルヤウ規定シタワケデアル。「生産又ハ販賣ヲ業トスル者」ノ意義ハ第一條ニ於テ述べタ通りデアツテ、營利ノ目的ヲ必要トシナイカラ、産業組合ナドモ

包含サレルワケデアル。

本條ニ依ル販賣ノ禁止ハ、新品ニ限ラナイノデアツテ、中古品ニモ販賣禁止ノ必要ガアルモノモアルノデ特ニ本條ニ於テ中古品ノ販賣モ亦禁止シタワケデアル。中古品トイフノハ一度使用シタモノデアツテ、未ダソノ物ノ用途ニ從ツテ使用スルニ堪ヘ得ルモノヲ指スノデ、從ツテ廢品トシテシカ價値ノナイモノハ中古品デハナイノデアアル。

ナホ本條ハ「賣渡スコトヲ得ズ」ト規定シテキルカラ、賣買契約ヲ締結シ得ナイノハ勿論ノコト販賣猶豫期間内ニ於ケル契約ニ基ヅク引渡モ禁止サレルノデアアル。

本條第一項第一號ノ物品ニツイテハ別ニ説明ヲ要シナイデアラウ。本條第一項第二號ノ「他ノ法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品」トハ、他ノ法令ニヨツテ製造ヲ制限サレタ物品ヲ原材料トシテ製造スルコトヲ禁止サレテ居ル物品デ、シカモソノ制限材料ヲ使用シテ居ル種類ノ物品トイフ意味デアアル。

コノ「他ノ法令」ハ主務大臣ガ定メルコトニナツテ居リ(第二條第二項)今回ノ告示ヨリ商工省關係トシテハ、銅使用制限規則、白金使用制限規則、銑鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件、皮革使用制限規則、鋼製品ノ製造制限ニ關スル件、鉛・亞鉛・錫等使用制限規則、ゴムノ使用ニ關スル件、纖維製品製造制限規則ノ八省令、農林省關係トシテハ用材生産統制規則、兎毛皮使用制限規則ノ二省令ガ

定メラレタ。コノ告示ニヨツテ右省令ニヨリ使用制限ヲ受ケテ居ル物品ヲ原材料トシテ使用シテアル物品ハ、在庫品タルト、將又ソレゾレノ制限規則ノ禁止ヲ犯シテ、イハユル闇デ製造サレタモノタルトヲ問ハズ、本年十月七日以後ハ總テ自動的ニ販賣ガ禁止サレルニ至ルノデアアル。然シ乍ラ右各省令ノ規定ニヨツテ製造ノ許可ヲ受ケタモノ(少量原料トシテ特ニ製造許可ノアツタモノノヤウニ)ノ販賣ヲ禁止スルコトハ無意義デアルカラ、カカルモノハ本條ノ適用ヲ受ケヌコトニナツテ居ルカラ、自由ニ販賣デキルワケデアアル。シカシコレラノ物品ト販賣ヲ禁止サレテ居ル物品トヲ區別スル必要ガアルカラ、特ニコレラノ物品ニツイテハ、一定ノ證票ヲ附ケサセルコトニナルデアラウ。

本條第一項第三號ノ規定ニヨリ主務大臣ノ指定シタ物品ハマタ販賣禁止品トナルガ、コノ主務大臣ノ物品指定ニハ二ツノ方法ガアツテ、單ニ物品ノミヲ指定シタ時ハ全面的ニ販賣禁止トナリ、一定ノ販賣價格ヲ定メテ物品ヲ指定シタ場合ニハ、ソノ價格ヲ超ユル場合ニ限り、奢侈品トシテ販賣ヲ禁止サレルノデアアル。

コノ主務大臣ノ定メタ一定ノ販賣價格ヲ假リニ限界價格ト名附ケヨウ。コノ限界價格ハ單ニ奢侈品ナリヤ否ヤノ限界ヲ劃スルニ過ギナイモノデアルカラ、最高販賣價格ノ指定デハナイ。從ツテ限界價格以下ノ物品ヲ賣買スル場合ニ於ケル實際ノ販賣價格ハ、當然價格等統制令ニヨリ律セラレベキモノデアアル。本條第一項第三號ノ規定ニヨリ如何ナル物品ガ指定サレタカハ、昭和十五年七月商

工省告示第三百四十號、同商工農林兩省告示第十號ヲ参照サレタイ。

今ソノ告示中ノネクタイニ例ヲ採ルト、販賣價格四圓ヲ超ユルネクタイノ販賣ハ昭和十五年十月七日以後ハ絶對ニ禁止サレ、四圓以下ノネクタイダケ販賣サレルコトニナルノデアアルガ、ソノ際ノ販賣價格ハ當業者ノ各指定期日ノ額ニヨルノデアアル。而モコノ限界價格ハ消費稅又ハ物品稅ヲ含ンダ價格デアアルカラ、物品稅ヲ加算シタ結果限界價格ヲ超ユルヤウナ場合ニハソノ販賣ハ許サレナイノデアアル。マタコノ限界價格ハ總テノ業者ニ共通ノモノデアアルカラ、小賣業者ガ限界價格内デ販賣スル爲メニハ、適當ニ利潤ヲ控除シタ價格デ卸賣業者其ノ他カラ購入シナケレバナラヌコトニナルデアラウ。

以上述べタ販賣ヲ禁止サレタ物品ニツイテモ、行政官廳ノ許可ヲ受ケタ場合ニハ販賣ガ出來ルノデアアル(第二條第一項但書)。ナホ或ル業者ガ一應販賣ノ許可ヲ受ケタ物品ニツイテハ、爾後他ノ業者ガコレヲ販賣スル場合ニハ、許可ヲ受ケナイデ販賣出來ルノデアアル。マタ第一條ノ規定ニヨツテ製造ヲ禁止サレタ物品デアツテモ、同條但書ニヨツテ製造ノ許可ヲ受ケタ物品ニツイテハ、コレガ販賣又ハ轉賣ノ場合ニハ許可ヲ受ケル必要ガナイノデアアル(第二條第三項)。

第三條 主務大臣前條第一項ノ指定ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ物品ノ生産又ハ販賣ヲ業トスル者ニ對シ同條同項ノ指定シタル年月日前ニ於ケル同條同項ニ掲グル物品ノ賣渡ニ

關シ賣渡數量又ハ賣渡先ノ制限其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

第二條ノ規定ニヨツテ物品ノ販賣ヲ禁止シタ場合ニハ、一定ノ猶豫期間ヲ附スコトニナツテ居リ今回ハ告示デ昭和十五年十月七日ト指定サレタガ、販賣禁止品ハ將來市場カラ姿ヲ消ストイフ事實ノ前ニ、場合ニヨツテハ買漁リ等ノ不愉快ナ現象ガ惹起サレル虞ガアルノデ、カクテハ本規則制定ノ趣旨ニモ反スルカラ、カヤウナ場合ニハ應急措置トシテ販賣數量又ハ販賣先ノ制限、ソノ他必要ナ命令ヲ爲シ得ルコトヲ本條ニ於テ規定シタルノデアアル。本條ガ發動サレルヤウナ事ニナツテハ、政府トシテモ又國民トシテモ、誠ニ歎カハシイコトデアアルカラ、オ互ニ自肅自戒シテ、カカル事態ノ發生セザルヤウ注意シテ頂キ度イノデアアル。

第四條 物品ノ生産又ハ販賣ヲ業トスル者ハ主務大臣ノ指定シタル物品ニ付テハ主務大臣ノ定メタル規格又ハ品質ニ該當スルモノ(價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ額ノ指定アリタル種類ノ物品ニシテ主務大臣ノ指定シタルモノニ付テハ當該額ノ指定ニ於テ定メタル規格又ハ品質ニ該當スルモノ)ヲ除クノ外之ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ主務大臣(主務大臣特ニ定メタルトキハ地方長官)ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ前項但書ノ許可アリタル物品ヲ買受ケテ賣渡ス場合ニハ之ヲ適用セズ
第四條ハ、イハユル規格外品販賣禁止ノ規定デアアル。公定價格ガ設定サレテ居ル物品ニツイテハ

大體ニ於テ規格、品質等ガ定メラレテ居ルノデアアルガ、一部業者ノ間デハ、殊更ニ公定價格設定ノ際ニ定メラレテ居ル規格、品質以外ノモノイハユル規格外品ヲ製造シテ、コレヲ公定價格ヲ無視シテ高値デ販賣シテ居ル事例ガ多々アル。カクテハマスマス公定價格ノ維持勵行ヲ困難ナラシメ、且ツ徒ラニ資材、動力、勞力、燃料等ノ消耗ヲ來スノデ、本條ニ於テイハユル規格外品ノ販賣ヲ禁止シタノデアアル。然シ絶對禁止ノ原則ヲ貫クトキハ、發明品、考案品ナド、國家的見地カライツテ必要ナモノノ出現ヲ阻害スル結果ヲ招來スルノデ、コノ矛盾ヲ解消スル爲メニ主務大臣又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタ場合ハ宜シイトイフ事ニシタノデアアル(第四條第一項但書)。

第四條第二項ニツイテハ、第二條第三項ニテ述ベタトコロト同様デアアル。

公定價格ガ設定サレテナイモノニツイテモ、主務大臣ガ物品ト規格又ハ品質ヲ指定シタトキハ、此ノ規格外品ヲ販賣スルコトヲ許サレナクナルノデアアル。

第五條 第一條但書、第二條第一項但書又ハ前條一項但書ノ許可ノ申請ハ輸出セラルルコト明ナル物品ヲ製造シ又ハ賣渡ス場合其ノ他已ムヲ得ザル事由アル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

第五條ハ、製造禁止(第一條)又ハ販賣禁止(第二條第一項、第四條第一項)ノ例外許可ヲ爲シ得ベキ場合ヲ規定シテキルノデアアル。本條ノ規定スル例外許可ノ事由ハ二ツアル。即チ

(一) 輸出サレルコトガ明ラカナ物品ヲ製造シ又ハ賣渡ス場合

(二) ソノ他已ムヲ得ナイ事由アル場合

ガコレデアアル。

(一)ノ「輸出」中ニハ圓ブロック向輸出モ包含シテキルノデアアルガ、圓ブロック向ノ輸出ノ場合ニハ、種々ノ經濟的事情モアルノデ、彼此考ヘアハセテ例外許可ヲシナイ場合モアリ得ルカト思フ。

(二)ノ「已ムヲ得ザル事由」トシテハ、大體

- (1) 輸出見本ノ製造
- (2) 藝術及ビ技術保存上特ニ必要ナ場合
- (3) 神社、佛閣又ハ教會用或ヒハ公儀式祭典用ノ物品ノ製造及ビ販賣
- (4) ソノ他眞ニ必要已ムヲ得ザル場合

ノ如キモノヲ想定シテ居ルガ、コレラニ該當スル場合デアツテモ、必ズシモ許可スルワケデハナクソノ間ノ事情ヲ慎重ニ考慮シテ許可スル方針デアアル。

許可ニ際シテハ必要ナ制限又ハ條件ヲ附スルコトガアルガ、コレハ行政行爲ノ性質上明文ヲ待ツ必要ハナイノデアアラウ。

第六條 前條ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書二通ヲ主務大臣又ハ地

方長官ニ提出スベシ

一 申請者ノ住所又ハ主タル事務所ノ所在地及業務ノ種類

二 製造又ハ賣渡サントスル物品ノ名稱、品種及數量(第四條第一項但書ノ許可ヲ受ケントスル場合ニ在リテハ當該物品ノ規格又ハ品質ヲ併セ記載スベシ)

三 許可ヲ受ケントスル事由ノ詳細

主務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ノ申請書ヲ提出スベキ者ニ對シ前項ノ申請書ノ外必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ提出スベキ申請書及必要ナル書類ニシテ主務大臣ニ提出スベキモノハ地方長官ヲ經由スベシ

第六條ハ例外許可申請書ノ記載事項、添附書類ノ提出義務及ビ申請書提出先ヲ規定シテ居ル。

記載事項ハ本條ノ第一項第一號乃至第三號ニ掲ゲテアルガ、ナホ申請書ニハコノ外参考トシテ豫定販賣價格ヲ記載サセル方針デアル。コノ豫定販賣價格ハ、單ニ參考トシテ記載サセルノデアルカラ、價格等統制令第六條ノイハユル「他ノ法令ニ基ク行政官廳ノ許可アリタル額」ニハ該當シナイノデアツテ、換言スレバ申請書記載ノ豫定販賣價格ヲ以テ販賣スルコトヲ許スノデハナイカラ、本規則ニ依ル許可アリタル場合ト雖モ依然トシテ價格等統制令ノ許容スル價格ヲ以テ販賣シナケレバナ

ラナイノデアル。

第六條第二項ハ必要アル場合ニハ定款寫ソノ他ノ書類ヲ添附書類トシテ提出ヲ命ジ得ル旨ノ規定デアル。而シテ第六條第三項ノ規定ニヨリ、地方長官ヲ經由スベキ場合ハ、第一條但書ノ場合ニ在ツテハ當該物品ノ製造場所在地ヲ管轄スル地方長官、第二條第一項但書及ビ第四條第一項但書ノ場合ニアツテハ、當該物品ノ營業所ヲ管轄スル地方長官ニ差出シテ頂キタイノデアル。例外許可申請書ヲ地方長官ニ提出スル場合モ亦同様デアル。

第七條 委託製造、委託販賣其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第一條、第二條又ハ第四條ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第七條ハイハユル脱法行爲ノ禁止規定デアツテ、就中委託製造ハ、製造業者ガ自ラ製造又ハ加工セズニ他人ニ委託シテ製造又ハ加工サセル場合ノ一切ヲ包含シテ居ルノデアル。委託販賣ニツイテモ亦同様デアル。從ツテ製造業者又ハ販賣業者等ノ身分アル者ガ、ソノ身分ノ無イモノニ委託シテ製造又ハ販賣サセルヤウナ場合モ亦本條ニ該當スルノデアル。委託者ガ製造業者又ハ販賣業者ノ場合ニハ、各本條ノ違反トナルコトハ申スマデモナイ。

第八條 第二條及第四條ノ規定ハ物品ノ生産又ハ販賣ヲ業トスル者當該物品ヲ關東州、滿洲及支那

以外ノ地ニ輸出スル場合ニハ之ヲ適用セズ

本條ハイハユル第三國ヘノ輸取出引行爲自體ガ、第二條及第四條ノ適用除外トナルノデアツテ第三國向物品モ國內賣買ノ場合ハ本條ニ包含シナイノデアアル。

四 罰則

本規則ハ昭和十二年法律第九十二號「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」第二條ノ規定ニヨリ定メラレタモノデアアルカラ、本規則各本條ノ規定ニ違反シタトキハ一年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處セラレルノデアアル(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第五條)。

五 ちすび

以上奢侈品等製造販賣制限規則ニツイテ概略的ナ説明ヲ述ベタガ、ココニ特ニ御注意申上ゲテ置キ度イノハ、今回ノ物品指定ノ告示ニ於テハ、當業者ヘノ著シイ打撃ト、商品市場ニ於ケル無用ノ混亂ヲ避ケル爲メ、製造販賣ヲ禁止シ、又ハ販賣ヲ制限スル物品ノ範圍ヲ一定限度ニ止メ、限界價格モ比較的高イ所デ劃シタガ、將來ハ更ニ質實簡素ナ國民生活ノ確立ヲ目標トシテ、製造販賣ヲ禁止スベキ物品ノ範圍ヲ漸次擴大シ、マタ一定ノ販賣價格ヲ超ユルモノノ販賣ヲ禁止スル物品ニツイテモ、ソノ限界價格ヲ漸次引下ゲル方針デアルト云フコトデアアル。

本規則ハ奢侈品等ノ使用制限マデモ要求スルモノデハナイガ、戰時日本ノ國民トシテハ、本規則ニ於テ禁止サレル物品ハ使用セヌトイフ心掛ガ望マシイノデアアル。

意義アル事變三周年記念日ニ、戰時生活ヲ律スル劃期的法令タルコノ奢侈品等製造販賣制限規則ハ施行サレタ。我々ハ戰線ニ在ル將兵ノ勞苦ヲ偲ビ、克ク本規則ノ趣旨ヲ理解シ、ソノ規範ヲ遵守シテ、國策ニ副フノ誠意ガナケレバナラナイ。

希クハコレヲ國民ノ遵法心ト自制力トニ訴ヘテ、健全ナ效果ヲ收メシメンコトヲ切望シテ止マナイ。

(四) 奢侈品等製造販賣制限規則ノ解釋等ニ關スル件

(昭和十五年八月二日一五物一第一三九八號各道府縣經濟部長宛物價局第一部長通知要綱)

禁止品解説

一、染繪羽模様及織繪羽模様

仕立上ゲテ一聯ノ模様トナル如キ染模様及織模様ヲ謂フ但シ印半天ヲ除ク

二、刺繡

物價要覽

手刺繡及機械(ミシンヲ含ム)刺繡ノ兩者ヲ含ム、但シ單ニ氏名徽章等ヲ縫入レタルモノニシテ美的價値ヲ生ゼザルモノハ刺繡ニ非ズ

三、無線シホンベルベット

二重ビロードニシテ地組織ガ通例絹絲パイルガ人絹又ハ絹絲ノモノヲ謂フ

四、有線シホンベルベット

針金ヲ織込ミループヲ通例切りタルモノニシテ地組織ガ通例絹絲、パイルガ人絹絲又ハ絹絲ノモノヲ謂フ

五、ビロード縮緬

地組織ニ無撚絲以外ノ絹絲又ハ人絹絲ヲ使用シタルパイル織物ヲ謂フ

六、絹レーストハ左ノ各號ノモノヲ謂フ

(イ) 絹絲(絹ト絹絲以外ノ絲ノ共用ヲ含ム)ヲ用ヒタル編レース

(ロ) 絹地(交織ヲ含ム)又ハ絹絲ヲ用ヒタルエンブロイダレース(通稱イミテーシヨンレース)

(ハ) 絹絲ト絹絲以外ノ絲ヲ用ヒタル交編トリコットニシテレース加工ヲ施セルモノ

(ニ) ケミカルレース

奢侈品等製造販賣制限規則ニ關スル質疑應答

一、問 染色業者ガ他人(業者又ハ一般家庭人)ノ依頼ニ依リ七月七日以後ニ於テ左ノ行爲ヲ爲スハ第一條違反ナリヤ

(イ) 既ニ繪羽模様ニ染メラレタル着物(中古品ヲ含ム)ヲ模様ノ異ル繪羽模様ニ染直ス行爲

(ロ) 右ノ場合禁止サレタル以外ノ染方(例ヘバ無地染)ニ染直ストキハ如何

(ハ) 既ニ繪羽染ニ染メラレタル着物ノ洗ヒ張り、湯ノシ、汚染抜キ、色揚ゲ

(ニ) 既ニ金絲ノ入り居ル白生地織物ヲ繪羽ニ染メル行爲

(ホ) 右ノ場合無地染ニ爲ストキハ如何

答 (イ)(ニ)(ホ)ハ何レモ違反ナリ(ロ)(ハ)ハ違反ニナラズ

問 仕立屋、裁縫業者等ガ七月七日以後ニ於テ金絲ノ入りタル反物ヲ和服ニ仕立ルコトハ第一條違反ナリヤ

答 違反ナリ

問 指輪ノ製造加工ヲ爲ス業者ガ顧客ノ依頼ニ依リ左ノ行爲ヲ爲スハ第一條違反ナリヤ

物價要覽

(イ) 寶石付ノ指輪ノ寶石ガユルミタルヲ固着セシムル行爲

(ロ) ダイヤモンド付ノ指輪ノダイヤモンドガ落ちタルニ依リ其ノダイヤモンドヲ再ビ取付クル行爲

(ハ) (ロ)ノ場合ダイヤモンドノ代リニルビーヲ取付クル行爲

(ニ) 指輪ニ氏名等ヲ彫入レル行爲

答 (イ)(ロ)(ニ)ハ何レモ單ニ指輪ヲ修繕シ之ヲ舊狀ニ回復スルニ過ギズシテ別箇ノ價值又ハ效用ヲ有スル新ナル指輪ヲ造リ出シタルモノト認メザルヲ以テ何レモ第二條違反ニ非ズ、(ハ)ハ第一條違反ナリ

問 裾模様ニシテボカシガ裾ヨリ高サ鯨尺二尺ヲ超ユルモノハ禁止ナリヤ

答 然リ

問 皮革使用制限規則ニ依リ許可ヲ受ケテ製造シタル靴ハ三十五圓以上ニテ販賣シ得ルヤ

答 販賣シ得ズ

問 寫眞機ノ中ニ活動寫眞攝影機及映寫機ヲ含ムヤ

答 鋼製品製造制限規則ニ依リ製造ノ許可ヲ受ケタルモノハ含マルモ許可ヲ受ケザルモノハ規則第

二條第一項第二號ニ依リ價格ノ如何ヲ問ハズ販賣シ得ザルモノトス

問 大人用遊戯品タル碁、將棋等ハ玩具ナリヤ

答 玩具ニ非ズ

問 象牙ヲ用ヒタル麻雀ハ象牙製品ナリヤ

答 象牙製品ナリ

問 道府縣立染色(又ハ織物)試験場ニテ繪羽染ヲ爲スハ違反ナリヤ

答 許可ヲ要ス

問 刺繡ヲ施シタル織物及其ノ製品、金銀漆絲ヲ用ヒタル織物及其ノ製品ノ中ニ左記ノ如キモノハ含マルルヤ

(イ) 細巾織物(例、リボン、帶締)

(ロ) メリヤス、レース、フェルト

(ハ) 組紐

(ニ) 旗、卓子掛、肩掛等ノ房

答 (イ)ハ含マルルモノトス、(ロ)(ハ)(ニ)ハ含マレズ

物價要覽

問 金銀粉、金銀箔又ハペンキヲ以テ布面ニ模様ヲ描キ又ハ印捺シ金銀漆絲ヲ用ヒタルモノト同一ノ外見ヲ呈スルモノハ金銀絲漆絲ヲ用ヒタル織物ノ中ニ含まレザルモノト解スルガ如何

答 含まレズ

問 指輪ノ中ニハ指拔キ(裁縫用ノモノ)ヲ含ムヤ

答 指拔キハ本規則ニ所謂指輪ニ非ズ

問 硝子製ノ指輪、貝殻製ノ指輪ノ如ク通常玩具トシテ販賣セラルルモノハ指輪ナリヤ玩具ナリヤ

答 本規則ノ玩具ナリ

問 アルバムノ中ニレコードアルバムヲ含ムヤ

答 含ム

問 寶石類ハ原石ノ儘賣買スルモ違反トナルヤ

答 違反ナリ

問 學校ニ於テ生徒ニ對シ刺繡ノ教授ヲ爲スハ第一條違反ナリヤ

答 違反ニ非ズ

問 子供乗物(子供用三輪車)ハ玩具ナリヤ

答 玩具ニ非ズ

問 詰合食料品ノ意義如何、例ヲ以テ示サレ度シ

答 詰合食料品(飲料品ヲ含ム)トハ異種ノ食料品又ハ一箇若ハ一種類ニテモ賣買ノ對象トナル同種ノ食料品ノ數箇ヲ一括組合セ又ハ一箇ノ容器ニ詰込ミ若ハ盛合セ等ヲ爲シ一箇ノ商品トシテ包装シタルモノヲ謂フ例ヘバ左ノモノハ詰合食料品ナリ

(一) 一箱ノ中ニ經節數本ヲ詰合セタルモノ (二) 一箱ノ中ニ數箇ノ菓子ノ詰合セタルモノ

(三) 數箇ノ果物ヲ籠ニ盛合セタルモノ (四) 罐詰數箇ヲ組合セタルモノ

(五) 燒海苔罐ヲ數箇組合セタルモノ (六) 奈良漬、佃煮等ノ箱入ノモノ

(七) サイダア數本ヲ組合セタルモノ

但シ左ノ如キモノハ詰合食料品ニ非ズ

(一) 燒海苔一罐入ノモノ (二) 同種ノ豆類ノ箱詰ノモノ

(三) 一箱ニ入りタルカステラ (四) 出荷スル爲荷造リシタルモノ

問 金絲、銀絲、漆絲ニハ絲狀ノ平箔(紙箔)ヲモ含ムヤ

答 含ム

物價要覽

問 他ノ織物ト區別スル必要上從來金銀絲ヲ織端又ハ兩耳ニ織込ミタルモノハ金銀絲ヲ用ヒタル織物ニ含マルルヤ

答 含マレズ

問 綴織トハ綴錦組織ニ依ル爪織ノミヲ指稱スルモノト解スルモ如何

答 綴織ニハ爪織ノモノ及機械綴ノ兩者ヲ含ムモノトス

問 銀製品ニハ銀渡金、銀箔、銀粉ヲ用ヒタルモノヲ含ムヤ

答 含マズ

問 (1) 染繪羽模様トハ假仕立ヲ施シテ染加工ヲ爲シタルモノニ限ルヤ

(2) 其ノ製品全體ニ一箇ノ模様ヲ現シ縫目ニ接續スル如ク染上リタルモノハ凡テ繪羽模様ト解スベキヤ

(3) 數箇ノ模様ヲ其ノ製品全體ニ一箇ノ構想ノ下ニ配置シタルモノハ箇々ノ模様ガ縫目ニ於テ接續セザルモ繪羽模様ト解シ支障ナキヤ

(4) 無双羽織ニシテ肩裏ニ相當スル箇所ニ繪羽模様ヲ現ハシタルモノハ如何

答 (1)限ラズ(2)(3)(4)ハ何レモ繪羽模様ナリ

問 完成シタル繪羽模様ノ羽織ニシテ定紋ノミ染メ殘シタルモノニ定紋ヲ染メルコトハ支障ナキヤ

答 支障ナシ

問 セルロイド製キュービーハ玩具ナリヤ人形ナリヤ

答 玩具ナリ

問 有線シホンベルベットハ針金ヲ織込ミ「ロープ」ヲ切リタルモノニシテ地組織ガ絹絲、パイルガ人絹絲又ハ絹絲ヲ用ヒタルモノヲ謂ヒ地組織ガ人絹絲ヲパイルガ絹紡絲ヲ用ヒタルモノハ有線シホンベルベットニ非ズト謂フモノアリ如何

答 有線シホンベルベットナリ

問 中古品更生ノ爲ニ刺繡ヲ施スハ第一條違反ナリヤ

答 貴見ノ通り

問 縮緬ノ生地ヲ織上ゲ精練シテ始メテ白生地縮緬トナルモ丹後ニ於テハ精練ハ製織業者ノ組織スル工業組合ニ於テ精練シツツアリ此ノ場合織上リタル生地ヲ精練スレバ第一條但書ノ製造中ノモノナリヤ

答 織上リタル生地ヲ精練スルハ第一條但書ノ製造中ト解シ白生地縮緬トナスモ差支ヘ無シ

問 無線シホンベルベットノ整經ヲ了ヘタルモノハ規則第一條但書ノ「製造中ノモノ」ト解シ可然哉
答 貴見ノ通り

問 奢侈品等製造販賣制限規則ノ規定ニ依リ指定セラレタル物品ニハ幅五吋未滿ノ細幅物及長半碼未滿ノモノヲモ包含スルヤ
答 包含ス

問 規則第一條但書ノ織物ノ製造中トハ一四調四部第一五三號通牒記イノ通り解スベキヤ
答 包含ス

參照

一四調四部第一五三號絲配給統制規則施行ニ關スル件

記

一、第一條ノ使用ニ付テハ左ニ依リ取扱フコト

イ 織物ニ在リテハ經絲ニ付テハ經卷ビームヲ機臺ニ仕掛クルコトヲ使用ト謂ヒ緯絲ニ付テハ緯管ヲ仕掛クルコトヲ使用ト謂フ

答 規則第一條但書ノ「製造中ノモノ」トハ一四調四部第一五三號通牒記一イノ「仕掛」ヨリ更ニ製造過程ノ進行シタルモノヲ指稱ス

問 商工省告示第三百三十九號ヲ以テ指定セラレタル貴石類ノ項ニ「人造品及模造品」トアルハダイヤモンド以下總テノ貴石ノ人造品及模造品ノ意味ナリヤ
答 貴見ノ通り

問 婦人子供用帽體生地又ハ金網代用生地等トシテノセロフアン絲織物ハ模造漆絲ヲ施シタル織物及其ノ製品ニ該當スルヤ
答 婦人子供用帽體生地又ハ金網代用生地ノセロフアン絲織物ハ模造漆絲ヲ施シタル織物及其ノ製品ニ該當セズ

問 金絲、銀絲ヲ用ヒタル羽織紐ハ本規則ニ依ル禁制品ナリヤ
答 金絲、銀絲ヲ用ヒタル羽織紐ハ本規則ノ適用無キモ本規則制定ノ趣旨ヨリシテ之ガ製造加工ヲ

差控フベキモノトス

問 商工省告示第三百三十九號ヲ以テ指定セラレタル禁制品ノ彫刻セザル印材ハ半製品ト解スベキヤ
答 禁制品ノ彫刻セザル印材ハ規則第一條但書ノ「製造中ノモノ」ニ該當セズ

問 刺繡ヲ施シタル莫大小ハ「刺繡ヲ施シタル織物及其ノ製品」中ニ包含セララルヤ

答 包含セズ

問 商工省告示第三百三十九號ヲ以テ指定セラレタル「刺繡ヲ施シタル織物及其ノ製品」トハ如何ナル物品ヲ指稱スルヤ、左ノ物品ハ如何

(一) 刺繡ヲ施サザル織物ヲ以テ作成シタル製品例ヘバ「エプロン」等ニ刺繡ヲ施シタルモノ
(二) 刺繡ヲ施シタル織物ヲ以テ作成シタル下駄ノ鼻緒及其ノ鼻緒ノ附シタル下駄

答 刺繡ヲ施シタル織物及其ノ製品トハ刺繡ヲ施シタル織物及織物ノ製品ニシテ刺繡ヲ施シタルモノノ兩者ヲ包含スルモノトス、從ツテ(一)ハ「刺繡ヲ施シタル織物及其ノ製品」ニ該當ス、(二)ノ前段ハ「刺繡ヲ施シタル織物及其ノ製品」ニ該當スルモ後段ハ該當セズ但シ草履ノ臺ニ刺繡ノアル如キモノナルトキハ刺繡ヲ施シタル織物ノ製品ニ該當スル場合アルベシ

問 商工省告示第三百四十號ヲ以テ指定セラレタル「ダイヤモンド」「ルビー」等ノ中ニハ之等ノモノヲ部分品トシテ使用シタル物品モ包含スルヤ例ヘバダイヤモンド齒車、軸押ヘニ用ヒタル懐中時計又ハルビーヲ用ヒタル帶止ノ如キモノハ如何

答 商工省告示第三百四十號ヲ以テ販賣ヲ禁止セラレタル「ダイヤモンド」「ルビー」ヲ部分品トシテ使用シタル物品ヲ販賣スル場合ハ規則第二條ノ適用ナシ

問 滑臺、子供用鞆、シーソー、歩行器ハ玩具ナリヤ

答 玩具ニアラス

問 物品ノ製造(加工ヲ含ム)ハ中古品ニ對スル加工ヲ含ムヤ

例ヘバ金銀絲ヲ使用シタル織物ヲ以テ仕立タル衣類ノ中古品ノ染換ヘ(柄模様ヲ變ヘル)ヲ爲スガ如シ

答 中古品ニ對スル加工モ含ム但中古品ノ色揚げ、洗張、シミ抜き等單ニ現状ヲ回復スルモノ又ハ繪羽模様ヲ無地ニ染直スガ如キ禁止品ニ非ザルモノト爲ス行爲ハ加工ニ非ズ

問 染繪羽模様並織繪羽模様ノ定義如何

左ノ製品ハ染繪羽模様ト解シ支障ナキヤ

- (1) 數箇ノ模様ヲ其ノ製品全體ニ一箇ノ構想ノ下ニ配置シタルモノニシテ箇々ノ模様ハ縫目ニ於テ接續セザルモ完全ニ模様ヲ現ハシタルモノ
- (2) 製品全體ニ一箇ノ模様ヲ現シ縫目ニ於テ接續スル如ク染上ゲタルモノ
- (3) 畫繪ノ繪羽模様
- (4) 廣巾物ヲ使用シタル襦袢地等ニシテ其ノ地巾ノ範圍内ニ一箇ノ完全模様ヲ現ハシ從ツテ其ノ

模様ハ縫目ニ於テ接續シ居ラザルモノ

(5) 無双羽織ニシテ肩裏ニ該當スル個所ニ一箇ノ模様ヲ完全ニ現ハシタルモノ

答 染繪羽模様トハ仕上ゲテ一聯ノ模様トナルガ如キ染模様、晝模様ヲ謂ヒ所問ノ(1)乃至(5)ハ何レモ染繪羽模様ナリ

問 宮詣リ用熨斗目ニ繪羽模様ヲ現シタルモノハ染繪羽模様着尺地及其ノ製品ニ含まルルヤ

右慰斗目ノ模様ヲ裾ヨリノ高サ鯨尺二尺未滿ノ範圍内ニ現ハシタル場合ハ斯ルモノト雖モ裾模様ノモノトシテ除外セラルルヤ

答 貴見ノ通り

問 刺繡ヲ施シタル織物及其ノ製品ノ意義如何

例ヘバ刺繡ヲ施サザル織物ヲ以テ仕立タル子供服又ハ風呂敷ノ如キモノニ刺繡ヲ施シタル場合如何

答 刺繡ヲ施シタル織物及其ノ製品トハ刺繡ヲ施ス對象ガ織物タルト其ノ製品タルトヲ問ハズ刺繡ヲ施ス行爲ニ依リ刺繡ヲ施シタル織物ノ製品トシテ完成スルモノヲ謂ヒ所問ノ如キ物ハ刺繡ヲ施シタル織物及其ノ製品ナリ

問 銀絲若ハ漆絲(模造品ヲ含ム)又ハ模造品タル金絲ヲ用ヒザル袱紗等ニ銀絲又ハ金絲模造品ヲ以テ房ヲ付ケタルモノハ禁止品ニ該當スルヤ

答 該當セズ

問 銀絲若ハ漆絲(模造品ヲ含ム)又ハ模造品タル金絲ノ中ニハ金銀漆ニ模造シタル細箔ヲ包含スルヤ

答 包含ス

問 細箔ヲ包含スルトセバ機業地ニ於テ通稱平ト稱スルモノハ絲ノ模造品ト解スベキヤ平絲ト解スベキヤ

答 金銀絲ノ模造品タル平絲ト解ス

問 織上ノ儘使用シ得ル單帶、袋帶等ハ丸帶以外ノ帶地ナリヤ既製品又ハ半製品タル丸帶以外ノ帶ナリヤ

答 既製品タル丸帶以外ノ帶ト解ス

問 花輪又ハ花束ノ中ニハ葬祭ノ際ニ於ケル供花(檜、榊)ヲ含ムヤ

答 一般的ニ供花ハ含マレルモ檜榊ノミノ供花ハ含マズ

物價要覽

問 金絲、銀絲ノ模造品中ニハ黃色、鼠色ニ着色セル「セロファン絲」又ハ着色セザル「セロファン絲」ヲ含ムヤ

答 金絲、銀絲ノ模造品ニ非ズ（セロファン絲本來ノ光澤ヲ有スル限り漆絲ノ模造品ナリ）

問 金絲、銀絲ノ模造品中ニハ金黃、茶色又ハ銀鼠色ニ染色セル人絹絲又ハ人絹絲ノ染色セザルナマ絲ヲ含ムヤ

答 含マズ

問 無線シホンベルベット中ニハ製造工程ニ於テ二重天鷲絨ノモノノミニテ一重天鷲絨ハ包含セザルモノナリヤ

答 包含セズ

問 地組織ニ於テ人絹絲ノミノモノ又ハ絹絲ト他纖維トノ交織ノモノハ無線シホンベルベット中ニ含マザルヤ

答 含ムモノトス

問 京染屋ガ一般人ヨリ注文ヲ受ケテ製造禁止品中ノ織物製品タル衣類（既成品）ヲ解キ洗張ヲ爲ス行爲ハ規則第一條ノ物品ノ加工トナルヤ

答 加工トナラズ

問 漆ヲ捺染シテ一定ノ模様ヲ表ハシタル織物ハ製造禁止品中ノ漆絲ノ模造品ナリヤ

答 模造品ニ非ズ

問 無線シホンベルベットハ二重ビロードニシテ地組織ガ無撚絲絹絲パイルガ人絹絲又ハ絹絲ヲ用ヒタルモノヲ謂ヒ地組織ニ撚絹絲ヲ用ヒタルモノハ無線シホンベルベットニ非ズト謂フモノアリ如何

答 無線シホンベルベットナリ

問 金、銀、漆絲ヲ用ヒタル織物ニシテ金、銀、漆絲ヲ抜き取りタルモノハ十月七日以後販賣シ差支ナキヤ

答 差支ナシ

問 本規則ニ依リ製造又ハ販賣ヲ許可セラレタル物品及他ノ法令ニ依リ製造ヲ許可セラレタル物品ハ同則第二條第一項第三號ノ規定ニ依リ商工省告示第三四〇號ヲ以テ指定サレタル限界價格ノ制限ニ拘ラズ自由ニ販賣シ得ルモノト思料セラルルガ如何

例ヘバ皮革使用制限規則ニ依リ製造許可ヲ得タル牛革靴ヲ限界價格一足ニ付三十五圓ヲ超エテ販

賣スル場合支障ナキヤ

答 奢侈品等製造販賣規則第一條但書ニ依リ許可ヲ受ケタル物品ニ限リ同則第二條第一項ノ制限ヲ受ケザルモ他ノ法令ニ依リ製造ヲ許可セラレタル物品ハ更ニ奢侈品等製造販賣制限規則第二條但書ニヨル許可ヲ受ケザル限り商王省告示第三四〇號ノ限界價格ガ適用セラルルモノニシテ所問ノ靴ハ三十五圓ヲ超エテ販賣スレバ違反ナリ

問 規則第二條第一項第二號ノ他ノ法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品ハ各其ノ法令ノ施行前ニ於テ製造サレタル物品即チ在庫品ニ就テモ十月七日以後ハ販賣禁止トナルヤ

答 販賣禁止トナルモノトス

問 骨董品トハ古物商ガ骨董品トシテ取扱フ總テノ物品ヲ指稱スルヤ或ハ古來ヨリノ遺物トシテ古美術的價值ヲ鑑賞スルモノノミヲ指稱スルヤ

答 古物商ガ取扱フト否トニ拘ラズ社會通念上骨董的價值ヲ有スルト認めラルルモノヲ謂フ

問 通稱十勝石(黑曜石)並ニ瑪瑙ハ規則第一條ニ依リ指定セラレタル指輪等ト爲ス場合ノ外規則第一條ノ制限ヲ受ケザルモノト認めラルルガ如何

答 貴見ノ通り

問 詰合食料品中ニハカルピス、レモン、葡萄酒等ノ如キ飲料品ノミノ詰合セ又ハ菓子類若ハ果物

類ノ詰合及飲料ト罐詰等ノ詰合食料品モ含マルルヤ

答 包含ス

問 褙口又ハ二ツ折財布製造用ノ紹刺ヲ施シタルモノハ刺繡ヲ施シタル織物ナリヤ

答 紹刺ヲ施シタル織物ハ刺繡ヲ施シタル織物ナリ

問 織物トハ巾及長サニ制限アリヤ

答 リボン又ハ帶締ノ類ノ如キ長サ短カク巾細キモノモ織物ト解ス但腰紐ノ如ク組ミタルモノ又ハ編ミタルモノハ織物ニ非ズ

問 アルミニウムヲ以テ製シタル金箔ヲ線ニ裁斷シ緯絲トシテ使用シタル織物ハ模造品タル金絲ヲ用ヒタル織物ナリヤ

答 貴見ノ通り

問 ビフテキ用ニ切りタル牛肉數片ヲ味噌漬トナシタル進物用桶詰ハ詰合食料品ナリヤ

答 詰合食料品ナリ

問 ハンカチノヘム縫ハ刺繡ノ中ニ含マルルヤ

答 所謂ヘム縫ハ色絲ヲ以テ縫ヲ施シ或ハ通稱モールヘム縫ノ如ク奢侈的性質ヲ帶ブルモノニ限ラレ通稱「スカラヘム」「千鳥ヘム」等ノ如ク普通用ヒラルルヘム縫ハ刺繡ニ含マレザルモノト解ス

問 花輪、花束中ニハ楠玉（久壽玉）ヲ包含スルヤ

答 包含ス

問 指定セラレタル他ノ法令ニ於テ「製造スルコトヲ得ズ」「使用スルコトヲ得ズ」「生産スルコトヲ得ズ」等用語區々ナルガ左ノ場合ハ何レモ他ノ法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル場合ニ該當スルヤ

- (1) 銅使用制限規則第二條ノ規定ニ違反シテ使用スベク作ラレタル樋
- (2) 銅使用制限規則施行後銅ヲ使用シテ製造シ又ハ輸入シタル安全剃刀容器及銅使用制限規則施行前製造シ又ハ輸入シタル同上容器
- (3) 萬年筆ノ蓋ニ眞鍮製挾及輪ノ山吹込ミアルモノ
- (4) 紙製トランクノ四隅ニ破損止メトシテ眞鍮ヲ用ヒ或ハ下部ニ四箇ノ眞鍮鉄ノ打込ミアルモノ
- (5) 白金ヲ少量使用シテ製造シタル什器

- (6) 銑鐵鑄物ヲ以テ作ラレタル萬年筆製造用機械器具ニシテ他ノ用途ヲ兼ネルモノ
 - (7) 牛革ヲ草履裏踵ノ部分ニ使用シタル草履
 - (8) ランドセルニシテ肩紐ニ鯨革ヲ用ヒタルモノ
 - (9) スポン吊靴下止ノ一小部分ニ緬羊革ヲ用ヒタルモノ
 - (10) 銅ノ釘ヲ用ヒタル木製机
 - (11) 錫箔ヲ以テ包裝シタル齒磨
 - (12) 銅錫合金ヲ以テ付根ニ環ヲ嵌メタル紙切
 - (13) 女子用ズロースノ紐代リニ絲ゴムヲ使用セルモノ
 - (14) 鉛筆ノ頭部ゴム抑用金具ニ銅ヲ使用セルモノ
- 答 (1)(3)(4)(10)(13)(14)ハ他ノ法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品ニ非ズ
 (2)(5)(7)(8)(9)(12)ハ他ノ法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品、(6)ハ本來ノ用途ガ萬年筆ノ製造ニ用ヒラルルモノハ禁止品ナリ

問 商工省告示第三百四十號ヲ以テ指定セラレタル玩具中ニハ子供用ピアノヲ包含スルヤ
 答 包含ス

物價要覽

問

一、種類及品種ノ異リタル果實ヲ二箇以上容器ニ入レタル場合ハ勿論詰合セト思料セララルモ同一品種ヲ二箇以上容器ニ入レタル場合モ詰合セト解釋スベキモノナリヤ

二、果實及其ノ他ノ食料品ヲ箱又ハ籠ニ入レ市場ニ出荷シタル場合モ詰合食料品ト解釋スベキモノナリヤ

三、右ノ内化粧箱(みかんノ半石箱、温室ブドウ等)及籠(甲州ブドウ)等ニ入レ市場ニ出荷サレタル場合ハ假令輸送ノ目的ヲ兼ネタルモノト雖モ詰合食料品ト解釋シ卸、仲買、小賣共販賣シ得ザルモノナリヤ

四、生産者或ハ産地商人ヨリ一般消費者及大口消費者(會社、工場、病院等)ガ直接農産物ヲ購入スル場合ハ假令輸送ノ目的ヲ以テ箱又ハ籠等ニ詰ムルモ詰合セ食料品ト解スベキモノナリヤ

五、小賣商ガ果實等ヲ地方客ノ注文ニ依リ箱又ハ籠ニ入レ地方發送スル場合詰合食料品ト解スベキモノナリヤ

六、産地ヨリ出荷セラレタル一箱又ハ一籠五圓以上ノ農産物ヲ其儘ノ包装ニテ小賣商ガ大口消費者(會社、工場、學校、病院、鐵道關係、陸海軍、食堂、料理屋納等)ニ販賣シ得ルモノ

ナリヤ

右ノ場合卸、仲買業者ニ於テハ販賣シ得ルモノナリヤ

七、客方籠又ハ箱ヲ持參シタル場合ハ食料品ヲ五圓迄詰メテ販賣シ得ルモノナリヤ

八、客方容器(盆)ヲ持參シ客ノ手ニ依リ店頭ニ於テ盛集メタル場合モ詰合セト解スベキモノナリヤ

答

一、同一品種ノ果實ト雖之ヲ數箇一括組合セ又ハ一組ノ容器ニ詰込ミ若ハ盛合セ等ヲ爲シ一箇ノ商品トシテ包装シタルモノハ詰合食料品ナリ

一、市場ニ出荷スル爲荷造リシタル食料品ハ詰合食料品ニ非ズ又産地ヨリ出荷セラレタル農産物ヲ其ノ儘ノ包装ニテ大口消費者ニ販賣スルガ如キ場合モ亦詰合食料品ニ非ズ

一、前項ノ場合ニ於テ化粧箱ニ入レタル蜜柑、化粧箱又ハ籠ニ入レタル葡萄ノ如キモノニ付テハ輸送ヲ主タル目的ト爲シタルモノト認ムベキ生産者又ハ産地商人ノ如キモノノ場合ニ在リテハ詰合食料品ニ非ザルモ該化粧箱等ヲ其ノ儘利用シ以テ之ヲ贈答用等ニ供スル目的ニテ販賣スル場合ニ在リテハ詰合食料品ト解スベキモノトス

一、發送ノ目的ヲ以テ單ニ普通ノ箱又ハ籠ニ入レタルモノハ詰合食料品ニ非ザルモ同種又ハ異

種ノモノヲ一括シテ整然ト詰合セ之ヲ包裝シ以テ一箇ノ商品ト爲シタルモノハ更ニ荷造シタルモノト雖モ詰合食料品ナリ

一、客ガ容器ヲ持參シ客ノ手ニ依リ詰合セヲ爲シタル場合ハ詰合食料品ニアラズ又客ノ持參シタル箱又ハ籠ニ物品ノ販賣ヲ業トスル者ニ於テ飲食料品ヲ詰合セタル場合モ亦詰合食料品ニ非ザルモ物品ノ販賣ヲ業トスル者ガ客ノ持參シタル箱又ハ籠ニ飲食料品ヲ詰合セタル上之ヲ通常贈答ニ用ヒラルルモノノ如キ包裝ヲ爲シ以テ一箇ノ商品トシテ販賣スル場合ハ奢侈品等製造販賣制限規則第七條ノ違反ナリ

問 奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項第二號ノ所謂他ノ法令中左記省令ハ其ノ如何ナル條項ノ物品ニ付販賣制限ノ效果ヲ生ズルモノナリヤ

(1) 銅使用制限規則

(2) 鉛、亞鉛、錫等使用制限規則

(3) 纖維製品製造制限規則

答 (1)ハ同則第四條(2)ハ同則第三條(3)ハ同則第一條ノ製造禁止物品ニ付夫々適用アルモノトス

尙昭和十五年十二月五日商工省告示第七百八十九號ハ此ノ點ニ關スル疑義ヲ一掃スル爲商工省告

示第三百四十二號ヲ改正シ(1)(2)ニ付テハ右ト同旨(3)ニ付テハ他ノ法令中ヨリ削除スルコトトセリ

問 奢侈品等製造販賣制限規則第一、二條第一項但書ノ規定ニ依リ地方長官限リ販賣許可ヲ爲シタル場合其ノ許可ノ地域的效力如何

答 本則施行地域ノ全般ニ及ブモノトス

問 銅使用制限規則外三省令ノ一部改正ニ依リ同則ヨリ除外セラレタルニツケル及ニツケル合金製品ハ同則改正以前ニ製造セラレタルモノト雖モニツケル使用制限規則ガ奢侈品等製造販賣制限規則第二條ノ規定ニ依リ指定セラレザル限リ同則ノ販賣禁止ヨリ除外セラレタルモノト解スベキモノナリヤ

答 然リ

問 洋傘ニ金、銀絲ノ使用及刺繡ヲ施シタルモノハ金、銀絲ヲ用ヒ又ハ刺繡ヲ施シタル織物及其ノ製品ニ該當スルヤ、又金、銀絲ヲ用ヒタル織物ヲ以テ製造シタル押繪人形ヲ固着セル羽子板ハ金、銀絲ヲ用ヒタル織物ノ製品ニ該當スルヤ

答 前段ハ該當スルモ後段ハ然ラズ

問 結婚披露宴等ニ於ケル引物又ハ土産物(鯉節、折詰料理、太物等)代ハ限界料理販賣價格ト別

箇ニ徵收シ差支ナキヤ

答 從來ノ慣習上料理代ニ含メテ徵收シ居リタルモノニ付テハ別個ニ徵收スルコトヲ得ズ但シ吳服太物等ノ如ク料理ノ觀念ニ入ラザルモノハ此ノ限ニ在ラズ

問 木ノ印材ノ先ニ象牙ヲ附シタルモノハ販賣禁止品ト解スベキヤ

答 之ニ氏名ヲ彫刻スルハ規則第一條ノ加工ニ該當スルヤ又從來使用セル象牙印鑑ノ文字ノ部分ヲ抹消シ彫刻シ直ス行爲ハ差支ナキヤ

答 第一項及第二項前段ハ然リ、第二項後段ハ單ニ現狀ヲ回復スル行爲ナラバ差支ナシ

問 銀懷中時計及同鎖ハ裝身具ナリヤ、又銀製置時計ハ什器ニ該當スルヤ

答 然リ

問 告示第三四〇號ノ「アルバム」トハ例ヘバ寫眞、繪葉書等ヲ貼付又ハ挿入セザル臺紙ノミノ畫帳ナリヤ或ハ挿入又ハ貼付シタルモノ（コロタイプ又ハアートタイプ刷寫眞ヲ貼付シ又ハ臺紙ニ印刷シタルモノヲ輯録シ寫眞帳ト爲シタルモノ）モ含ムモノナリヤ

答 前段然リ後段ハ包含セズ

問 左記製品ハ何レモ他ノ法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタルモノニ該當スルヤ

- (1) 針金（鋼製）ノ箍ヲ使用シタル木製桶類
 - (2) 銅製品又ハ鋼製品ノ金具ヲ附シタル木製机、箆筒、引出箱類
 - (3) 豚革ヲ以テ製造セル運動靴ニスバイク（鋼製）ヲ固着セシメタルモノ
 - (4) 銅合金ノ口金ヲ使用セル容器詰ボマード類
 - (5) 眞鍮コハゼノ附着セル足袋
 - (6) 錫ノチューブ入繪具
 - (7) 金網（鋼製）ヲ使用シタル篩
 - (8) 照明器具タル「ランプ」ノ口金（銅製）
 - (9) 内部ニ銅板又ハ鋼板ヲ使用シタル木製火鉢
 - (10) 鞣製シタル兎毛皮ヲ以テ製造シタル襟卷等
- 答 (1)(2)(3)(4)(5)(6)ハ他ノ法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品ニ非ズ
(7)(8)(9)(10)ハ禁止品ナリ

(五) 奢侈品等製造販賣制限規則關係通牒

奢侈品等製造販賣制限規則施行ニ關スル件（昭和十五年七月十一日一五物價第二八七號地方官宛商工農林兩次官依命通牒）

今般昭和十二年法律第九十二號ニ基キ昭和十五年七月六日商工・農林省令第二號ヲ以テ奢侈品等製造販賣制限規則制定同日商工省告示第三百三十九號、第三百四十號、第三百四十一號及第三百四十二號、農林省告示第三百三十三號並ニ商工、農林省告示第十號ヲ以テ同規則第一條及第二條ノ規定ニ依リ、物品、年月日及他ノ法令ヲ指定本月七日ヨリ施行セラルルコトト相成候處右ハ戰時國民生活ノ運營ニ緊要ナル資材、勞力、動力、燃料等ガ戰時國民生活上不急不要ナル物品又ハ奢侈贅澤品等ノ製造販賣ニ充當セラルルコトヲ抑制シテ之ヲ眞ニ戰時國民生活ニ必要ナル物品ノ生産、供給ノ確保ニ活用シ且餘剩購買力ノ吸收及戰時國民生活ノ刷新緊張ヲ圖リ併セテ公定價格品等ニ付テハ規格外品ノ販賣ヲ禁止シ公定價格ノ維持勵行ヲ圖ラントスル趣旨ニ有之候條本規則ノ解釋並ニ運用ニ付テハ右趣旨御了承ノ上左記ニ依リ御取扱相成度依命此段及通牒候也

尙七月六日商工省告示第三百四十號中二〇二頁三段九行「(シルクハットヲ含ム)」「ハ」「シルクハットヲ除ク」ノ誤ニ付申添候(昭和十五年七月十一日附官報三八〇頁參照)

記

第一、本規則ノ要點左ノ如シ

(一) 不急不要品、奢侈贅澤品ニシテ主務大臣ノ指定シタルモノノ製造販賣ハ輸出其ノ他已ムヲ

得ザルモノトシテ特ニ許可スル場合ヲ除キ之ヲ禁止スルコトト爲シ、物品ノ性質上全面的禁止ヲ不適當トスルモノニ在リテハ主務大臣ノ指定シタル一定ノ販賣價格ヲ超エタルモノノ販賣ヲ禁止スルコトト爲シタルコト(第一條、第二條第一項第一號及第三號並ニ第五條)

(二) 他ノ法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品ニ付テハ其ノ販賣ヲ禁止スルコトヲ得ルモノト爲シタルコト(第二條第一項第二號)

(三) 公定價格ノ設定セラレタル種類ノ物品ニ付主務大臣特ニ物品ヲ指定シタルトキハ當該公定價格ニ於テ定メラレタル規格又ハ品質以外ノモノノ販賣ハ輸出其ノ他已ムヲ得ザルモノトシテ特ニ許可スル場合ヲ除キ之ヲ禁止スルコトト爲シ、公定價格ノ設定セラレタル種類ノ物品以外ノ物品ニ付キテモ主務大臣物品ノ規格又ハ品質ヲ指定シタルトキハ當該規格又ハ品質ニ該當スルモノヲ除キ之ガ販賣ヲ禁止スルコトト爲シタルコト(第四條及第五條)

(四) 製造及販賣ヲ禁止セラレタル不急不要品、奢侈贅澤品ニシテ既ニ製造セラレタルモノ及製造中ノモノニ付テハ主務大臣ノ指定スル一定期間ヲ限り之ヲ販賣スルコトヲ得ルモノト爲シタルコト(第二條第一項)

(五) 委託製造、委託販賣其ノ他如何ナル名義ヲ以テスルヲ問ハズ本則ノ製造又ハ販賣禁止ノ規

定ヲ免ルル所謂脫法行爲ヲ爲スコトヲ得ザル旨ノ規定ヲ設ケタルコト(第七條)

第二、本規則ノ内容竝ニ運用ニ付特ニ注意スベキ點左ノ如シ

- (一) 加工ヲ業トスル者ガ加工スル場合モ亦本則ノ適用ヲ受クルモノナルヲ以テ加工ヲ業トスル者ガ加工ヲ引受ケタル場合其ノ加工ノ結果出來上リタル物品ガ製造ヲ禁止セラレタル物品ニ該當スルモノトナルニ於テハ本則ノ適用ヲ受クルモノナルコト
- (二) 第一條但書ニ規定スル「製造中ノモノ」トハ「製造ニ着手シタルモノ」ト云フヨリハ狹義ニシテ容易ニ之ヲ他ノ用途ヲ有スル物品ノ製造ニ轉換セシムルコトヲ得ザル程度ニ製造過程ノ進行シ居ルモノヲ指稱スルモノナルコト
- 尙製造中ノモノモ主務大臣ノ指定スル一定期間經過後ニ於テハ之ヲ販賣スルコトヲ得ザルモノナルヲ以テ斯ルモノハ本則ノ適用ヲ受ケザル物品ニ轉換製造セシムル様適當ニ指導セラレ度キコト
- (三) 物品ノ生産、製造又ハ販賣ヲ業トスル者トハ主タルト問ハズ業務トシテ物品ノ生産、製造又ハ販賣ヲ爲ス者ヲ指稱シ必ズシモ營利ノ目的ニ出デタルコトヲ要セズ從テ漁業組合又ハ産業組合等モ右ノ者ノ中ニ包含セラルルモノナルコト
- (四) 第二條ニ於テ特ニ農林水畜產物等ノ生産ヲ業トスル者ノ販賣ヲ禁止セル趣旨ハ生産ノ性質

上第一條ニ於テハ生産ソノモノノ禁止ヲ規定シ得ザリシモ生産物中ニモ生産禁止ヲ必要トスル性質ノモノアルヲ以テ斯ルモノニ付テハ其ノ販賣ヲ禁止シ生産禁止ト同様ノ目的ヲ達セントシタルニ在ルコト

(五) 本則ニ於テ賣渡トハ賣買契約ノミナラズ賣買契約ニ依ル引渡ヲモ含ムモノナルコト從ツテ今回指定アリタル物品ニ付テハ十月六日迄ニ其ノ物ノ引渡ヲ完了スルコトヲ要スルモノナルニ付此ノ點特ニ注意セラレ度キコト

(六) 中古品トハ一度使用セラレタ物品ニシテ尙其ノ物ノ用途ニ從ヒ使用ニ堪ヘ得ルモノヲ意味スルモ骨董品ハ包含セザルモノナルコト

(七) 第二條第一項第二號ノ物品ハ他ノ法令ニ依リ使用ヲ制限セラレタル物品ヲ原材料トシテ製造スルコトヲ得ザル物品ニシテ而モ其ノ制限材料ヲ使用シアル種類ノ物品ヲ指稱スルモノニシテ主務大臣同條第二項ノ規定ニ依リ法令ヲ指定シタルトキハ在庫品タルト將又右法令ノ禁止ヲ犯シ新ニ製造セラレタルモノナルト問ハズ之ガ販賣ハ自動的ニ禁止セララルニ至ルコト

(八) 他ノ法令ニ依リテ製造ヲ許可セラレタル物品及本規則ニ依リテ製造又ハ販賣ヲ許可セラレタル物品ハ爾後自由ニ之ヲ販賣スルコトヲ得ルモノナルヲ以テ(第二條第一項第二號括弧、第

二條第三項及第四條第二項參照、但シ一定ノ用途ヲ指定シ許可セラレタルモノヲ當該用途以外ノ方面ニ販賣シ得ザルコトハ謂フヲ俟タズ、斯ル物品ニ付テハ許可品ナル旨ヲ表示セシメラレ度其ノ表示ノ方法トシテハ貴官ニ於テ許可ノ際左記様式ノ證紙ヲ許可申請者ニ交付シテ之ヲ貼



式 様

付シ或ハ證印ヲ押捺スル様取計ヲハレ度キコト
尙他ノ法令ニ依リ製造ヲ許可スル場合ノ方針ニ付キテハ別途通牒可致ニ付爲念

備考 (イ) 規格外品ノ場合ニハ(イ)ノ外(ロ)ノ欄ニ「規外」ト記入スルコト

(ロ) (イ)ノ欄ニ許可品ノ名稱ヲ記載スルモ差支ヘナキコト

(九) 第二條第一項第三號ニ付

(1) 主務大臣單ニ物品ノミヲ指定シタル場合ハ全面的ニ販賣禁止トナリ又主務大臣一定ノ販賣價格ヲ超ユル物品ヲ指定シタル場合ハ其ノ價格ヲ超ユルモノニ限り販賣スルコトヲ得ザルモノナルコト

ノナルコト

(2) 主務大臣一定ノ販賣價格ヲ超ユル物品ヲ指定シタル場合ト雖モ右一定ノ販賣價格(以下限界價格ト稱ス)ハ所謂奢侈品トシテノ一應ノ限界線ヲ示スモノニ過ギズシテ價格等統制令第六條ニ所謂他ノ法令ニ基ク行政官廳ノ額ノ處分ニハ非ザルヲ以テ其ノ限界價格以下ニ於ケル實際ノ販賣價格ハ當然價格等統制令各本條ノ規定ニ依リ律セラレベキモノナルコト

尙右ノ如キ限界價格ノ指定アリタル場合ニ於テハ實際ノ販賣價格ガ限界價格ニ迄高騰スルノ傾向ヲ生ズル虞ナシトセザルヲ以テ之ガ抑制防止ニ付テハ特ニ注意セラレ度キコト

(3) 限界價格アル物品ニ付テハ如何ナル段階ノ業者ト雖モ其ノ價格ヲ超エテ之ヲ販賣スルコトヲ得ザルモノナレバ生産業者又ハ卸賣業者ニ於テ夫々ノ段階ニ應ジ次ノ段階ノ販賣業者ノ口錢等ヲ控除シタル額ヲ以テ販賣スルニ非ザレバ次ノ段階ノ販賣業者ハ之ガ販賣ニ際シ支障ヲ來スベク假令生産業者ガ限界價格ヲ以テ販賣シタル場合ト雖モ卸賣業者又ハ小賣業者ニ對シテ右ノ事由ニ因ル第二條第一項但書ノ例外許可ハ相成難キニ付配給機構ノ整備等可然調整スル様配慮アリ度キコト

(4) 主務大臣ノ指定シタル限界價格ハ消費稅又ハ物品稅ヲ包含シタル價格ナレバ右價格ニ消費

税又ハ物品税ヲ別ニ加算シ得ザルモノナルコト

(十) 第三條ハ第二條ノ規定ニ依リ一定ノ販賣猶豫期間ヲ認メタル場合ニ於テ例ヘバ或ル物品ニ付買手が殺到スル等著シク本則ノ趣旨ニ反スルガ如キ事態ヲ生ジタルトキハ應急的措置トシテ主務大臣ニ於テ必要ト認ムル一般の命令又ハ個々ノ行政處分ヲ爲シ得ル旨ヲ規定セルモノナルヲ以テ貴官ニ於テ右ノ如キ事態ガ發生シタリト又ハ發生スル虞アリト認メラルル場合ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ報告セラレ度キコト

尙猶豫期間中當業者ガ禁止品ノ賣出宣傳、廣告、内覽會、即賣會其ノ他之ニ類スル行爲ヲ爲シ又ハ一般國民ガ買漁リ等ヲ爲シソノ結果著シク本則ノ趣旨ニ反スルガ如キ事態ヲ生ズルトキハ第三條ヲ發動セザルヲ得ザルコトトナルヲ以テ斯ル不祥ノ事態ハ之ヲ生ゼシメザル様國民精神總動員運動、物價統制協力會議或ハ商業報國運動等ト緊密ナル連絡ノ下ニ當業者及一般國民ノ指導ニ努メラレ度キコト

(十一) 第四條ノ價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ額ノ指定アリタル物品ニ付テハ主務大臣ノ物品指定ノミニ依リ自動的ニ規格外品ノ販賣ガ禁止セラルルニ至ルコト

(十二) 第二條第一項第三號ニ該當スル物品ニシテ且第四條ノ規格外品ニ該當スルモノニ付テハ

假令第二條第一項但書ノ許可ヲ受クルモ第四條ノ制限ハ解除セラレザルヲ以テ斯ルモノニ付テハ第二條第一項但書竝ニ第四條第一項但書双方ノ許可ヲ受クルコトヲ要スル儀ナルモ右ノ如キ場合ハ一ノ申請書ニ双方ノ申請事由ヲ記載セシムルモ差支ナキモノナルコト

尙價格等統制令施行規則第二條ノ例外許可ト本則ノ例外許可トヲ共ニ申請スル如キ場合アルモ斯ル場合ハ夫々ノ申請書ヲ提出スベキモノナルニ付爲念

(十三) 第五條ニ付

(1) 本條ニ規定スル「輸出」ハ圓ブロック向輸出ヲモ包含スルモノナルモ同地向ノ輸出ヲ事由トスル許可申請ニ付テハ特ニ諸般ノ事情ヲ斟酌シテ許可ヲ決定スル方針ナルヲ以テ右御含ミ相成度キコト

(2) 「其ノ他已ムヲ得ザル事由アル場合」トシテハ差當リ次ノ如キ場合ヲ想定シ居レバ主務大臣ニ申達スベキ申請書ニシテ右ノ事由ニ該當セズ不適當ナリト認メラルルモノニ付テハ貴官ニ於テ懇談的ニ之ガ申請ヲ差控フル様勸告セラレ度尙次ノ事由ニ該當スル場合ニ於テモ眞ニ已ムヲ得ザル事由アル場合ニ限り之ヲ許可スル方針ナルニ付其ノ旨御含ミノ上前同様取扱ハレ度キコト

物價要覽

- (イ) 藝術又ハ技術保存上特ニ必要ナル場合
- (ロ) 貿易振興又ハ藝術保存上特ニ有效ト認めラルル博覽會、見本市、展示會、商品陳列所等ニ出品シタルモノヲ販賣スル場合及出品スル爲ニ製造スル場合
- (ハ) 神社、佛閣又ハ教會用或ハ公ノ儀式祭典用ノ物品トシテ必要ナルモノヲ製造販賣スル場合
- (ニ) 外國大公使館、領事館、外國航路船舶等ニ販賣スル場合ノ如ク外財獲得上有效ナリト認めラルル場合
- (ホ) 學術、試験、研究又ハ醫療用ノモノ、能、舞樂等ノ藝術演出上必要ナルモノヲ製造販賣スル場合
- (ヘ) バーターノ關係上輸入シタル物品ヲ販賣スル場合
- (ト) 寫眞機ニ付テハ新聞社、通信社、雜誌社ニ販賣スル場合其ノ他國策宣傳上必要ナル用途又ハ教育、警察、軍用等ノ用途ニ充テラルル爲ニ製造販賣スル場合
- (チ) 貴石類ニ付テハ機械工具等ノ製造ニ必要ナル場合
- (リ) 其ノ他眞ニ必要已ムヲ得ザル場合

- (3) 許可ニハ當然制限又ハ條件ヲ附シ得ルモノナレバ貴官ニ於テ許可セラルル場合ニ於テモ本規則制定ノ趣旨ニ則リ必要ト認めル制限又ハ條件ヲ附セラレ度キコト
 - (4) 第一條但書、第二條第一項但書及第四條第一項但書ノ規定ニ依リ地方長官ガ例外許可ヲ爲シ得ルハ主務大臣ガ其ノ旨特ニ定メタル場合ニ限ルモノナルヲ以テ右ノ權限委任ノ告示アル迄ハ地方長官ハ右ノ許可ヲ與フルヲ得ズ此ノ點注意セラレ度キコト
- (十四) 第六條ニ付

- (1) 申請書ハ第一條但書ノ許可ヲ受ケントスル場合ニ在リテハ當該物品ノ製造地ヲ管轄スル地方長官、第二條第一項但書又ハ第四條第一項但書ノ許可ヲ受ケントスル場合ニ在リテハ申請者ノ營業所所在地ヲ管轄スル地方長官ニ提出又ハ地方長官ヲ經由スベキモノナルコト
- (2) 申請書ニハ豫定販賣價格ヲ參考トシテ記載セシメ許可ノ際ハ之ヲ附セザルモノヲ下付スル様セラレ度キコト、豫定販賣價格ヲ記載シタル許可書ヲ下付スルトキハ價格等統制令第六條ノ所謂他ノ法令ニ基ク行政官廳ノ販賣價格ノ許可アリタルモノトシテ價格等統制令ノ適用除外トナル虞アルヲ以テ此ノ點ニ付テハ特ニ留意アリ度キコト

- (十五) 第一條、第二條及第四條ニ規定スル身分アル者(製造又ハ販賣ヲ業トスル者)ガ其ノ身

分ナキ者ニ委託シテ製造又ハ販賣セシムル場合ニ委託者ハ第七條ノ規定ニ依リ本則ノ適用ヲ受クルモノナルコト、右ノ場合受託者モ亦第一條、第二條及第四條ノ身分ヲ有スル者ナルトキハ受託者ガ本則各本條ノ適用ヲ受クルハ當然ナルニ付爲念

第三、本規則ニ關シ更ニ留意セラレ度キ點左ノ如シ

(一) 本則ノ實施ニ當リテハ本則制定ノ趣旨ニ基キ戰時國民經濟ノ運營上本則ノ如キ措置ガ眞ニ必要ナル旨ヲ業者竝ニ一般國民ニ周知徹底セシメラレ度

(二) 本則ハ奢侈贅澤品ノ使用ノ禁止又ハ制限ニハ及バザルモ右ニ關シテハ國民精神總動員本部等ガ中心トナリ本則ノ實施ト平行シテ本則ニ基キ其ノ製造販賣ヲ禁止又ハ制限セラルル奢侈贅澤品ノ如キハ之ヲ使用セザル様國民生活刷新ノ運動ヲ開始スルコトト相成リ居ル次第ナレバ右運動ト共ニ本規則ノ運用ニ付テハ萬全ヲ期セラレ度

(三) 今回ノ物品指定ノ告示ニ於テハ業者ヘノ急激ナル影響ヲ避クルガ爲製造販賣ヲ禁止又ハ制限スル物品ノ範圍ヲ一定限度ニ止メタルモ將來ハ質實簡素ナル戰時國民生活ノ確立ヲ目標トシ製造販賣ヲ禁止スル物品ノ範圍ハ漸次之ヲ擴大シ又主務大臣ノ指定スル一定ノ販賣價格ヲ超ユルモノノ販賣ヲ禁止スル物品ニ付テモ其ノ販賣價格ヲ引下グル等漸次之ヲ強化スル豫定ナレ

バ、ソノ旨ヲ業者ニ周知徹底セシメ今回ノ告示ニ依リテハ製造販賣ヲ禁止又ハ制限セラレザル物品ニ付テモ不急不要品、奢侈贅澤品ト認メラルル物品ノ製造又ハ仕入ハ之ヲ差控フル様十分ニ指導セラレ度

銀絲(模造品ヲ含ム)又ハ模造品タル金絲ヲ用ヒタル織物及其ノ製品ニ

關スル處置方ノ件(昭和十五年七月二十五日一五物一第一三〇九號知事宛物價局長通知要綱)

昭和十五年七月商工省告示第三百三十九號ヲ以テ指定セラレタル標記ノ織物及其ノ製品ハ奢侈品等製造販賣制限規則第一條ノ規定ニ依リ去ル七月七日以後ハ製造禁止トナリ同規則第二條第一項第一號ニ依リ十月七日以後ハ販賣モ禁止セラルルコトトナリタルガ所謂金絲、銀絲ヲ用ヒタル織物ノ處置ニ就イテハ左記ニ依リ御指導相成度此段及通知候也

記

一、所謂金絲、銀絲ヲ用ヒタル白生地ノ織物ヲ染色加工スル行爲モ第一條ノ違反トナリ金絲、銀絲ノ入りタル儘ニテハ之ヲ染色シ得ザルモノナレバ右織物ニシテ金絲、銀絲ヲ除去シ得ルガ如キモ

物價要覽

ノニ付テハ出來得ル限り之ヲ除去スル様指導セラレ度又金絲、銀絲ヲ除去スルコト困難ナルモノニ付テハ金絲、銀絲ノ金色、銀色ヲ別記ノ方法又ハ其ノ他適當ト認ムル方法ニ依リ脱色スル様指導セラレ度キコト



尙既ニ染色セラレタル金絲、銀絲ヲ用ヒタル織物ニ付テモ其ノ製品ノ製造ハ禁止セラレ又十月七日以後ハ其ノ販賣モ禁止セラ
ルヲ以テ右ト同様ノ指導アリ度キコト

二、右脱色ノ場合其ノ方法ニ依リテハ金絲、銀絲ノ部分ガ黒褐色ノ絲トナリ模造品タル漆絲ヲ用ヒタル織物トナルニ非ズヤトノ疑ヲ生ズル場合アルモ右脱色シタル部分ハ漆絲ノ模造品ニ該當セズ尤モ金絲、銀絲ノ金色、銀色ヲ脱色スル場合ハ模造品タル漆絲ヲ用ヒタル織物ト混同セラルル虞アリ取締上兩者ヲ區別セシムル必要アルヲ以テ金色、銀色ヲ脱色シタル織物ニ付テハ當業者ヲシテ之ガ數量ヲ申告セシメ貴官ニ於テ左記様式ノ證紙ヲ交付シ之ヲ貼付セシムルカ或ハ證印ヲ押捺スル等ノ措置ヲ講ゼラレ度キコト

三、前示金絲、銀絲ヲ用ヒタル織物ニ付其ノ金絲、銀絲ヲ除去シ又ハ金色、銀色ヲ脱色スル行爲ハ其ノ結果出來上リタル物品ガ第一條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル禁止品ニ該當セザルヲ以

テ第一條ノ加工トハナラザルニ付爲念

別記

金絲銀絲ノ脱色法

硫化化合物タル

(一) ハイドロサルファイト液

黒色又ハ黒褐色

(二) 亞硫酸ソーダ液

"

(三) 硫化ソーダ液

"

(四) ロンガリツト液

"

(五) フオルマリソ液

薄褐色

(六) 鹽酸、硫酸

薄綠色

右ノ稀薄液ニ通スカ又ハ濃色ヲ希望スル場合ハ右液ニ通シ煮沸シタル後水洗スレバ可ナリ

奢侈品等製造販賣制限規則第一條但書ノ「製造中ノモノ」ノ解釋ニ關スル件

(昭和十五年八月二日一五物一第
一三九九號知事宛第一部長通知)

奢侈品等製造販賣制限規則第一條但書ノ「製造中ノモノ」ノ解釋ニ付テハ曩ニ一五物價第二八七四號通牒第二(二)ヲ以テ通牒致置候處尙左記御了承ノ上本規則ノ運用ニ當ラレ度此段及通知候也

記

一、奢侈品等製造販賣制限規則第一條但書ノ「製造中ノモノ」ノ意義ニ付テハ曩ニ通牒シタル通り製造中ノモノトハ容易ニ之ヲ他ノ用途ヲ有スル物品ノ製造ニ轉換シ得ザル程度ニ製造過程ノ進行シ居ルモノヲ指稱スルモノナルガ「製造中ノモノ」ナリヤ否ヤハ物品ノ製造又ハ加工ヲ業トスル者ニ付決スベキニ非ズシテ當該物品自體ニ付決スベキモノトス從ツテ一物品ニ付製造過程ト加工過程トガ區分セラレ各過程ガ違反ナル場合ニ於テハ其ノ各過程毎ニ製造中ナリヤ否ヤ又加工中ナリヤ否ヤヲ決定シ當該物品ニシテ製造中又ハ加工中ノモノナルニ於テハ爾後何人ト雖モ製造ノ完成又ハ加工ノ完成迄ハ夫々製造行爲又ハ加工行爲ヲ爲シ得ルモノトス例ヘバ所謂金銀絲等ヲ用ヒタル織物及其ノ製品ニ付テハ

(イ) 所謂金銀絲等ヲ用ヒタル白生地ノ場合ニ於テハ該白生地ノ製造ガ禁止セラルルモノナルヲ以テ右白生地ニシテ製造中ノモノニ付テハ其ノ織上ゲ(精練、漂白ヲ含ム)ノ完成迄ハ爲シ得ルモノトス但シ新ニ染色過程ニ入ルコトヲ得ズ

(ロ) (イ)ノ所謂金銀絲等ヲ用ヒタル白生地ノ織物ヲ染色加工スル場合ハ其ノ染色過程ニ於テ加工中ナリヤ否ヤヲ決シ既ニ染色加工ニ入りテ所謂加工中ノモノト認メ得ラルルモノニ付テハ何人モ染色工程ヲ完了(仕上ゲ)セシムルモ差支ヘ無キモノトス

(ハ) (ロ)ノ織物ノ仕立ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ裁斷ヨリ縫上ゲ迄ガ指定物品タル製品ノ製造過程(加工過程)ナルヲ以テ其ノ過程ニ於テ製造中ナリヤ否ヤヲ決シ製造中ト認メラルル場合ハ之ヲ縫上ゲテ完成品ト爲スモ差支ヘ無キモノトス

漆絲(模造品ヲ含ム)ヲ用ヒタル織物及其ノ製品ノ處置ニ關スル件

(昭和十五年八月二日一五物一第一)
(四〇〇號知事宛物價局長通知)

昭和十五年商工省告示第三百三十九號ヲ以テ指定セラレタル標記ノ織物及其ノ製品ハ奢侈品等製造販賣制限規則第一條ノ規定ニ依リ去ル七月七日以後ハ製造ヲ禁止セラレ且同規則第二條第一項第一號ノ規定ニ依リ來ル十月七日以後ハ販賣ヲ禁止セラルコトトナリタルガ所謂漆絲ヲ用ヒタル織物及其ノ製品ニ付テハ左記ニ依リ御指導相成度此段及通知候也

記

物價要覽

一、所謂漆絲ヲ用ヒタル白生地ノ織物ヲ染色加工スル行爲ハ奢侈品等製造販賣制限規則第一條ニ違反スルコトトナリ漆絲ノ入りタル儘ニテハ之ガ染色ヲ爲シ得ザルモノナレバ右織物ニシテ漆絲ヲ除去シ得ルモノニ付テハ能フ限り之ヲ除去スル様指導セラレ度又除去スルコト困難ナルモノニ付テハ別記ノ方法又ハ適當ト認ムル方法ヲ以テ光澤ヲ脱セシムル様指導セラレ度尙既ニ染色セラレタルモノニ付テモ右ト同様指導セラレ度

二、前項ニ依リ所謂漆絲ヲ除去シ又ハ脱光シタル織物ニ付テハ一五物一第一三〇九號通知ニ準據シテ同通知ニ記載ノ如キ證紙ヲ交付シテ貼付セシムルカ或ハ證印ヲ押捺スル等ノ措置ヲ講ゼラレ度尙所謂漆絲ヲ用ヒタル織物ニ付其ノ漆絲ヲ除去シ又ハ脱光スル行爲ハ奢侈品等製造販賣制限規則第一條ノ加工トハナラザルニ付爲念

漆絲代用ラツカー絲ノ脱光方法

一、漆絲代用ラツカー絲

青酸加里〇・五——二%溶液中ニテ攝氏八十度ニ於テ一時間處理スルカ又ハアセトン、醋酸アミール、醋酸エーテル若ハシンナー液ニテ脱光ス

奢侈品等製造販賣制限規則ニ依ル商工省告示第四百八十七號ニ關スル件

(昭和十五年八月三十日附一五物一第一七〇八號知事宛物價局長官通牒)

奢侈品等製造販賣制限規則ニ依リ八月二十七日商工省告示第四百八十七號ノ通料理等ノ指定有之候處右ニ付テハ左記ノ趣旨及解釋ヲ御了承ノ上可然措置相成度

記

一、本告示ノ趣旨左ノ如シ

(一) 六大都市等ノ大都會ニ於ケル料理屋、旅館、待合等ガ近來ノ好況ニ乘ジ生鮮食料品ヲ競ツテ高價ニ買入レ贅澤ナル料理ヲ調理シツツアルコトガ最近ニ於ケル生鮮食料品ノ價格騰貴ノ原因ノ一タル事實ニ鑑ミ此ノ際此等ノ方面ヨリノ需要ヲ抑制シテ生鮮食料品ノ價格引下ノ一助ト爲サントスルコト

(二) 生鮮食料品ニ付テハ今後引續キ公定價格ヲ設定スル方針ナルヲ以テ料理ノ價格ニ對シテモ抑制シ生鮮食料品ト料理トノ間ノ價格統制ノ公正ヲ圖ラントスルコト

(三) 贅澤ナル料理ハ徒ニ皿數ノ多キヲ或ハ材料ノ新奇ヲ競ヒ之ガ爲メニ食料品其ノ他ノ資材勞

物價要覽

力ノ無駄ヲ生ジツツアルヲ以テ斯ル弊害ヲ除去セントスルコト

(四) 贅澤ナル料理等ヲ制限スルコトニ依リ國民精神ノ緊張ヲ圖リ併セテ質實簡素ナル戰時國民生活様式ノ確立ニ資セシメントスルコト

二、本告示ノ實施ニ當ツテ業者ヲ監督竝ニ指導セラルベキ點左ノ如シ

(一) 本告示ニ於ケル價格ハ六大都市ヲ標準トシタルモノナルヲ以テ六大都市以外ノ地方ニ於テハ夫々其ノ地方ノ實情ニ應ジ本告示ノ價格ヨリ大體二割減以下ノ價格ニテ例ヘバ朝食八〇錢、晝食二圓、夕食四圓以下ノ如ク適當ニ抑制セラレタキコト

(二) 本告示ニ定メタル金額ノ外ニ席料、祝儀、サービス料、花(生花、盛花等)代其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ從來徴收セザリシモノヲ顧客ヨリ新ニ徴收シ又ハ從來徴收シ居リタル額又ハ率以上ニ増徴スルコトハ奢侈品等製造販賣制限規則第七條ノ違反ト認メラルベキヲ以テ如斯行爲ヲ爲サシメザルコト

尙右ニ關聯シ (イ)領收書ニハ料理代、飲物代、税金等內容ヲ明細ニ記載センムルコト (ロ)從來料理店、飲食店、カフェー等ニシテ女中、女給等ノ祝儀、サービス料、チップ等ヲ顧客ヨリ收受セルモノニ付テハ此ノ際成ル可ク之ヲ一定額ニ規正シ且出來得ル限り低額タラシムルコト

ト

(三) 本告示ニ於ケル販賣價格ハ料理等ニ付所謂奢侈品トシテノ限界線ヲ示スモノナレバ從來ノ料理等ノ販賣價格ヲ本告示ノ價格ニ迄引上グルコトハ價格等統制令ノ違反トナルベキヲ以テ例ヘバ八〇錢ノ「ランチ」ヲ一圓ニ引上グル等ノ行爲ヲ爲サシメザルコト

(四) 料理一人前トハ、一定ノ順序ニ從ヒ配膳サルルガ如キ所謂定食式ノ料理、宴會料理、座敷料理、宿屋料理等ハ勿論同一人ニ對シ數個ノ一皿料理、一品料理、壽司、天麩羅等ヲ取合セ販賣スル場合ヲモ含ムモノナレバ一人ニ對スル販賣額ノ合計ガ例ヘバ夕食五圓ヲ超ユルコトヲ得ザル趣旨ナルコト從テ顧客一人ニ付如何ナル方法ヲ以テスルヲ問ハズ例ヘバ夕食ニ付テハ料理代金トシテ五圓以上ヲ請求スルコトヲ得ザルコト

尙料理店等ニ於テ販賣スル酒類及清涼飲料ニ付テハ既ニ公定價格設定セラレ居ルニ付御含相成度

三、本告示ノ解釋上注意スベキ點左ノ如シ

(一) 例ヘバ「ランチ」又ハ井物等ノ如ク從來ヨリ料理ノ外ニ米麥飯、果物、コーヒー又ハ吸物、新香等ノ付クコトガ常例ノモノニ付テハ如斯附屬料理モ所謂一品料理又ハ一皿料理ノ中ニ

物價要覽

含マルルモノナルヲ以テ此等ノモノノ代金ヲ新ニ別ニ徴收スルヲ得ザルモノナルコト

(二) 洋食ノ定食ノ如ク果物、菓子、コーヒー等ガ附屬スルモノハ勿論此等ノ全部ガ本告示ノ料理ノ中ニ含マルルコト

(三) 本告示ニ於ケル壽司ハ握壽司、大阪壽司ヲ含ミ、ちらし壽司ハ井物ニ含マルルコト

尙壽司ニ在リテハ屋臺等ニ於テ一個賣スル場合ハ勿論一皿ニ盛合セタル場合ニ於テモ一個ニ付販賣價格十錢ヲ超ユルヲ得ザルコト

(四) 本告示ニ於テ「天麩羅ヲ一個賣スル場合」トハ所謂御座敷天麩羅トシテ一個毎ニ販賣スル場合等ヲ指スモノニシテ、天麩羅ヲ一皿ニ盛合セタル場合ニ在リテハ、一品料理ノ中ニ含マシムル趣旨ナルコト

奢侈品等製造販賣制限規則第一條但書ノ規定ニ依ル許可ニ關スル件

(昭和十五年九月二日附一五物一第
一七四七號知事宛物價局長官通牒)

昭和十五年九月二日商工省告示第五百二號ヲ以テ奢侈品等製造販賣制限規則第一條但書ノ規定ニ依リ刺繡ヲ施シタル織物及其ノ製品ニ付貴官ニ於テ許可ヲ爲スベキ場合相定候處右ニ關シテハ左記

ニ依リ取扱相成度依命此段及通牒候也

記

一、刺繡料金又ハ刺繡費一圓又ハ五十錢以下ノ場合ニ在リテモ本規則ノ趣旨ニ則リ質實簡素ナルモノニ限り許可セラレ度キコト

二、許可申請書ノ提出ニ際シテハ申請ニ係ル刺繡料金又ハ刺繡費ノ範圍内ニ於テ製作スベキ刺繡ノ見本(刺繡ノ模様、色合等ノ見本)ヲ業者ニ於テ作成セシメ該見本ヲ申請書ニ添ヘテ提出セシムルコト

右ノ見本ハ爾後ノ取締ノ資料トスルコト

尙業者ノ組合等ヲシテ右許可ヲ受クベキ刺繡ノ範圍(見本)ニ依リ刺繡ヲ爲スベキ旨ノ協定ヲ爲サシメ之ガ勵行ヲ確保セシムルコト

三、許可ヲ受クベキ者多數存スル場合ニハ便宜其ノ屬スル組合、團體等ニ於テ之等ノ者ノ申請書ヲ取纏メ委任狀添附又ハ各人ノ連名捺印等ノ方法ニ依リ組合又ハ團體ノ代表者ガ全員ヲ代表シテ許可申請ヲ爲サシメ差支ナキコト

四、許可ニ際シテハ制限、條件等ヲ附シ得ルモノナルヲ以テ價格等統制令ノ例外許可ノ例ニ準ジ適

物價要覽

當ト思料スル附款ヲ附セラレ度キコト

尙取締上必要アリト認メタルトキハ許可ヲ受ケテ刺繡ヲ施シタルモノヲ製造又ハ販賣シタル者ヨリ其ノ刺繡ノ程度ガ眞ニ許可ノ範圍ヲ超エザルモノナルコトヲ明カニスル資料トシテ例ヘバ當該刺繡製品ニ關スル諸經費ノ内譯報告書ノ如キモノヲ貴官宛提出セシムルコト

五、子供用品トハ尋常小學兒童以下ノ者ノ用フル物品ヲ云フ

六、昭和十五年九月商工省告示第五百二號ニ於ケル刺繡料金又ハ刺繡費トハ糸等ノ原材料費及純然タル刺繡手間賃ノ兩者ヲ合算シタルモノトス

尙刺繡料金トハ單ナル賃加工ノ場合ニ於ケル刺繡ニ要スル費用ヲ云ヒ、刺繡費トハ自己ノ計算ニ

於テ刺繡製品ヲ作ル場合ニシテ、刺繡ニ關スル費用ガ製品ノ原價計算要素ノ一ヲ爲ス場合ヲ云フ

七、子供用品タルベク裁斷シタル生地ニ刺繡ヲ爲ス場合ニシテ一箇分刺繡料金五十錢以下トハ出來上リ品ノ刺繡料金ガ全體トシテ五十錢以下ナルコトヲ意味ス

八、本告示ニ依リ製造ノ許可ヲ爲シタルモノニ付テハ昭和十五年七月十一日商工次官依命通牒第二ノ(ハ)ニ基キ許可ノ證票ヲ貼付セシムルコト

九、本許可ヲ爲シタル場合ニハ該物品ノ種類、數量、團體名、團體所屬員數等ヲ記載シタル報告書

一通ヲ許可ノ都度當局宛提出セラレ度キコト

商工省告示第五百二號

奢侈品等製造販賣制限規則第一條但書ノ規定ニ依リ地方長官ニ同條但書ノ許可ノ申請ヲ爲スバキ場合左ノ通定ム

昭和十五年九月二日

一 子供用品ノ製造ニ用フル爲裁斷シタル織物生地ニ子供用一箇分ニ付刺繡費五十錢以下ノ刺繡(銀絲若ハ漆絲又ハ模造品タル金絲、銀絲若ハ漆絲ヲ用フル場合ヲ除ク以下同ジ)ヲ施ストキ

二 子供用品一箇分ニ付刺繡料金又ハ刺繡費五十錢以下ノ刺繡ヲ施シタル織物生地又ハ半製品ヲ以テ子供用品ヲ製造スルトキ

三 織物製品タル子供用品又ハ半既製品ニ一箇分ニ付刺繡料金又ハ刺繡費五十錢以下ノ刺繡ヲ施ストキ

四 半襟、帶締、袋物、テーブル掛若ハテーブルセンター又ハ此等ノ半既製品若ハ生地ニ製品一箇分ニ付刺繡料金又ハ刺繡費一圓以下ノ刺繡ヲ施ストキ

物價要覽

五 製品一箇分ニ付刺繡料金又ハ刺繡費一圓以下ノ刺繡ヲ施シタル半既製品又ハ生地ヲ以テ半襟、帶締、袋物、テーブル掛若ハテーブルセンター又ハ此等ノ半製品ヲ製造スルトキ

奢侈品等製造販賣制限規則第一條但書及第二條第一項但書ノ場合ニ於ケル

許可ニ關スル件(昭和十五年十月五日附一五物價第四七)
二四號知事宛商工、農林兩省次官通牒

奢侈品等製造販賣制限規則第一條但書及第二條第一項但書ノ規定ニ依リ地方長官限リ許可ヲ爲シ得ル場合ニ付テハ近ク商工、農林兩省告示可相成候條左記御留意ノ上可然處理相成度

記

一、告示第一項ニ該當スル場合ニハ包括許可ヲモ爲シ得ルモノナルヲ以テ當該物品ガ第三國ニ輸出セラルルコト明カナルモノナルコトヲ充分確認シタル場合ニ限リ許可セラレ度キコト、尙當該物品ガ内地ニ流入セザル様販賣方法ニ付適當ナル條件ヲ附シ其ノ他許可ノ趣旨ニ反セザル様取締ヲ嚴重ニセラレ度キコト

二、告示第二項ノ輸出見本ノ製造ヲ許可スルニ當リテハ輸出見本トシテ許可シタルモノガ國內ニ販

賣セラレルコトヲ防止スル爲適當ナル條件例ヘバ數量ヲ限定スル等措置セラレ度キコト

三、告示第五項ニ於ケル試驗所又ハ研究所ガ公立ノ場合ニシテ適當ト認メタルトキハ包括許可ヲ爲シ差支ナク、私立ノモノニ對シテハ原則トシテ許可セザル方針ナルニ付許可セラル、場合ニハ豫メ本省ニ打合セラレ度キコト

四、告示第一項、第三項、第四項及第六項ニ於テ賣渡ス場合ノ物品中ニハ何レモ中古品ヲ含ムモノナルニ付爲念

五、告示第七項ノ場合ニ付テハ別途通牒ス

六、以上各項ノ場合ヲ通ジ許可ノ際ニハ許可品ガ許可ヲ爲シタル用途以外ニ流出セザル様適當ナル條件ヲ附スルコトトシ許可ノ趣旨ニ反セザル様取締ラレ度キコト

尙條件ニ違反シタルトキハ其ノ許可ヲ取消ス等ノ措置ヲ採ラレ度キコト

七、地方長官許可ヲ爲シタルトキハ許可品ニ付昭和十五年七月十一日商工農林兩省次官依命通牒第二ノ(八)ニ依ル證票ヲ貼付スルコトトシ、遲滯ナク其ノ旨ヲ商工大臣ニ報告スルコト

追而本告示ニ定メタル場合以外ハ主務大臣ニ於テ許可スルモノナルヲ以テ貴官ニ於テ許可スル必要アリト認メラレタルモノニ付テハ許可ヲ必要トスル事由等詳細具申ノ上進達相成度

第三篇 基本法令並關係通牒

商工省告示第十七號
農林省

奢侈品等製造販賣制限規則第一條但書又ハ第二條第一項但書ノ規定ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベキ場合左ノ通定ム

昭和十五年十月七日

商工大臣臨時代理大藏大臣

河田 烈
農林大臣 石 黒 忠 篤

一、關東州、滿洲及支那以外ノ地ニ輸出セラルルコト明カナル物品ヲ製造シ又ハ賣渡ス場合

二、關東州、滿洲及支那以外ノ地ニ輸出スル爲ノ輸出見本ヲ製造スル場合

三、外國航路船舶ニ備付クル爲ノ物品ヲ造船事業者又ハ海運業者ヨリノ註文ニ基キ製造シ又ハ之ニ賣渡ス場合

四、學術、試驗又ハ研究ニ必要ナル物品ヲ學校、試驗所又ハ研究所ヨリノ註文ニ基キ製造シ又ハ之ニ賣渡ス場合

五、試驗所又ハ研究所ニ於テ製造スル場合

六、機械工具又ハ時計ノ製造又ハ修繕ニ必要アル貴石又ハ半貴石（人造品及模造品ヲ含ム）ヲ機械、工具又ハ時計ノ製造業者又ハ修繕業者ヨリノ註文ニ基キ製造シ又ハ之ニ賣渡ス場合

七、昭和十五年七月商工省告示第三百四十二號ニ依リ定メタル法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品又ハ其ノ中古品ヲ賣渡ス場合

在庫品タル禁制纖維製品處理ニ關スル件（昭和十五年十月七日附一五物價第
四七九六號知事宛商工次官通牒）

奢侈品等製造販賣制限規則ノ施行ニ伴ヒ本年十月七日以降販賣禁止品トナルベキ纖維製品ニシテ右規則發令當時ヨリノ在庫品タルモノノ一部ニ付物資活用ノ見地ヨリ左記要領ニ依リ販賣ヲ許可スルコトト相成候ニ付テハ可然措置相成候

記

一、本處理方針ノ趣旨左ノ如シ

（イ）物資活用ノ趣旨ニ鑑ミ在庫纖維禁制品ノ中比較的奢侈的ナラザルモノヲ商品トシテ流通セシメ併セテ業界ノ窮狀ヲ救フコト

（ロ）贅澤禁止ノ政府ノ意氣込ガ薄弱化シタリトノ惡印象ヲ國民ニ與ヘザラシムルト共ニ精動運

物價要覽

動ト出來得ル限り矛盾セザルモノタラシムルコト

(ハ)業者ノ蒙レル損失ニ付テハ政府ガ之ヲ補償スル等ヲ爲サズ業者ノ自力ニ依ツテ更生セシムルコト

(ニ) 現ニ脱絲脱色ヲ爲シツツアル業者ガ然ラザル業者ニ比シテ損失スルコトナカラシムルコト
二、本處理方針ノ大要ハ纖維禁制品ノ在庫品ノ中比較的奢侈的ナラザルモノニ付キ業者ノ團體ヲシテ業者(團體員)ヲ代理シテ販賣許可ノ申請ヲ爲サシメ其ノ際奢侈的ナラザルコトノ認定料ヲ團體員ヨリ徵收セシメ斯クシテ得タル收入ヲ以テ業者ニ對スル金融或ハ純粹奢侈品ノ買上等業者ノ相互救済ヲ爲サシメントスルモノトス

而シテ其ノ實施要領ハ左ノ如シ

三、認定ヲ爲シ得ル物品ノ範圍左ノ如シ但シ限界價格アル物品ニ付テハ當該限界價格以下ニテ販賣スルモノニ限り認定スルモノトス(例ヘバ銀絲ヲ用ヒタル織物ガ銘仙ナル場合ニ於テハ一反三十圓以下ノモノ、刺繡ヲ施シタル織物ガ半襟ナル場合ニ於テハ一掛五圓以下ノモノニ限ルガ如シ)
(一) 金銀絲、漆絲(各模造品ヲ含ム)ヲ用ヒ又ハ刺繡ヲ施シタル織物及其ノ製品中左記ノモノ

但シ綴織帶地、綴織袷紗地及其ノ製品ヲ除ク

(イ) 反物 (ロ) 夜具蒲團類 (ハ) 和洋服(コートヲ含ム) (ニ) 既製子供用品 (ホ) 肩掛(防寒用ノモノ) (ヘ) 洋傘 (ト) 半襟、腰紐、帶揚及帶締

(チ) ネクタイ (リ) テーブルクロス及テーブルセンター (ヌ) ハンカチーフ

(ル) 袋物 (ヲ) 風呂敷及袷紗 (ワ) 鼻緒 (カ) 草履

(二) 無線シホンベルベット及其ノ製品竝ニビロード縮緬及其ノ製品中左記ノモノ

(イ) 生地

(ロ) 肩掛

(ハ) 和洋服(コート及子供服ヲ含ム)

(三) 繪羽模様地及其ノ製品中左記ノモノ

(イ) 染繪羽模様着尺地及其ノ製品ノ中裾模様ノモノニシテ裾ヨリノ高サ鯨尺二尺三寸未滿ノ模様ヲ附シタルモノ

(ロ) 染繪羽模様長襦袢地及其ノ製品

(ハ) 繪羽模様夜具表地

(ニ) 男子熨斗目模様染ノモノ又ハ女兒模様付ノモノ (四ツ身以下)

(四) 絹レース地及其ノ製品中左記ノモノ

(イ) レース子供用品

(ロ) レース洋傘

(ハ) 附屬品タルレース

四、左ニ掲グル團體(以下聯合會ト稱ス)ハ監督官廳ノ決定シタル具體的標準ニ準據シ各々其ノ道府縣別ノ所屬組合又ハ支部(以下支部組合ト稱ス)ノ組合員ノ在庫品ニ付比較的奢侈的ナラザルヤ否ヤヲ認定シ奢侈的ナラズト認定シタル物品ニ付テハ聯合會ニ於テ支部組合員ニ代ツテ販賣許可ノ申請ヲ爲スコトトシ商工大臣ハ之ニ對シ許可ヲ與フルモノトス

全日本絹織物工業組合聯合會 日本人絹織物工業組合聯合會 全國内地向絹織物卸商業組

合聯合會 全日本既成服卸商業組合聯合會 日本絹人絹商業組合聯合會 日本肩掛卸商

業組合聯合會 日本纖維製品小賣商業組合聯合會 日本百貨店組合

(備考)

認定ハ聯合會ノ責任ニ於テ之ヲ行フモノニシテ從ツテ實際ノ認定行爲モ聯合會ノ職員等ガ監督官廳ノ監督ノ下ニ之ヲ行フモノナルモ必要アルニ於テハ便宜支部組合ヲシテ認定ノ實際行爲ヲ爲サシムルモ差支ナキコト

五、認定料ニ付テハ別紙ヲ參照スルコト

認定料ハ認定ニ合格シタル物品ニ付之ヲ徵收スルモノニシテ認定ニ合格セザル物品ニ付テハ之ヲ徵收セザルモノナルコト

六、比較的奢侈的ナラザルコトノ一般的認定標準ニ付テハ別紙ヲ參照スルコト

右ハ商工省ニ設置シタル關係官廳係官及精動代表者ヲ以テ組織スル委員會ニ於テ決定シタルモノナルガ今後同委員會ニ於テ認定標準ノ追加ヲ決定シタルトキハ其ノ都度之ヲ地方廳ニ指示ス

七、地方廳ニ關係係官及精動代表者ヲ以テ組織スル委員會ヲ置キ中央ヨリ通達アリタル一般的認定標準ニ基キ具體的ニ認定標準ヲ決定スルコト

八、聯合會ハ前項ニ依リ地方廳ノ委員會ニ於テ決定シタル具體的認定標準ニ從ヒ支部組合ノ組合員ノ在庫品ニ付比較的奢侈的ナラザルヤ否ヤノ認定ヲ爲シ認定ニ合格シタル商品ニハ一定ノ様式ニ依ル證印又ハ證紙ヲ押捺又ハ貼付スルコト

物價要覽

(備考)

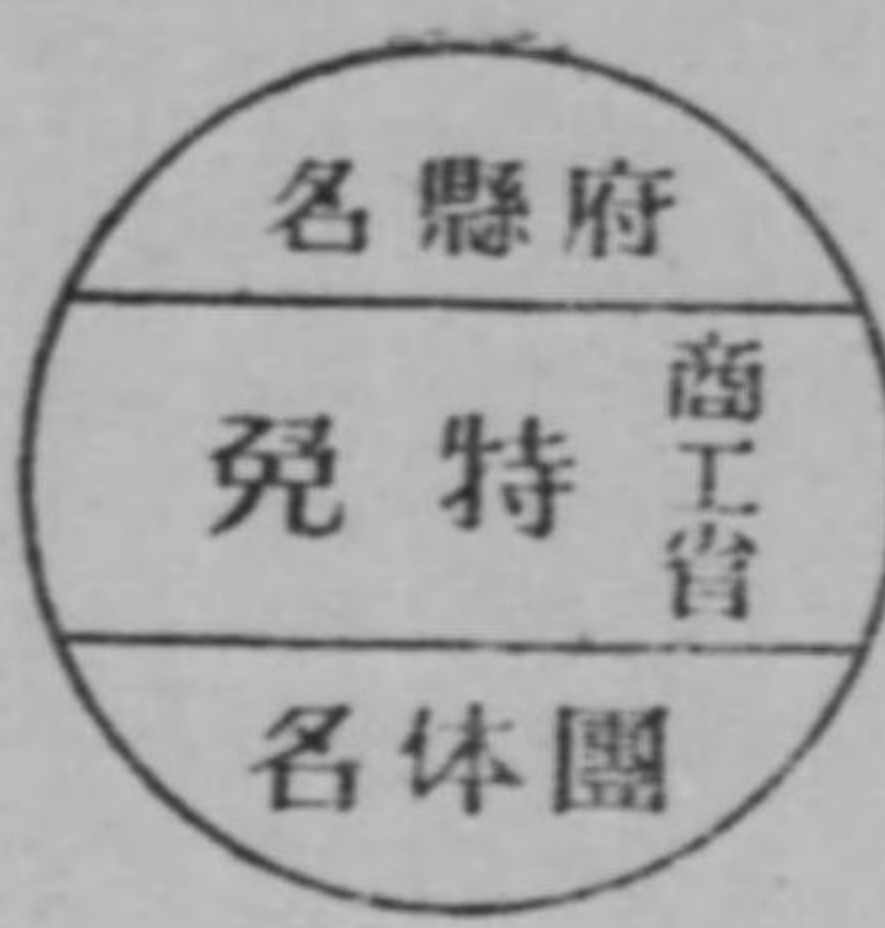
(一) 地方ニ於ケル認定委員會ハ特別ニ官制ニ依ル委員會ニ非ズ單ナル申合委員會ヲ以テ足ルモノニシテ左ノ如キ構成ニ依ルヲ適當トスルコト

委員長	經濟部
委員	商工課長
	物價統制課長
	染色關係技術官
	經濟保安課長
	精動運動主務課長
	其ノ他ノ關係係官
	地方精動代表者

尙業者ノ代表ハ委員會ノ認定標準決定ノ爲提出セラレタル商品ニ付テ説明ヲ爲スコトヲ得ルモ之ガ認定標準ノ決定ニ加ハラシメザルコト

(二) 認定ニ合格シタル商品ニハ原則トシテ證印ヲ押捺スルノ方法ニ依リ商品ノ性質上已ムヲ得ザル場合ニ限り證紙貼付ノ方法ニ依ルコト

(三) 證印又ハ證紙ノ様式ハ左ニ依ルモノトシ其ノ大サハ適宜トス



(四) 認定ハ聯合會ガ之ヲ爲シ證印押捺、證紙貼付等ノ事實行爲ハ聯合會又ハ支部組合ニ於テ之ヲ爲スモノナルモ、聯合會又ハ支部組合ノ自由ニ放任スル場合ニハ弊害アルベキヲ以テ左ノ如キ措置ヲ採ルモノトス

(イ) 證印ハ聯合會ニ於テ之ヲ作成シ地方廳ニ於テ保管ス捺印ノ機械的事務ハ地方廳ノ係官(經濟部係官並ニ支障ナケレバ警察部係官)ノ監督ノ下ニ聯合會又ハ支部組合ノ係員ヲシテ便宜之ヲ爲サシム

(ロ) 證紙ハ聯合會ニ於テ之ヲ作成シテ地方廳ニ納付セシメ認定ノ都度地方廳ハ必要數量ノ枚數ノ下付ヲ爲スコト

(ハ) 證紙ヲ附シタルモノニ付テハ消費者ニ販賣スル場合ニ必ず證紙ヲ附シタル儘販賣セシメ之ヲ取離シテ他ノ物品ニ流用スルガ如キコトナキ様嚴ニ注意セラレタキコト

(五) 認定手数料ハ證印押捺又ハ證紙貼付ノ際聯合會ニ於テ支部組合ノ組合員ヨリ之ヲ徵收スルコト

(六) 認定行爲ハ生産業者、卸賣業者ニ付テハ本年十月中ニ、小賣業者ニ付テハ本年十一月中ニ完了セシムルコト、尙認定ノ仕直シハ之ヲ爲サザルコト

九、第八項ノ證印又ハ證紙ヲ押捺又ハ貼付シタル商品ニハ曩ノ昭和十五年七月十一日商工、農林兩次官依命通牒第二ノ(八)ニ基ク許可ノ證票貼付ハ之ヲ要セザルモノトス

第三篇 基本法令並關係通牒

十、以上ニ依リ認定ニ合格シタル商品ニ付聯合會ハ支部組合ノ組合員ヲ代理シテ販賣許可ノ申請ヲ爲シ商工大臣ハ之ニ對シ許可ヲ爲ス尙商工大臣ノ該許可ハ包括的許可ニシテ且ツ一度限り之ヲ爲スモノトス尙本許可ニ付テハ許可ヲ受ケタル物品ノ擔保能力等ヲ考慮シ特ニ期限ヲ附セザルコトトセリ

(備考)

一、聯合會ハ支部組合ノ組合員ノ許可申請事務ヲ代行スルモノナルヲ以テ聯合會ノ提出スル申請書ニ支部組合ノ各組合員ヲシテ連名捺印セシムルカ又ハ各組合員ヨリ提出セシメタル委任狀ヲ許可申請書ニ添附スルコト

二、商工大臣ノ與フル許可ハ「商工大臣及地方長官ノ指示ニ從ヒ聯合會ガ行フ認定ニ合格シタル商品ニ限り販賣ヲ許可ス但シ限界價格ヲ超エテ販賣スルコトヲ得ズ」ナル趣旨ノモノトス

三、商工大臣ハ一旦許可ヲ與ヘタル後ニ於テモ本許可ノ趣旨ニ反スル如キ行爲例ヘバ證紙ノ不正使用等ヲ爲シタル場合ニハ許可ヲ取消スコトアルベキコト

十一、販賣ノ許可ヲ受ケタル商品ハ業者ノ自由ナル取引ニ任スモノトス但シ關係組合等ニ於テ組合法ニ基ク統制ヲ爲シテ商品ノ販賣方法等ヲ統制スルハ差支ヘナシ

尙販賣許可品ト雖モ公定價格又ハ停止價格ヲ超エテ販賣シ得ザルコトハ勿論ナリ

十二、十月七日以後ニ於テハ業者ハ單ニ認定ヲ受ケタル事實ノミニテハ規則上當然ニ販賣シ得ルモノニ非ズ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ販賣シ得ルモノナルコトヲ業者ニ周知徹底セシムルコト

十月七日以後ニ於テハ商工大臣ノ許可アル日迄當該物品ヲ一旦店頭ヨリ撤去セシムル等業者ニ對シ適宜指導監督スルコト

尙商工大臣許可ヲ爲シタル場合ニハ其ノ旨地方廳ニ通報ス

十三、認定料金ハ先拂ヲ原則トスルモ聯合會又ハ支部組合ノ事情ニ依リテハ精算拂ニテモ差支ヘナシ

十四、既ニ業者ニ於テ脱絲脱色等ヲ爲シテ㊦トナシ居ル種類ノ物品ニ付脱絲脱色等ヲ爲サザル業者ヨリ認定ヲ申請シ來レル場合ニ於テハ聯合會又ハ支部組合ニ於テ絶對ニ認定ヲ拒絶スルコト

㊦トナシ居ル種類ノ物品ノ範圍ニ付テハ出來得ル限り各道府縣ニ於テ充分連絡打合ヲ爲シ或ル縣ニ於テ脱絲脱色セシメツアル種類ノモノハ他ノ縣ニ於テモ脱絲脱色セシムルコト

十五、各聯合會ノ徵收シタル認定料ノ處分方法ニ付テハ別途當省ニ於テ慎重ニ研究ノ上決定スルモ

物價要覽

ノトス從ツテ之ガ處分ニ付テハ聯合會ノ自由ニ任セズ商工大臣ノ指示ニ從ハシム

十六、各業者ハ認定ヲ受ケタル物品及純粹奢侈品ノ各別數量及金額ノ報告書ヲ本年十一月末日（小賣業者ニ在リテハ本年十二月十日）迄ニ二通作成シ一部ハ所轄警察署ニ、他ノ一部ハ支部組合ニ於テ取纏メテ地方廳ニ提出セシメ爾後取締ノ便ニ資セシムルコト

各聯合會ニ於テハ別途道府縣毎ノ認定ヲ受ケタル物品及純粹奢侈品ノ各別數量及金額竝ニ認定料ヲ調査シ本年十一月末日（小賣業者ノ分ニ付テハ本年十二月十日）迄ニ商工省ニ提出セシムルコト

禁制纖維製品在庫品中比較的奢侈的ナラズトノ認定標準

一、金銀絲、漆絲ヲ用ヒタル織物及其ノ製品ニ付テハ

(1) 從來ノ實施ニ鑑ミ脱絲脱色ノ可能ナリト認メラルル種類ノモノハ認定ヲ爲サズ

(2) 認定ヲ爲シ得ルモノノ條件概ネ左ノ如シ

(イ) 金銀絲、漆絲ノ使用量少キモノ

(ロ) 金銀絲、漆絲ノ使用方法ノ密集的ナラザルモノ

(ハ) 金銀絲、漆絲ノ使用方法ノ目立タザルモノ

(ニ) 色合、柄模様、型等ノ華美ナラザルモノ

(特ニ若向ノモノヲ排斥スルト云フ意味ニ非ズ)

(備考)

金銀絲、漆絲ヲ相當量使用シタルモノト雖モ其ノ一部ヲ除去シタル結果華美ニ互ラザルモノハ認定シ得ルモノトスルコト

二、刺繡ヲ施シタル織物及其ノ製品ニ付テハ

(1) 金銀絲、漆絲ノ施シアルモノハ一、ノ標準ニ依ル

(2) 認定ヲ爲シ得ルモノノ條件概ネ左ノ如シ

(イ) 刺繡ノ少キモノ

(ロ) 刺繡ノ色合、柄模様、型等ノ華美ナラザルモノ

(ハ) 刺繡ノ施サレタル生地ソノモノノ色合、柄模様、型等ノ華美ナラザルモノ

三、無線シホンベルベット及其ノ製品、ピロイド縮緬及其ノ製品ニ付テハ

物價要覽

(1) 金銀絲、漆絲又ハ刺繡ノ施シアルモノハ一、又ハ二、ノ標準ニ依リ其他ノモノハ色合、柄模様、型等ノ華美ナラザルモノ

(2) 無線シホンベルベット白生地及ビロード縮緬白生地ニ付テハ將來無地加工ヲ爲スベキコトヲ條件トシテ認定ヲナスコト

(1) 染繪羽模様着尺地及其ノ製品ニ付テハ裾模様ノモノニシテ裾ヨリノ高サ鯨尺二尺三寸未滿ノモノニ限り其ノ色合、柄模様等ノ華美ナラザルモノ

(2) 染繪羽模様長襦袢地及其製品ニシテ模様ノ數回循環セルモノニ限り其ノ色合、柄模様等華美ナラザルモノ

(3) 繪羽模様夜具地及其ノ製品ニシテ一表ノ價格二〇圓以下ノモノニ限り其ノ色合、柄模様等ノ華美ナラザルモノ

認定料

染繪羽模様長襦袢地及其ノ製品

一枚ニ付	本絹	四・〇〇
	交織	二・五〇
	人絹	一・五〇

繪羽模様着尺地（裾模様ノモノニシテ裾ヨリノ高サ二尺三寸未滿ノ模様ヲ附シタルモノ）

繪羽模様夜具表地

一表ニ付	本絹	六・〇〇
	交織	三・五〇
	人絹	二・〇〇
一枚ニ付	本絹（麻ヲ含ム）	一・〇〇
	交織	〇・八〇
	人絹	〇・四〇

銘仙夜具地

八端夜具地

銘仙

一疋ニ付	本絹	三・〇〇
	交織	二・〇〇
	人絹	一・五〇
一疋ニ付	本絹	五・〇〇
	交織	三・五〇
	人絹	二・〇〇
一反ニ付	本絹	二・〇〇
	交織	一・五〇
	人絹	一・〇〇

物價要覽

和服ハ各々其ノ生地ノ認定料ニ同ジ
夜具蒲團

子供用夜具蒲團

座蒲團

和洋コート

交織 〇・二五
人絹 〇・一五

一枚ニ付 本絹(麻ヲ含ム)

交織 二・五〇

人絹 二・〇〇

一枚ニ付 本絹(麻ヲ含ム)

交織 一・〇〇

人絹 〇・八〇

一枚ニ付 本絹(麻ヲ含ム)

交織 〇・五〇

人絹 〇・三〇

一着ニ付 本絹

交織(毛ヲ含ム) 四・〇〇

洋服

既製子供服

其ノ他ノ既製子供用品
肩掛 一枚ニ付

双人絹無地

一個ニ付

人絹 〇・三〇

交織(毛ヲ含ム) 〇・八〇

柄物其ノ他加工

無線ベルベット製品無地

柄物其ノ他加工

腰紐、シゴキ、帶揚、其ノ他小物類

一個ニ付

本絹 〇・八〇

交織 〇・四〇

物價要覽

半襟

一掛ニ付

人絹 本絹 交織 人絹

〇・一〇〇
〇・四〇〇
〇・二〇〇
〇・一〇〇

ネクタイ

一本ニ付

テーブルクロス

一枚ニ付

テーブルセンター

一枚ニ付

ハンカチーフ

一枚ニ付

袋物

ハンドバッグ類

一個ニ付

財布類

一個ニ付

洋傘

一本ニ付

本絹製品
双人絹及人絹交織

レース洋傘

一本ニ付

一・〇〇〇
一・〇〇〇
一・〇〇〇
二・〇〇〇

風呂敷及袱紗

本絹 交織 人絹

一・〇〇〇
〇・五〇〇
〇・三〇〇

男子熨斗目模様染ノモノ又ハ女兒模様付ノモノ

(四ツ身又ハ三ツ身)

本絹 交織 人絹

四・〇〇〇
二・五〇〇
一・〇〇〇

男兒熨斗目模様ノモノ又ハ女兒模様付ノモノ

(一ツ身)

一表ニ付

本絹 交織 人絹

一・五〇〇
一・〇〇〇
〇・五〇〇
〇・五〇〇

レース地

一碼ニ付

レース子供用品

一箇ニ付

鼻緒

一對ニ付

絹天

〇・一〇〇

草履

一足ニ付

其ノ他

〇・〇五
〇・五〇

昭和十三年商工省令第五十三條「ゴムノ使用制限ニ關スル件」ニ依ル

製造許可品ノ取扱ニ關スル件(昭和十五年十月十六日附一五物一第(二)〇七號知事宛物價局長官、化學局長通牒)

昭和十五年七月十一日一五物價第二八七四號商工、農林兩次官依命通牒記(八)ニ依リ奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項ニ所謂他ノ法令ニ依リ製造ノ許可ヲ受ケタル物品ニ付テハ道府縣名記入ノ證紙貼附又ハ證印押捺等ノ方法ニ依リ貴官ニ於テ許可品タル旨ヲ表示相成様申進置候處標記「ゴムノ使用制限ニ關スル件」ニ依ル製造許可並ニ原料配給ハ本省ヨリ日本護謨工業組合聯合會ニ對シテ一括之ヲ爲シ右製品ニ對シテハ同組合所屬ノ検査所ニ於テ検査ヲ爲シタル後検査合格品ノミヲ輸出シ或ハ各道府縣ニ配給致シ居ル關係上護謨製品ニ付テハ日本護謨工業組合聯合會所屬組合員ニ於ケル十月七日現在ノ在庫品及十月七日以後ノ新許可品ハ總テ(現在既ニ各道府縣ニ配給セラレ居ルモノニ付テハ貴官ニ於テ至急處理相成度)本省ニ於テ日本護謨工業組合聯合會ヲシテ左記様式ノ證紙貼附又ハ證印押捺ヲ爲サシムル事ト相成候間右ノ表示アル護謨製品ハ貴官ニ於テ許可品タルノ



大...直徑...三種
中...直徑...二種
小...直徑...一種

表示ヲ爲シタルモノト同様ニ御取扱相成度此段申進候
尙右ノ證紙又ハ證印アルモノニ付テハ十月七日附商工
次官依命通牒(一五物價第四七九七號)ニ依ル證紙又ハ
證印ヲ要セザルモノナルニ付爲念申添候

禁制在庫纖維製造品處理ニ關スル件(昭和十五年九月二十八日附一五物一第(二)〇一二號八團體理事長宛物價局長官第一部長通牒)

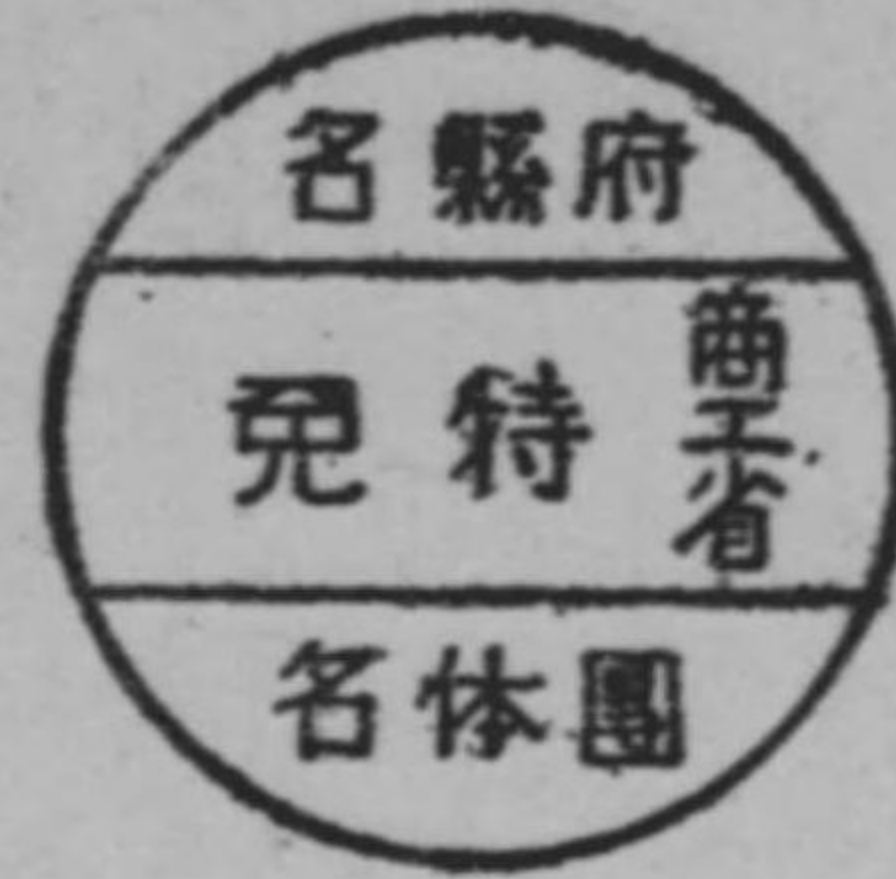
今般奢侈品等製造販賣制限規則ニ依ル禁制纖維製品ノ在庫品ニ付物資活用ノ見地ヨリ比較的奢侈的ナラザルモノノ販賣ヲ許可致スコトト相成候ニ付テハ左記ノ諸點御留意ノ上可然取計相成度

記

一、本處理方針ノ趣旨トスルトコロハ飽迄物資活用にイフ點ニ重點ヲ置クモノニシテ政府ノ奢侈抑
制ニ對スル根本方針ハ毫モ之ヲ緩和スルモノニ非ズ且今回ノ措置ニ依リ精動運動トノ矛盾ヲ惹起
スルガ如キコトアラバ極メテ遺憾ナルヲ以テ在庫品ノ中認定ノ與フルモノハ嚴ニ奢侈性薄キ實用
的物品ニ限ルコトトシ充分自肅自戒ノ上善處セラレ度

物價要覽

- 一、脱絲脱色ノ可能ナル物品ニ付テハ絶對ニ認定ヲ拒絶セラレ度
- 一、認定行爲ハ本年十月中ニ（生産業者、卸賣業者ニ付テハ本年十月中、小賣業者ニ付テハ本年十月中ニ）完了セシメラレ度ク尙認定ヲ爲シタル物品ニ付テノ商工大臣ノ許可ハ一度限り爲スモノナルヲ以テコノ點御含ミノ上處理相成度
- 一、認定ノ具體的標準及認定料ハ別紙ノ如シ。
- 一、認定ヲ爲シ合格シタル物品ニ押捺又ハ貼付スベキ證印又ハ證紙ノ様式ハ左ノ如ク其ノ大キサハ適宜トス



府縣名

認定ヲ受ケタル物品

尙右様式ノ證印又ハ證書ヲ作成シタル上ハ各地方廳宛送付スルト共ニ當省ニモ見本トシテ一部宛送付スルコト
 一、本年十一月末迄ニ當省宛提出スベキ調査書ノ様式ハ左ニ據ラレ度

品名	種類	點數	金額	一點當リ認定料	認定料合計	備考
合計						

(備考) 右ノ種類ノ欄ニハ例 本絹、交織、人絹等ノ種別ヲ記載スルコト

純粹奢侈品

品名	點數	金額	備考
合計			

(備考) 純粹奢侈品中ニハ

- (一) 認定ヲ爲シ得ル物品ニ該當セザルモノ
- (二) 認定ノ結果不合格トナリタルモノ。

一、團體ニ於テ組合員ヨリ徴收シタル認定料ノ處分ニ付テハ當省ヨリノ指示又ハ承認ヲ得ベキコト

一、認定ヲ爲シタル物品ト雖モ商工大臣ノ許可アル迄ハ販賣スルコトヲ得ザルモノナルニ付注意セラレ度

商工省、農林省告示第十七號（奢侈品等製造販賣制限規則第一條但書

又ハ第二條第一項但書ノ規定ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベキ場合ニ

關スル件）ニ關スル件（昭和十五年十月七日附一五物價第
四七七號知事宛商工次官通牒）

昭和十五年十月七日商工省、農林省告示第十七號ヲ以テ奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項但書ノ許可ヲ地方長官ニ對シ申請スベキ場合ノ一トシテ「昭和十五年七月商工省告示第三百四十二號ニ依リ定メタル法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品又ハ其ノ中古品ヲ賣渡ス場合」ヲ相定候ニ付テハ左記事項御留意ノ上貴官ニ於テ許可相成度

記

一、昭和十五年七月商工省告示第三百四十二號ニ依リ定メタル法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品及其ノ中古品ノ販賣ヲ禁止シタルハ之ニ依リ禁止ヲ犯シテ製造スルコトヲ絶滅セシメントスル趣旨ナルニ鑑ミ此ノ種ノ禁制品ノ在庫品ニ付テハ物資ノ活用ヲ圖ルト共ニ將來ノ開製作ヲ不可能

ナラシムル様措置スルヲ趣旨トス

二、禁制品ノ在庫品ハ左ノ方針ニヨリ許可スルコト

(イ) 小賣業者ノ在庫品ハ(ハ)ニ掲グル例外ヲ除キ原則トシテ全部許可スルコト

(ロ) 生産者及卸賣業者ノ在庫品ニ付テハ小賣業者トハ異リ許可ヲ多少慎重ニ取扱ヒ例ヘバ許可申請書記載ノ禁制品ノ在庫量等ガ眞正ナリヤ否ヤノ調査等ヲ爲シ且出來得ル限り開製作品ニ非ザルモノト認メタルモノニ付許可スルコトヲ以テ方針トシ現實ノ許可ノ與ヘ方トシテハ小賣業者ノ在庫品ガ概ネ賣盡サレタル頃ヲ見計ヒ順次許可スルコト尙生産者、卸賣業者ノ在庫量著シク多量ト認メラルル場合ニハ更ニ許可ヲ留保シ當省ニ打合セヲ爲スコト

(ハ) 小賣業者、卸賣業者及生産者ノ何レニ對シテモ

(1) 昭和十五年七月商工省告示第三百三十九號ニ掲ゲタル品名ノモノ（例指輪、首飾）ハ許可セザルコト但シ特別ノ事由ニ依リ特ニ許可ヲ必要トスト認メラルル場合ハ當省ヘ打合セヲ爲スコト

(2) 紡織、染色又ハ整理用機械器具ニシテ昭和十二年商工省令第五號「纖維工業設備ニ關スル件」ニヨリ許可ヲ受クルヲ要スルモノニ付テハ該許可ト同時ニ販賣許可ヲ爲スコト

物價要覽

(3) 別紙ニ掲グル物品ニ付テハ許可ヲ留保スルコト但シ特別ノ事由ニ依リ販賣ヲ許可スル必要アリト認めタルトキハ當省ニ打合セテ爲スコト

(備考)

- (イ) 在庫品中ニハ
 - (一) 他ノ法令ニ依ル許可ヲ得テ製造シタルモノ
 - (二) 禁止ヲ犯シテ製造シタルモノ
 - (三) 他ノ法令ノ施行以前ヨリノ在庫品
ノ三種ヲ含ムモノトス
 - (ロ) (3)ニ掲ゲタル物品ニ付テハ必要ニ依リ當省指導ノ下ニ適當ナル回收方法ヲ講ズルモノトス
 - (ハ) 小賣業者トハ所謂小賣商、百貨店、中古品販賣業者等ノ小賣專業者ヲ謂ヒ、小賣卸賣兼業又ハ小賣製造兼業ノ者ヲ含マズ但シ小賣卸賣兼業又ハ小賣製造兼業ノ者ニシテ取扱數量其ノ他日常ノ營業狀態ヨリ見テ實質上小賣商ニ等シキモノト認めラルルモノハ小賣業者トシテ取扱ヒ差支ヘナシ
 - (ニ) 昭和十五年七月商工省告示第三百四十號ニ掲ゲタル品名ノモノニ付地方長官ニ於テ許可ヲ與フルニ際シテハ「本許可ヲ受ケタル物品ハ商工省告示第三百四十號ニ定メタル限界價格以内ノ價格ヲ以テ販賣スベキ」旨ノ條件ヲ附スル如キ方法ヲ講ズルコト
- 尙公定價格、協定價格又ハ九・一八價格アル場合ハ限界價格以内ニ於テ各々其ノ價格ニ據ルベキハ勿論ナルヲ以テ此ノ點ニ注意セラレ度キコト

三、(イ) 小賣業者ニ販賣許可ヲ爲シタル物品ハ一品毎ニ許可品ナル旨ノ表示ヲ爲サシムルヲ原則トスルモ右ノ表示困難ナル場合ハ許可ヲ得タル物品ナル旨ヲ店頭ノ見易キ箇所ニ揭示シ其ノ他容易ニ了知シ得ル方法ヲ講ゼシムルコト尙小賣業者ヲシテ許可ヲ得タル當時ノ禁制品在庫數量ハ許可ヲ得ルト同時ニ其ノ後販賣セラレタル數量ハ販賣アリタル都度遲滞ナク(販賣アリタル都度報告スルコト困難ナル場合ニハ例ヘバ一月毎ニ取纏メ報告セシムルモ差支ナシ)地方長官竝ニ所轄警察署長ニ届出シムルコト

生産者又ハ卸賣業者ヨリ新ニ仕入レタル數量及其ノ後販賣セラレタル數量ニ付テモ右ニ準ジ別個ニ届出シムルコト

尙右ノ様式ハ左ノ如クスルコト

(一) 許可ヲ得タル在庫品ニ付テノ報告書

年 月 日	在 庫 量	販 賣 數 量	残 高

物價要覽

備考

- 一、年月日ハ届出年月日ヲ記入スルコト
- 二、在庫量ハ許可ヲ得タル當時ノ在庫量又ハ前回報告ヲ爲シタル當時ノ残高ヲ記入スルコト
- 三、販賣數量ハ前回報告ヲ爲シタル以後ニ於ケル數量ヲ記入スルコト
- 四、残高ハ在庫量ヨリ販賣數量ヲ差引キタル數量ヲ記入スルコト

(二) 新ニ仕入レタルモノニ付テノ報告書

年月日	前回ノ仕入量残高	今回ノ仕入量	仕入先	販賣數量	残高

(ロ) 生産者及卸賣業者ノ在庫品ニ許可ヲ與フル場合ニハ許可品ナル旨ヲ證票貼付又ハ證印押捺等ニヨリ明示セシムルコト但シ其ノ表示困難ナルモノ(例、足袋ノこはぜ)ニ付テハ小賣業者ノ場合ニ準ズルコト尙生産者及卸賣業者ヲシテ禁制品ノ在庫數量及販賣ヲ許可セラレタル數量竝ニ許可品ノ販賣數量(販賣以外ノ事由ニ依リ異動アリタル數量ヲ含ム)ヲ販賣又ハ異動ノ都度遲滞ナク地方長官竝ニ所轄警察署長ニ届出シムルコト

尙許可申請ニ際シテハ業者ヲシテ出來得ル限り他ノ法令ニ違反シテ製造シタルモノニ非ザルコトヲ證明セシムルコト

備考

- (イ) 小賣業者ノ在庫品ニ付テハ白色ノ紙ニ黑色ノ文字ヲ使用シタル證紙又ハ黑色ノ證印ヲ用ヒ、生産者又ハ卸賣業者ノ場合ニハ赤色ノ紙ニ黑色ノ文字ヲ使用シタル證紙又ハ赤色ノ證印ヲ用フルコト、尙右ノ證紙又ハ證印ハ左ノ様式ニ依ルコト



- (ロ) 證紙ヲ附シタルモノニ付テハ消費者ニ販賣スル場合ニ必ず證紙ヲ附シタル儘販賣セシメ之ヲ取離シテ他ノ物品ニ流用スルガ如キコトナキ様嚴ニ注意セラレ度キコト

(ハ) 小賣業者ノ許可申請ノ手續其ノ他法令ノ趣旨徹底ニ付テハ業者ノ組合、物價調査委員、物價統制協力會議等ヲ利用スルコト

四、他ノ法令ニ依ル製造許可ハ今後ハ嚴重ニシ(詳細別途通牒可致)又今後ハ他ノ法令ニヨル製造許可品ニハ其ノ旨ヲ明示セシムルコト

五、許可ニハ昭和十六年十月六日迄期限ヲ附スルコト

(別紙)

昭和十三年商工省令第十九號「鉄鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件」ニ依リ指定サレタル物品中其ノ全部又ハ大部分ガ鉄鐵ヲ以テ鑄造セラレタル左記ノ物品

文鎮 天水鉢 燈籠 柱掛 額縁 門柱 瓦 看板 欄干 柵 街路樹保護板 紙屑箱 本立 (ブツクエンドヲ含ム) 郵便受箱 インク壺 机 街頭照明柱 香水製造機械 窓枠分銅

昭和十二年商工省令第二十八號「銅使用制限規則」ニ依リ指定サレタル物品中其ノ全部又ハ大部分ガ銅ヲ以テ製造セラレタル左記ノ物品

打掛 腕輪 押板 カーテン金具 カードリング 角砂糖挾 カクテルセット 樂譜臺 傘立 紙挾 蚊遣器 カレンダー金具 急須 鏡臺金具 屑入レ 藥玉裝飾金具 靴篋 下駄又ハ草履 ノ裏金 交通標識紙 氷挾 コップ 茶碗類並ニ同蓋、袴及臺 鍍(工鑛業用ノモノヲ除ク) 五德 絞タオル入レ 漏斗 書狀計 書類入籠 水筒 硯水入レ ストロイ立 袖丸ミ 算盤ノ心 棒 卓上呼鈴 痰壺 塵取 散連華 吊下手洗器 天火 トースター 銅壺及柄杓入 登山用アルコール焔爐 烏籠 泥拭器 ナフキンリング 灰搔 排氣筒 蠅叩キ バケツ 盆景用具類

髯剃用コップ 柄杓(レードルヲ含ム) 火熨斗 紐掛 ブツクベルト金具 筆洗 筆立(ペン立ヲ含ム) 及筆架 ヘヤーアイロン ペン皿 本立 名刺、傳票等ノ刺器 目地 メモ挾 特送リ (棚受ケヲ含ム) 燒網 門 郵便受口 楊枝入 シャンパンクーラー 手水鉢 天水桶 ナツトクラツカー 燒串 蚊帳釣手

昭和十三年商工省令第四十九號「鋼製品ノ製造制限ニ關スル件」ニ依リ指定サレタル物品中其ノ全部又ハ大部分ガ鋼ヲ以テ製造セラレタル左記ノ物品

文鎮 本立(ブツクエンドヲ含ム) ペーパーナイフ 紙屑箱 傘立 塀 門 靴 手摺 欄干 柵 郵便受箱 看板 廣告塔 香水製造機械 メガホン 烏籠 盆

在庫品タル禁制纖維製品ノ處理ニ關スル件

(昭和十五年十月十六日附一五物一第二二〇六號 八團體理事長宛物價局第一部長通牒)

曩ニ一五物一第二〇一二號ヲ以テ通牒致置候標記ノ件ニ關シ貴團體ニ於テ在庫品タル禁制纖維製品ニ付比較的奢侈的ナラザルコトノ具體的認定並ニ其ノ販賣許可ノ申請ヲナサルルニ當リテハ左記ノ諸點御留意ノ上處理相成度

記

物價要覽

- 一、組合員ニ非ザルモノニ就テハ地域的ニ最寄ノ組合又ハ取扱物品ノ相似タル組合ニ於テ其ノ認定ヲ爲スコト
- 一、組合ニ於テ價格ノ査定ヲ爲サザリシ物品ニ付テ認定ヲ拒絕スル組合アリトノ噂ヲ聞クモ如斯ハ絶對ニ爲サザルコト
- 一、僻陬ノ地ニシテ何ラノ組合モ無キ如キ地方ニ對シテハ組合ノ職員ヲ出張セシメテ認定スル様便宜ノ取計ヲ爲スコト

在庫品タル禁制纖維製品ノ認定ニ關スル件(昭和十五年十月十六日附一五物一第二二〇五號 經濟部長宛物價局第一部長通牒)

曩ニ通牒致置候在庫品タル禁制纖維製品ノ處理ニ關シ比較的奢侈的ナラザルコトノ具體的認定ニ資セシメントメノ見本ヲ貴廳宛送付致置候處見本ヲ送付セザリシ物品ニ付テハ貴地方認定委員會ニ於テ曩ニ通牒ニ添附送付致シ候「禁制纖維品在庫品中比較的奢侈的ナラストノ認定標準」ニ準據シテ適當ニ認定相成度

記

奢侈品等製造販賣制限規則施行ニ伴フ昭和十三年商工省令第五十三號

「ゴムノ使用制限ニ關スル件」ニ依ル製造許可品ノ取扱ニ關スル件

(昭和十五年十月三十一日附一五物一號外經濟部長宛物價局總務課長、化學局有機課長通知)

- 標記「ゴムノ使用制限ニ關スル件」ニ依ル製造許可品ノ取扱ニ關シテハ本年十月十六日附一五物一第二二〇七號物價局長官、化學局長連名ヲ以テ御通知致置候處、右通知中ノ「日本護謨工業組合聯合會所屬組合員ニ於ケル十月七日現在ノ在庫品」ニ關シ多少ノ疑義ヲ有スル向モ有之哉ニ被存候處右ニ付テハ左記事項御了承ノ上措置相成度候
- 追而本件ニ付テハ取締當局トモ十分ニ御連絡相成度爲念申添候

記

- 一、「十月七日現在ノ在庫品」トハ日本護謨工業組合聯合會所屬組合ノ組合員(製造工場)ガ「ゴムノ使用制限ニ關スル件」ニ依ル製造許可ヲ得テ十月七日現在ニ於テ(イ)製造中ノモノ

- (ロ) 製造ヲ完了シタルモノ未検査且未出荷ノモノ
 - (ハ) 製造ヲ完了シ検査済ナルモノ未出荷ノモノ
- ノ三種ヲ謂フ

二、製品ノ處理ニ付テハ

- (イ) 製造中ノモノ及ビ未検査且未出荷ノモノハ検査所(全國十一ヶ所)ニ於テ検査ト同時ニ證票貼付又ハ證印押捺ヲ爲シタル上検査所ヨリ直接出荷スルカ或ハ工場ニ持戻リタル上出荷ス
- (ロ) 検査済ニシテ未出荷ノモノハ各工場ヨリノ申請ニ基キ検査所ニ於テ證票貼付又ハ證印押捺ヲ爲ス但シ此ノ種ノモノハ數量僅少ノ見込ナリ
- (ハ) 十月七日以前ニ各検査所及ビ各工場ヨリ出荷済ノモノハ本年十月七日附商工次官依命通牒一五物價第四七九七號ニ依リ貴官ニ於テ處理セラレ度

奢侈品等製造販賣制限規則第一條但書及第二條第一項但書ノ場合ニ於ケル

許可ニ關スル件(昭和十五年十一月十九日附一五物價第五七二六號 知事宛商工次官通牒)

奢侈品等製造販賣制限規則第一條但書及第二條第一項但書ノ規定ニ依リ地方長官限り許可ヲ爲シ

得ル場合ヲ近ク商工省告示ヲ以テ追加スルコトト相成候ニ付テハ左記御了承ノ上可然處理相成度此段及通牒候也

記

一、告示第一項ニ付テハ別途通牒ス

二、(1) 告示第二項ニハ左ノ二ノ場合ヲ包含ス

(イ) 昭和十五年七月商工省告示第三百三十九號ニ指定シタル纖維製品ノ在庫品ニシテ昭和十五年十月七日附商工次官通牒ニ依リ比較的奢侈的ナラズトノ認定ヲ受ケテ販賣ヲ許可セラレタルモノニ付其ノ染色、整理又ハ仕立等ノ加工ヲ爲ス場合

(ロ) 昭和十五年七月商工省告示第三百三十九號ニ指定シタル纖維製品ニシテ昭和十五年十月六日以前ニ販賣セラレタルモノニ付染色、整理又ハ仕立等ノ加工ヲ爲ス場合

(2) (1)ノ(イ)ノ場合ニ付テハ左記ノ點ニ留意ノ上處理スルコト

(イ) 比較的奢侈的ナラズト認定セラレタル上販賣ヲ許可セラレタル物品ニ付其ノ加工ヲ許可セントスル趣旨ハ加工ヲ施スニ非ザレバ使用スルコトヲ得ザル場合(例、生地トシテ販賣ヲ許可セラレタルモノヲ染色スル場合又ハ反物トシテ販賣ヲ許可セラレタルモノヲ仕立

物價要覽

テル場合等)ニ其ノ加工ヲ許可シテ比較的奢侈的ナラザル製品ノ使用ヲ認メ以テ物資活用ノ趣旨ヲ貫カントスルモノニシテ之ニ關スル許可ハ地方廳ニ於テ之ヲ與フルヲ適當ト認メタルモノナルコト

(ロ) 許可ヲ受クベキ者多數存スル場合ニハ便宜其ノ屬スル組合、團體等ニ於テ之等ノ者ノ申請書ヲ取纏メ委任狀添附又ハ各人ノ連名捺印等ノ方法ニ依リ組合又ハ團體ガ全員ヲ代理シテ許可申請ヲ爲サシメ差支ナキコト

(ハ) 本許可ヲ得テ加工ヲ爲シタル場合ハ、例ヘバ生地トシテ曩ニ認定ニ合格シテ昭和十五年十月七日附商工次官依命通牒八ノ(三)ニ掲ゲタル證印ノ押捺又ハ證紙ノ貼付アリタルモ加工シタル爲證印又ハ證紙ノ消滅スルコトアルベキヲ以テカカル場合ハ更メテ昭和十五年七月十一日附商工次官依命通牒第二ノ(八)ニ基キ許可ノ證票ヲ貼付セシムルコト

(3) (1)ノ(ロ)ノ場合ニ付テハ左記ノ點ニ留意ノ上處理スルコト

(イ) 昭和十五年十月六日以前ニ販賣セラレタル禁制纖維製品ニ付其ノ加工ヲ許可セントスル趣旨ハ猶豫期間經過後ノ所謂「在庫品タル禁制纖維製品」ノ中比較的奢侈的ナラザルモノノ販賣竝ニ加工ヲ許可スルコトナリタルニ鑑ミ奢侈品等製造販賣制限規則發布以前及

猶豫期間中ニ販賣セラレタル纖維製品ニ對シテモ均衡上當然加工ノ許可ヲ爲スノ要アルニ依ルコト

(ロ) 本許可ハ在庫品タル禁制纖維製品ノ處理ニ際シ認定委員會ニ於テ認定ニ合格セシメタル程度ノ物品ノ加工ニ付之ヲ與フルヲ趣旨トスルモノナルヲ以テ許可ヲ受ケタル加工業者ヲシテ比較的奢侈的ナラザルモノニ付テノミ加工ヲ爲シ華美ナルモノハ加工ノ注文ニ應ゼザル如ク自肅セシメ又ハ組合等ニ於テ如斯趣旨ノ自肅協定ヲ爲サシムル等加工業者ヲ指導監督スルコト

(4) (1)ノ(イ)及(ロ)ノ場合ヲ通ジ刺繡ヲ施シ又ハ金、銀、漆絲ヲ用フルガ如キ加工ノ場合ハ之ヲ許可セザルコト

(5) 本件ニ關スル許可ハ申請者タル個人又ハ組合等ニ對シ前述ノ如キ趣旨ニ反セザル程度ニ於テ包括的ニ許可ヲ與ヘテ差支ナシ

三、告示第三項ハ左ノ如キ場合ニ於テ限界價格以上ノ料理ノ販賣ヲ貴官限り許可セシメントスルモノナルコト

(イ) 外交的ナル公式儀禮ノ必要ニ基ク場合例ヘバ外國ヨリノ賓客又ハ使臣ヲ主賓トスル宴會其

ノ他之ニ準ズルモノニシテ外交儀禮上眞ニ必要ナリト認メラルル場合

(ロ) 國家的意義アル宴會例ヘバ國家的祝典其ノ他皇族ノ台臨遊バサルル如キ公式ノ宴會ニシテ眞ニ必要ナリト認メラルル場合

(ハ) 本許可ハ右ノ如キ國家的ニ必要已ムヲ得ザル場合ニ限り與フルモノニシテ如何ナル事情アリト雖モ個人的ナル宴會等ニハ許可スベカラザルコトハ勿論ニシテ道府縣、市町村、商工會議所等ノ公共的ナル團體ガ主催シテ行フ宴會等ニ付テハ(イ)及(ロ)ノ場合ヲ除キ公的色彩アリト雖モ本許可ヲ與フベキモノニ非ズ

四、告示第四項ニ付テハ左ノ點ニ留意ノ上處理スルコト

(1) 神佛用具トハ神社、佛閣又ハ教會ノ莊嚴保持上若ハ祭典儀式ノ執行上必要ナル物品及一般家庭ニ於テ信仰生活ヲ營ム上ニ必要ナル物品(例、神棚、佛壇用具、打敷、戸帳、御守袋、珠數等)ノ兩者ヲ包含ス

(2) 前項ニ掲グル物品ニ付許可ヲ與フル場合ト雖モ法令全般ノ趣旨ニ鑑ミ金襴ノ使用、刺繡等ニ關シ努メテ華美ニ互ラズ簡素ヲ旨トスル様注意セラレタキコト

(3) 公ノ儀式祭典トハ例ヘバ神社ノ例祭又ハ國家的祝典等ヲ謂フモノニシテ、例ヘバ町内ノ祭、

縁日又ハ私人ノ結婚式等ハ含マレザルコト

(4) 神佛用具又ハ公ノ儀式祭典ニ必要ナル物品ノ原材料トシテハ差當リ金襴生地トス

(5) 本件ノ販賣許可ニ付テハ今後貴官ノ許可ヲ得テ製造スルモノトノ均衡ヲ考慮シテ他ノ禁制在庫纖維製品ノ場合トハ異ナリ全部許可シテ差支ナク認定料ヲモ徴收セザルコト

五、告示第五項ニ付テハ左ノ點ニ留意ノ上處理スルコト

(1) 象牙製品ニ付テ製造ノ許可ヲ爲サントスル趣旨ハ同製品ガ輸出象牙製品ノ製造ニ充テラレタル象牙ノ削リ屑ヨリ製セラルコトノ實情ニ鑑ミ(2)ニ掲グル如キ特殊ノモノノ製造販賣ヲ許可シテ技術ノ保存ト物資ノ活用トヲ圖ラントスルニ在ルコト

(2) 製造乃至販賣ヲ許可スル象牙製品ハ輸出品ヲ製造スル際ノ削リ屑ヨリ製造スルモノニシテ且ツ左ノ如キモノニ限ルコト

(イ) 軍需品

(ロ) 醫療用品、例ヘバ聽診器部分品、醫療用ピンセット、産婦人科用小道具、義肢義足ノ部分品

醫療手術用メス附屬品

物價要覽

醫療眼科手術用メス柄

(ハ) 廉價ナル實用品

例へバ

印鑑

煙草用パイプ

製圖機定規

製圖カラス口部分品

袋物用甲馳

袋物用口紐通シ

カラーボタン

(ニ) 産業用品トシテ眞ニ必要ナルモノ、例へバ漁業用模造餌

(ホ) 右ノ例示ニナキ物品ニ付許可セントスルトキハ豫メ當省ニ打合セラレタキコト

(3) 尙象牙製品ニ付テハ調査ノ上製造ヲ許可シテ然ルベキモノト認メラルモノアレバ追而通牒ス

六、以上各項ノ場合ヲ通ジ許可ノ際ニハ適當ナル條件ヲ附スルコトトシ許可ノ趣旨ニ反セザル様取

縮ラレ度キコト

七、地方長官許可ヲ爲シタルトキハ許可品ニ付昭和十五年七月十一日商工農林兩次官依命通牒第二ノ(八)ニ依ル表示ヲ爲サシムルコト

八、本告示竝ニ農^{商工省}農^{農林省}林^{農林省}省^{農林省}告示第十七號ニ定メタル場合以外ハ商工大臣ニ於テ許可スルモノナルヲ以テ貴官ニ於テ許可スル必要アリト認メラレタルモノニ付テハ許可ヲ必要トスル事由等詳細具申ノ上進達相成度

(参照)

商工省告示第七百二十九號

奢侈品等製造販賣制限規則第一條但書又ハ第二條第一項但書ノ規定ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベキ場合左ノ通定ム

昭和十五年十一月二十日

商工大臣 小林 一三

一、質屋(公益質屋ヲ含ム)又ハ古物商ガ昭和十五年七月商工省告示第三百三十九號ニ指定シタル纖維製品ヲ賣渡ス場合

二、昭和十五年七月商工省告示第三百三十九號ニ指定シタル纖維製品ニシテ販賣許可ヲ受ケタルモ

物價要覽

ノ又ハ昭和十五年十月六日以前ニ販賣セラレタルモノニ加工ヲ爲ス場合
三、昭和十五年八月商工省告示第四百八十七號ニ指定シタル物品ヲ公式儀禮ノ必要ニ基キ販賣スル場合

四、神佛用具又ハ公ノ儀式祭典ニ必要ナル物品及其ノ原材料ヲ製造シ又ハ賣渡ス場合
五、象牙製品ヲ製造シ又ハ賣渡ス場合

在庫品タル禁制纖維製品ノ認定ニ關スル件(昭和十五年十一月二十六日附一五物價第五九〇六號 知事宛商工次官通牒)

曩ニ昭和十五年十月七日附一五物價第四七九六號ヲ以テ在庫品タル禁制纖維製品ノ處理ニ關シ通牒致置候處今回認定ヲ爲シ得ル物品ヲ追加スルト共ニ曩ニ通牒シタル認定料ノ一部ヲ修正スルコトト相成候ニ付テハ左記ニ依リ可然措置相成度

記

一、今回認定ヲ爲シ得ル物品ヲ追加セントスル趣旨ハ物資活用ノ見地ヨリ實用的ナルモノヲ販賣セシメントスルト共ニ曩ノ通牒ニ於テ認定ヲ爲シ得ル物品トシテ掲ゲタルモノトノ均衡ヲ考慮シタルモノニシテ今回追加シタル物品ニ付テモ曩ノ通牒ニ添附シタル認定標準ニ準據シテ奢侈的ナラ

ザルモノニ限り認定セラレ度

一、認定ヲ爲シ得ル物品トシテ追加スルモノ左ノ如シ

- (一) 金銀絲、漆絲(各模造品ヲ含ム)ヲ用ヒ又ハ刺繡ヲ施シタル織物及其ノ製品中左記ノモノ
- (イ) 模造品ニ非ザル銀絲又ハ漆絲ヲ用ヒタ
 - (ル) 吊バンド及布バンド
 - (ヲ) フェンツ(端切)
 - (ワ) 座蒲團地
 - (カ) 座蒲團カバー
 - (ヨ) 襟卷(防寒用ノモノニ限ル)
 - (タ) 袴地及袴
 - (レ) 草履地
 - (ソ) 鼻緒地
- (イ) 模造品ニ非ザル銀絲又ハ漆絲ヲ用ヒタ
 - (ヌ) 時計紐、三分紐、羽織紐及綴紐
- ル帶地及帶
 - (ロ) エプロン
 - (ハ) シュミーズ
 - (ニ) スカート
 - (ホ) クツシヨン
 - (ヘ) 家具用生地
 - (ト) ハンドバッグ用生地
 - (チ) 袖及袖口
 - (リ) 抱キ帶

物價要覽

(備考)

座蒲團ハ曩ノ通牒ニ於ケル夜具蒲團類ノ中ニ含ムモノトス

(二) 無線シホンベルベット及其ノ製品竝ニビ

ロード縮緬及其ノ製品中左記ノモノ

(イ) 草履地及草履

(ロ) 鼻緒地及鼻緒

(ハ) 帽子

(ニ) ハンドバッグ用生地及ハンドバッグ

(三) 繪羽模様地及其ノ製品中左記ノモノ

三、前項ニ掲ゲタル物品ノ中銀絲、漆絲ヲ用ヒタル帶地及帶、クツシヨン竝ニハンドバッグ用生地

ニ付テハ特ニ華美ナラザルヤ否ヤノ認定ヲ嚴格ニセラレ度ク又曩ニ通牒シタル「染繪羽模様長襦

袴地及其ノ製品」中男子向ノモノニ付テハ模様ノ循環セザルモノニ付テモ其ノ色合、柄模様ノ華

美ナラザルモノハ認定セラレ度

(イ) 繪羽模様夜具

(ロ) 無双羽織地及其ノ製品

(ハ) 織駝斗目模様ノモノ

(四) 絹レース地及其ノ製品中左記ノモノ

(イ) レース生地

(ロ) シュミーズ

(ハ) スカート

四、第二項ニ掲ゲタル物品ニ付其ノ認定料ヲ左ノ如ク定ム
銀絲、漆絲ヲ用ヒタル帶地

丸帶地

一本ニ付

本絹

一〇〇〇^円

同

其ノ他

六〇〇

袋帶地

同

本絹

六〇〇

同

其ノ他

四〇〇

名古屋帶地及其ノ他

同

本絹

三〇〇

同

其ノ他

一・五〇

銀絲、漆絲ヲ用ヒタル帶

丸帶

一本ニ付

本絹

七〇〇

同

其ノ他

四〇〇

袋帶

同

本絹

四〇〇

同

其ノ他

二・五〇

名古屋帶及其ノ他

同

本絹

二〇〇

第三篇 基本法令並關係通牒

物價要覽

エプロン	同	其ノ他	一〇〇〇
シユミーズ	一箇ニ付		〇・二〇
スカート	一枚ニ付		〇・三〇
レーススカート	同		〇・二〇
クツシヨン	同		〇・三〇
家具用生地	一箇ニ付	本絹	〇・八〇
	同	其ノ他	〇・四〇
	一平方碼ニ付	本絹	〇・三〇
	同	交織	〇・二五
	同	人絹	〇・一五
ハンドバッグ用生地(金銀絲ヲ用ヒ又ハ刺繡ヲ施シタルモノ)	一平方尺ニ付	本絹	〇・四〇
	同	其ノ他	〇・二〇
袖及袖口	一對ニ付	本絹	〇・一〇
抱キ帯	一本ニ付	本絹	〇・五〇

銘仙座蒲團地	同	其ノ他	〇・三〇 ^円
吊バンド及布バンド	一箇ニ付		〇・二〇
八端及緞子座蒲團地	十枚取ニ付	本絹	五・〇〇
	同	交織	三・五〇
	同	人絹及ス・フ	二・〇〇
	同	本絹	三・〇〇
	同	交織	二・〇〇
	同	人絹及ス・フ	一・五〇
襟 卷	一本ニ付		〇・四〇
袴地及袴	一具分ニ付	本絹	四・〇〇
	同	交織	二・〇〇
	同	人絹	一・〇〇
シホンベルベット製又ハヒロード縮緬製帽子	一箇ニ付	大人モノ	〇・三〇
		小人モノ	〇・一〇

第三篇 基本法令並關係通牒

物價要覽

ハンドバッグ用生地(シホンベルベ
ット又ハビロード縮緬ノモノ)

一平方碼ニ付

本絹

〇・三〇^円

其ノ他

〇・二〇

繪羽模様夜具

一枚ニ付 大人モノ

本絹

三・〇〇

交織

二・〇〇

人絹

一・五〇

小供モノ

本絹

一・〇〇

交織

〇・八〇

人絹

〇・五〇

一反又ハ一表ニ付

本絹

六・〇〇

交織

三・五〇

人絹

二・〇〇

織髮斗目模様ノモノ

本絹

五・〇〇

交織

三・〇〇

人絹

二・〇〇

レース生地

レバーレース地

一平方碼ニ付

〇・五〇^円

エンブroidaireレース地

同

〇・三〇

編レース地

同

〇・二〇

草履地、鼻緒地、シホンベルベット製又ハビロード縮緬製ノ草履、鼻緒及ハンドバッグニ付テハ
曩ノ通牒ニ於ケル認定料ニ依ル

五、曩ニ通牒シタル認定料ヲ左ノ通り改ム

繪羽模様夜具表地ノ項中「人絹」ヲ「人絹及ス・フ」ニ改ム

繪羽模様夜具表地ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

繪羽模様子供用夜具表地

一枚ニ付

本絹

〇・五〇^円

交織

〇・四〇

人絹及ス・フ

〇・二〇

銘仙夜具地ノ項中「人絹」ヲ「人絹及ス・フ」ニ改ム
八端夜具地ノ項中「人絹」ヲ「人絹及ス・フ」ニ改ム

第三篇 基本法令並關係通牒

物價要覽

シホンベルベット廣幅ノ項ヲ左ノ如ク改ム

シホンベルベット廣幅

幅二七吋長一碼ニ付

本絹 交織 人絹

一・〇〇
〇・五〇
〇・二〇

ビロード縮緬小幅ノ項ヲ左ノ如ク改ム

ビロード縮緬小幅

一反ニ付

本絹 交織 人絹

四・〇〇
二・五〇
一・五〇

ビロード縮緬廣幅ノ項ヲ左ノ如ク改ム

ビロード縮緬廣幅(突切)

幅二七吋長一碼ニ付

本絹 交織 人絹

一・〇〇
〇・五〇
〇・三〇

洋傘地又ハ其ノ他ノ洋反物ノ項中「一碼ニ付」ヲ「一平方碼ニ付」ニ改ム

洋傘地又ハ其ノ他ノ洋反物ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

肩裏

一枚ニ付

本絹 交織 人絹

一・〇〇^円
〇・五〇
〇・三〇

夜具蒲團ノ項ヲ左ノ如ク改ム

夜具蒲團

一枚ニ付

本絹(麻ヲ含ム) 交織 人絹及ス・フ

三・〇〇
二・〇〇
一・五〇

子供用夜具蒲團及座蒲團ノ項中「人絹」ヲ「人絹及ス・フ」ニ改ム

其ノ他ノ既製子供用品ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

子供用リボン生地

曲尺一尺ニ付

本絹 其ノ他

〇・〇三
〇・〇一

腰紐、シゴキ、帶揚其ノ他小物類ノ項ヲ左ノ如ク改ム

腰紐、帶揚、帶締及シゴキ

各一本ニ付

本絹 交織

〇・四〇
〇・二〇

物價要覽

丸グケ

一本ニ付

人絹

〇・一〇
〇・一〇

(備考)

其ノ他ノ小物類ニ付テハ前項ニ於テ具體的ニ明示シテ認定料ヲ定メタルヲ以テ具體的ニ明示ナキ物品ハ認定ヲ爲シ得ル物品ニ含マレザルコト

ネクタイノ項ヲ左ノ如ク改ム

ネクタイ

一本ニ付

本絹

〇・四〇

交織

〇・二〇

人絹

〇・一〇

テーブルクロースノ項ヲ左ノ如ク改ム

テーブルクロース

曲尺一尺平方ニ付

〇・〇七

テーブルセンターノ項ヲ左ノ如ク改ム

テーブルセンター

一枚ニ付

花瓶數以外ノモノ

〇・五〇

ハンカチーフノ項ヲ削ル

袋物ノ項ヲ左ノ如ク改ム

ハンドバッグ類

一箇ニ付

本絹

一・〇〇

其ノ他ノ袋物

同

交織及人絹

〇・五〇

風呂敷及袱紗ノ項ヲ左ノ如ク改ム

風呂敷及袱紗

一枚ニ付

本絹

〇・五〇

交織

〇・二〇

人絹

〇・一〇

レース地ノ項ヲ削ル

レース子供用品ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

附屬品タルレース製品

一箇ニ付

〇・一〇

物價要覽

鼻緒ノ項ヲ左ノ如ク改ム

鼻緒

一對ニ付

〇・一〇

草履ノ項ヲ左ノ如ク改ム

草履

一足ニ付

大人モノ

〇・五〇

子供モノ

〇・三〇

六、販賣價格一圓ヲ超エザル物品ニ付テハ認定料ヲ徴收セザルコト尙認定料ヲ設ケザル物品ニ付テハ認定料ヲ免除スルコト

ハ認定料ヲ免除スルコト

七、曩ノ通牒ニ於テ刺繡ヲ施シタル織物及其ノ製品中認定ヲ受クベキモノトナリ居ル物品ニ付テハ其ノ刺繡料金ノ子供用品ニ在リテハ五十錢、半襟、帶締、袋物、テーブル掛、テーブルセンターニ在リテハ一圓以下ナリト認メラルル場合ニハ其ノ認定料金ヲ免除スルコト（昭和十五年九月商工省告示第五百二號ヲ參照セラレ度）

工省告示第五百二號ヲ參照セラレ度

八、曩ノ通牒ニ於テ認定行爲ハ生産業者、卸賣業者ニ付テハ十月中ニ、小賣業者ニ付テハ十一月中ニ完了セシムルコトト爲シタル處今回物品ヲ追加シタル關係上已ムヲ得ザル場合ニハ其ノ期間ヲ延長スル必要アルベキモ出來得ル限り早く完了セシメラレ度

在庫品タル禁制纖維製品ノ認定ニ關スル件（昭和十五年十一月二十七日附一五物一第二六八八號 八團體理事長宛物價局第一部長通牒）

曩ニ昭和十五年九月二十八日附一五物一第二〇一二號ヲ以テ在庫品タル禁制纖維製品ノ處理ニ關シ通牒致置候處今回認定ヲ爲シ得ル物品ヲ追加スルト共ニ認定料ノ一部ヲ修正スルコトト相成候ニ付テハ左記ニ依リ可然取計相成度

記

一、今回認定ヲ爲シ得ル物品ヲ追加セントスル趣旨ハ物資活用ノ見地ヨリ實用的ナルモノヲ販賣セシメントスルト共ニ曩ノ通牒ニ於テ認定ヲ爲シ得ル物品トシテ掲ゲタルモノトノ均衡ヲ考慮シタルモノニシテ今回追加シタル物品ニ付テモ認定委員會ニ於テ比較的奢侈的ナラザルコトノ認定ヲ受クベキモノナリ

二、認定ヲ爲シ得ル物品トシテ追加スルモノ左ノ如シ

（一） 金銀絲、漆絲（各模造品ヲ含ム）ヲ用ヒ又ハ刺繡ヲ施シタル織物及其ノ製品中左記ノモノ

（イ） 模造品ニ非ザル銀絲又ハ漆絲ヲ用ヒタ

（ハ） シュミーズ

ル帶地及帶

（ニ） スカート

（ロ） 土プロン

（ホ） クツシヨン

第三篇 基本法令並關係通牒

物價要覽

- (ヘ) 家具用生地
- (ト) ハンドバッグ用生地
- (チ) 袖及袖口
- (リ) 抱キ帯
- (ヌ) 時計紐、三分紐、羽織紐及綴紐
- (ル) 吊バンド及布バンド
- (ヲ) フェンツ(端切)
- (備考) 座蒲團ハ義ノ通牒ニ於ケル夜具蒲團類ノ中ニ含ムモノトス
- (二) 無線シホンベルベット及其ノ製品竝ニビロード縮緬及其ノ製品中左記ノモノ
 - (イ) 草履地及草履
 - (ロ) 鼻緒地及鼻緒
 - (三) 繪羽模様地及其ノ製品中左記ノモノ
 - (イ) 繪羽模様夜具
 - (ロ) 無双羽織地及其ノ製品
- (ワ) 座蒲團地
- (カ) 座蒲團カバー
- (ヨ) 襟卷(防寒用ノモノニ限ル)
- (タ) 袴地及袴
- (レ) 草履地
- (ツ) 鼻緒地
- (ハ) 帽子
- (ニ) ハンドバッグ用生地及ハンドバッグ
- (ハ) 織熨斗目模様ノモノ

- (四) 絹レース地及其ノ製品中左記ノモノ
 - (イ) レース生地
 - (ロ) シュミーズ
- 三、第二項ニ掲ゲタル物品ニ付其ノ認定料ヲ左ノ如ク定ム
 - (以下一五物價第五九〇六號商工次官通牒ト同一ナルニ付省略)
- (ハ) スカート

奢侈品等製造販賣制限規則ニ依ル禁制纖維製品タル流質品及中古品ノ販賣許可ニ關スル件

(昭和十五年十二月六日附一五物價第六一五四號 知事宛商工次官通牒)

昭和十五年十一月二十日商工省告示第七二九號ヲ以テ奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項但書ノ許可ヲ地方長官限り爲スベキ場合ノ一トシテ「質屋(公益質屋ヲ含ム)又ハ古物商ガ昭和十五年七月商工省告示第三百三十九號ニ指定シタル纖維製品ヲ賣渡ス場合」ヲ相定候ニ付テハ物資活用竝ニ庶民金融流通ノ見地ヨリ左記事項御留意ノ上貴官ニ於テ許可相成度

記

- 一、認定ヲ爲スベキ禁制纖維製品ニシテ質屋ノ流質品トハ營業質屋ニアリテハ明治二十八年法律第一四號質屋取締法第五條ニ基キ、公益質屋ニアリテハ昭和二年法律第三五號公益質屋法第十五條

第三篇 基本法令並關係通牒

ニ基キ、又古着商ノ中古品トハ明治二十八年法律第一三號古物商取締法第十一條ニ基キ夫々地方長官ノ定メタル臺帳又ハ帳簿ニ其ノ旨ヲ記入スルコトニ依リ明ニセラレ居ルモノニ限ルモノトス
 二、流質品及中古品ニ付テノ奢侈的ナラズトノ認定ハ監督官廳ノ決定シタル具體的標準ニ準據シ其ノ監督ノ下ニ

(イ) 營業質屋ノ流質品ニ付テハ全國質屋組合聯合會ノ責任ニ於テ其ノ職員等ガ之ヲ行フモノナルモ認定ノ實際行爲ハ必要アルニ於テハ便宜其ノ支部組合、支部組合ノ設置ナキ道府縣ニアリテハ道府縣別ノ所屬地方組合聯合會ヲシテ行ハシムルモ差支ナク又六大都市其ノ他之ニ準ズル都市ニアリテハ其ノ市區ノ所屬組合又ハ其ノ聯合會ヲシテ爲サシムルモ差支ナキコト

(ロ) 公益質屋ノ流質品ニ付テハ地方廳ニ於テ經營主體ト連絡ノ上適宜之ヲ行フモノトス

(ハ) 古着商ノ中古品ニ付テハ六大都市又ハ之ニ準ズル市區ニシテ組合アルトキハ組合ニ於テ、組合ノ結成ナキ市區及六大都市以外ノ地ニアリテハ營業質屋ト合同シテ之ヲ行フコト但シ古着商多キ地方ニシテ同業者ノミニテ認定ヲ爲スヲ便宜ト認メタル場合ハ地方廳ノ許可ヲ得テ之ヲ行フモ差支ヘナシ

三、認定料ハ之ヲ徵收セシメザルモ、一般ノ在庫禁制纖維品ノ處理ニ關スル通牒ニ依ル認定料ノ十分ノ一以內ニ於テ地方長官ノ許可ヲ得テ認定手数料ヲ各業者ノ認定合格品ノ價額ニ應ジ徵收スル

ヲ得ルコト但シ右認定手数料ハ認定ニ關スル經費以外ニ之ヲ流用セシメザルモノトス公益質屋ニアリテハ認定手数料ヲ徵收スルコトヲ得ズ

四、認定ニ合格シタル物品ニ付テハ各道府縣毎ニ同業者ニ於テ申請書ヲ取纏メ地方長官ニ販賣許可ノ申請ヲ爲スヲ原則トスルモ公益質屋、古着商等ニ於テハ經營主體毎ニ申請ヲ爲シ得ルモノトス業者ハ單ニ認定ヲ受ケタル事實ノミニテハ販賣シ得ズ地方長官ノ許可アリタル後始メテ販賣シ得ルモノナルコトハ一般ノ在庫禁制纖維品ノ認定合格品ニ於ケルト同ジ地方長官許可ヲ與フルニ際シテハ左記趣旨ノ條件ヲ附スルモノトス

「地方長官ノ指示ニ從ヒテ爲シタル認定ニ合格シタルモノニ限り販賣ヲ許可ス但シ限界價格ヲ超エテ販賣スルコトヲ得ズ」

五、流質品ニアリテハ認定期間ヲ限ラザルモ例ヘバ一月又ハ二月ニ一回ノ如ク適宜回数ヲ限定シテ認定ヲ爲シ認定ノ都度販賣許可ノ申請ヲ爲サシムルコト

中古品ニアリテハ一回限り認定ヲ爲スモノトス
 認定合格品ノ販賣許可ニ對シテハ有効期限ヲ附セズ

六、組合其ノ他ノ團體ニ加入シ居ラザルモノモ便宜所轄地方ニ於テ行ハルル認定ヲ受ク可キモノト

ス

- 七、各業者ハ認定ヲ受ケタル物品及純粹奢侈品ノ各別數量及金額ノ報告書（質屋ノ場合ニアリテハ入質及流質ノ年月日ヲ併セ記スルコト）ヲ二通作成シ認定終了後一月以内ニ一部ハ所轄警察署ニ他ノ一部ハ支部組合等ニ於テ取纏メテ地方廳ニ提出セシメ爾後取締ノ便ニ資セシムルコト
- 認定手数料ヲ徴シタル場合ニ於テハ其ノ收支ニ關シ所轄地方廳ニ報告セシムルコト
- 八、認定ヲ爲シ得ル物品ノ範圍、比較的奢侈的ナラザルコトノ一般の認定標準、認定委員會、許可品ノ表示ニ關スル事項ニ付テハ一般ノ在庫禁制織維品ノ處理ニ關スル通牒ノ趣旨ニ依ルコト
- 九、證紙又ハ證印ニ付キ團體名ナキ場合ハ之ヲ省略スルモ差支ヘナシ
- 十、尙昭和十五年七月商工省告示第三百四十二號ニ依リ定メタル法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品ニシテ質屋ノ流質品タルモノニ付テハ昭和十五年十月七日附一五物價第四七九七號商工次官依命通牒ニ依ル小賣商ニ對スル販賣許可ト同様ニ取扱ハレ度シ

奢侈品等製造販賣制限規則施行ニ付「ゴムノ使用制限ニ關スル件」ニ依ル製

造許可品ノ取扱ニ關スル件（昭和十五年十二月十三日附一五物一第二八一六號 知事宛物價局長官、化學局長通牒）

今般社團法人日本ゴム利用工業會ヨリ別紙寫ノ如ク同會所屬會員ニ於ケル十月七日現在ノ在庫品及十月七日以後ノ製品（「ゴムノ使用制限ニ關スル件」ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル二十三品目ニシテ同省令ニ基キ當省ガ許可ヲ與ヘタル物品）ニ付同會ニ於テ奢侈品等製造販賣制限規則ニ依ル許可品タル旨ノ證紙貼附又ハ證印押捺方申出有之候處同會ハゴム配給ニ關スル當省ノ指定團體ニシテ右ノ表示方法ヲ適當ト認メ右申出ヲ承認致候條右該當物品ニ付テハ貴官ニ於テ許可ノ表示ヲ爲スコトナクシテ製造販賣セシメラレ度此段及通知候也

尙日本ゴム利用工業會ハゴムヲ使用シテゴム製品ニ非ザルモノヲ製造スル者（例ヘバ軍手ノ掌面ニゴムヲ塗布スル如キモノ）ヲ以テ會員トスル團體ナルヲ以テ爲念申添候

（別紙）

（社護利十五發第四十七號）

昭和十五年十一月十八日

社團法人 日本ゴム利用工業會

會長 關口滿三郎

商工省化學局長

第三篇 基本法令並關係通牒

物價要覽

永田彦太郎殿

ゴム利用製品中[㊟]特免品取扱ニ關スル件

奢侈品等製造販賣制限規則ノ實施ニ伴ヒゴム利用製品中特免品ノ取扱方法左記ノ通り御許可相成度此段及申請候也

記

一、ゴム使用制限ニ據ル二十三品種(七・七奢侈品禁止令ニ適用セラレタルゴム製品)ニ付テハ社團法人日本ゴム利用工業會所屬會員ニ於ケル十月七日現在ノ在庫品及十月七日以後ニ製造セル許可品ハ全テ左ノ證標ヲ貼附スルモノトス但シ形狀其他ノ事由ニ依リ證票ノ貼附困難ナルモノ又ハ貼附スルモ容易ニ剝離スル虞アル場合竝證票用資材ノ關係上不便不經濟ト認ムル場合ハ「證印」ヲ押



- 一、[㊟]特免品證票貼附證印押捺方法其ノ他
- 二、右證票及證印ハ本會ニ於テ調整スルモノトス
- 三、右證票ノ貼附等ニ關シテハ左ニ依ルヲ原則トス

㊟特免品證票貼附證印押捺方法其ノ他

イ 證票證印ハ可及的ニ現物ニ貼附スルヲ原則トスルモ已ムヲ得ザルモノニ在リテハ最小容器ニ貼附スルハ差支ナシ

ロ 證票ニ代フル「スタンプ」ノ使用ハ本會ノ承認ヲ得ルコト

ハ 證票證印ニハ檢印ヲナスコト但シ公定價格ヲ有スル製品ニアリテハ許可數量ト照合シテ證票ノ貼附證印ノ押捺ヲナサシメ檢印ヲ略ス

ニ 第三國向輸出品ヲ國內輸出商ニ賣渡ス場合ハ當該品ノ國內取引出荷案内書(インボイス)ニ外側ニ輸出ノ文字ヲ押捺シタル右證票ヲ貼附スルコト

ホ 證票ハ色合鮮明ナルモノニシテゴム製品ヲ老化セシメザルモノナルコト

四、右證票ノ製品ニ於ケル表示ハ見出し易キ箇所ニ表示シ大、中、小ノ證票ハ各製品ノ大中小ニヨリ適當ニ表示スベキコト

五、本證票證印ヲ貼附又ハ押捺シタルトキハ一枚毎ニ格付印章ヲ割印狀ニ押捺スルコト但シ公定價格ヲ有スル製品ハ之レヲ必要トセズ

六、本證票ノ貼附及割印ノ押捺又ハ證印ノ押捺ハ製造工場ヨリ出荷ノ際本會検査員ニ於テ又検査員監理ノ下ニ嚴重之ヲ爲シ一枚ト雖モ紛失スルガ如キコトナキ様特ニ留意スベキコト

第三篇 基本法令並關係通牒

㊦特免證票ノ取扱方法

㊦特免ゴム製品(二十三品種)ノ許可アリタルトキハ其都度ゴム使用許可書(商工省指令)ノ寫ヲ採リ其レニ記載サレタル數量ト證票數トヲ充分照合セ爲シタル上證票ノ出入ヲ嚴重ニナス更ニ證票臺帳ヲ造リ其レニ嚴重記載セシム

奢侈品等製造販賣制限規則施行ニ伴フ「ゴムノ使用制限ニ關スル件」ニ依ル製

造許可品ノ取扱ニ關スル件(昭和十五年十二月二十六日附一五物一)
(號外經濟部長宛物價局長畫課長通知)

標記「ゴムノ使用制限ニ關スル件」ニ依ル製造許可品ノ取扱ニ關シ昭和十五年十二月十三日附一五物一第二千八百十六號物價局長官、商工省化學局長連名ヲ以テ御通知致置候處、右通知中ノ「社團法人日本ゴム利用工業會所屬會員ニ於ケル十月七日現在ノ在庫品」ニ關シ多少ノ疑義ヲ有スル向モ有之哉ニ被存候處右ハ同會所屬員タル岡山縣都窪郡茶屋町丸五足袋株式會社ガ「ゴムノ使用制限ニ關スル件」ニ依ル製造許可ヲ得テ重工業用萬年軍手ノ製造ヲ十月七日現在ニ於テ完了シタルモ奢侈品等製造販賣制限規則ニ依ル許可品タル旨ノ證紙貼附又ハ證印押捺ヲセザル爲未出荷ノモノアルニ依リ之ヲ指稱スルモノニシテ其ノ他ノ在庫品タル製品ニ對シテハ本年十月七日附商工次官依命通

牒一五物價第四七九七號ニ依リ貴官ニ於テ關係取締當局ト連絡ノ上可然措置相成度候

奢侈品等製造販賣制限規則ニ依ル商工省告示第三百三十九號中ノ刺繡ノ解釋ニ

關スル件(昭和十六年一月十四日附一六物一)
(第六〇號 知事宛物價局長官通牒)

奢侈品等製造販賣制限規則第一條ノ規定ニ依リ昭和十五年七月六日商工省告示第三百三十九號ヲ以テ「刺繡(縫定紋ヲ除ク)ヲ施シタル織物及其ノ製品(帶地及帶ヲ除ク)」ヲ指定致候處右刺繡中ニハ解釋上左記種類ノモノハ之ヲ包含セザルニ付御了承相成度

尙左記種類ノモノト雖其ノ加工方法ヲ必要以上ニ複雑化スルニ於テハ本來ノ刺繡ニ近キ效果ヲ生ジ奢侈的色彩濃厚トナリ得ベキヲ以テ此ノ點特ニ御留意ノ上業者ヲ指導相成度此段及通牒候也

記

ギヤザ
スモツク
ピコミシン

アツプリケ(刺繡ヲ併用シタルモノヲ除ク)
コードウアーク
オーパーロツク(異色ノ絲ヲ用ヒタルモノヲ除ク)

カットウアーキ(刺繡ヲ併用シタルモノヲ除ク) ハンドタツク

(説明)

ギヤザー

襪ノコト幅ノ廣イモノヲ寄セテ一定ノ寸法ニ縮メル襪ヲ言フ

スモツキング

飾絲ヲ使ツタ「イセ節」主トシテ子供用服ノ技巧ニ用ヒラレタルモ、最近ノドレスニハ飾襪ガ

漸次多ク用ヒラレル

ピコ

小サナ環狀縁ノアルレースノ意ニシテピコミシン加工トハピコエツチングノ意ニシテピコミシ

ンヲ施シタル縁ヲ云フ

カットウアーキ

布ヲ切り取ツテ様々ノ模様ヲ出シ、切り取ツタ縁ヲ様々ニ縁デ膝ツタリ、膝ツテカラ切り取ツ

タリスル所謂眼細工ト言ハレル手藝的技術ヲ云フ

アツブリケ

中世紀歐洲デ流行シタ室内裝飾又ハ祭壇ノ掛布等ニ盛ニ使用サレタモノデ、我國デハ布置縫ト
言フ布地ノ上ニ更ニ別ノ布地ヲ花トカ葉ノ形ニ切ツタモノヲ置イテカガルノデアソノ方法ハ
花又ハ葉ノ形ヲ別ノ變り色ノ布デ作りソレヲ用布ノ上ニノセテ、ソノ周圍ニ卷縫ヲ施シ、莖ソ
ノ他ノ部分等ヲ縫添ヘタリスルノデアル上記ノ外ニネットアツブリケト言フモノアリ網ノ上ニ
前記ノ様ナ布置縫ヲスルノデアル
コードウアーキ

布ノ織目ノ絲ヲ横又ハ縦ニ引キ抜イテ、其ノ後ヘ他ノ絲ヲ織目ノ様ニ刺シ通シテ一種ノ柄ヲ作
ルモノ絲刺加工ト言フ

オーバロツク

通常ハンカチ等ニ用ヒラレル縁カガリヲ言フ

在庫品タル禁制纖維製品ノ認定ニ關スル件(昭和十六年一月二十一日附一六物)

價第三〇五號 知事宛次官通牒
曩ニ昭和十五年十一月二十六日附一五物價第五九〇六號ヲ以テ在庫品タル禁制纖維製品ノ處理ニ
關シ重ネテ通牒致置候處更ニ左記事項御了承ノ上可然措置相成度

物價要覽

記

一、右ノ通牒中第五項ニ於ケルビロード縮緬廣幅(突切)ノ認定料ヲ左ノ如ク改ム
ビロード縮緬廣幅(突切)幅二七吋長一碼ニ付

本絹	一・〇〇
交織	〇・五〇
人絹	〇・二〇

二、認定ヲ爲スベキ物品トシテ人形用竝ニ掛軸用金襴生地ヲ追加スルコトトシ其ノ認定ニ當ツテハ全部認定ニ合格セシメテ差支ナク尙認定料ヲモ徴收セザルコト

三、認定料ノ變更アリタルモノニ付テハ既ニ徴收セル認定料ノ超過分ヲ返還スベキモノナルコト

四、右ノ通牒ニ於テ販賣價格一圓ヲ超エザル物品ニ付テハ認定料ヲ徴收セザルコトトスルト共ニ認定料ヲ免除スル物品ヲ設ケタルガ指定八團體ニ於テ禁制品ノ認定ニ關スル事務費ヲ調辨スル必要アル場合ニ於テハ所要經費ニ充當スル爲認定ニ合格シタル物品ヨリ一箇當リ二錢以内ノ手数料ヲ徴收スルコトハ差支ナキモノトス

在庫品タル禁制纖維製品ノ認定ニ關スル件(昭和十六年二月一日附一六物價第五一八號 知事宛次官通牒)

奢侈品等製造販賣制限規則ニ依ル在庫品タル禁制纖維製品ノ處置ニ關シテハ曩ノ昭和十五年十月七日附一五物價第四七九六號商工次官通牒竝ニ昭和十五年十一月二十六日附一五物價第五九〇六號商工次官通牒ノ趣旨ニ則リ處理相成候處各道府縣間ニ於テ認定ノ程度ニ多少ノ不均衡ヲ生ジタルヤニ思料セラル、ヲ以テ之ガ是正ニ努ムルト共ニ、物資活用ノ趣旨ヲ貫キ更ニ認定ヲ爲シ得ル物品ヲ追加スルコト、相成候ニ付テハ左記御了承ノ上可然措置相成度

記

一、禁制品ノ認定ノ結果ハ各道府縣間ニ不均衡アリタルヤニ認めラル、處右ハ地方ノ實情ノ相異モアリ已ムヲ得ザルコトト存ゼラルルモ、特ニ左ノ物品ニ付ブロック會議等ヲ利用シ關係府縣ト打合ノ上右ノ如キ不均衡是正方ニ付可然措置セラレ度

(イ) 銀絲若ハ漆絲(模造品ヲ含ム)又ハ模造品タル金絲ヲ用ヒタル着尺地

(ロ) シホンベルベットノコート地、コート竝ニ肩掛(銀絲若ハ漆絲(模造品ヲ含ム)又ハ模造品タル金絲ヲ用ヒタルモノ竝ニ刺繡ヲ施シタルモノ)

物價要覽

- (ハ) 刺繡ヲ施シタル半襟
 - (ニ) 銀絲若ハ模造品タル金絲ヲ用ヒタル草履及鼻緒
 - (ホ) 絹レースノパラソル
 - (ヘ) ハンドバッグ(銀絲若ハ模造品タル金絲ヲ用ヒタルモノ竝ニ刺繡ヲ施シタルモノ)
- 二、認定ヲ爲シ得ル物品トシテ追加スルモノ左ノ如シ
- (イ) 染繪羽模様着尺地及其ノ製品
 - (ロ) 織繪羽模様着尺地及其ノ製品
 - (ハ) 染繪羽模様羽織地及其ノ製品
 - (ニ) 織繪羽模様羽織地及其ノ製品
 - (ホ) 染繪羽模様襦袢地及其ノ製品
 - (ヘ) 織繪羽模様襦袢地及其ノ製品
 - (ト) 綴織帶地及綴織袱紗地竝ニ其ノ製品
 - (チ) 絹レースノショール竝ニ半襟
 - (リ) 伊達卷、帶揚蕊、抱キ帶ノ生地、スリツパ等ノ被服用雜貨類

(ヌ) 琴掛、カーテン、壁掛等ノ室内裝飾品類

三、第二項ニ掲ゲタル物品ノ認定ニ當ツテハ奢侈的ナラザルモノニ限り認定ニ合格セシメラレ度、綴織ノモノニ付テハ奢侈性ノ程度ノ判定困難ナルベキヲ以テ一定ノ販賣價格以下ノモノニ限り認定ニ合格セシムルコトトシ、綴織帶地竝ニ其ノ製品ニ付テハ昭和十五年七月商工省告示第三百四十四號ニ依リ指定サレタル帶地及帶ニ付テノ限界價格以下ノモノニ限り綴織袱紗地及其ノ製品ニ付テハ左ノ販賣價格以下ノモノニ限り認定ニ合格セシムルコト

- 大袱紗地及大袱紗 (幅鯨尺一尺八寸) 二〇〇_円
- 中袱紗地及中袱紗 (同 一尺四寸) 一四〇
- 小袱紗地及小袱紗 (同 一尺) 八〇
- 饅頭袱紗地及饅頭袱紗 (同 八寸) 四〇
- 豆袱紗地及豆袱紗 (同 六寸) 一五

而シテ右具體的認定標準ニ付テハ別途本省ヨリ通知ス
 尙第二項(リ)及(ヌ)ニ掲ゲタル物品ニ付テハ具體的ニ其ノ品種ニ該當スルヤ否ヤニ付キ疑義アルトキハ本省ニ打合セタル上認定セラレ度キコト

第三篇 基本法令並關係通牒

物價要覽

四、第二項ニ掲ゲタル物品ニ付其ノ認定料ヲ左ノ如ク定ム

染繪羽模様着尺地及其ノ製品

一枚ニ付

本絹

六・〇〇

交織

三・五〇

人絹

二・〇〇

織繪羽模様着尺地及其ノ製品

一枚ニ付

本絹

五・〇〇

交織

二・五〇

人絹

一・五〇

繪羽模様長襦袢地及其ノ製品

一枚ニ付

本絹

四・〇〇

交織

二・五〇

人絹

一・五〇

繪羽模様羽織地及其ノ製品

一枚ニ付

本絹

四・〇〇

交織

二・〇〇

人絹

一・〇〇

絹シヨール

一枚ニ付

レバーレース

一・八〇

編レース(エンブロイダール
レース及ケミカル)

〇・四〇

刺繡又ハ其ノ他ノ加工ヲ施セル

編レース(エンブロイダール
レース及ケミカル
ニスヲ含ム)

一・〇〇

綴織(手織)袱紗地竝ニ其ノ製品

大 一枚ニ付

一・〇〇

中 一枚ニ付

五・〇〇

小 同

二・五〇

饅頭 同

一・五〇

豆 同

一・〇〇

綴織(機械織)袱紗地竝ニ其ノ製品

大 一枚ニ付

三・〇〇

中 同

一・七〇

小 同

〇・八〇

饅頭 同

〇・五〇

第三篇 基本法令並關係通牒

物價要覽

綴織(手織)丸帶地竝ニ其ノ製品	一本ニ付	本絹	一五・〇〇
綴織(手織)袋帶地竝ニ其ノ製品	一本ニ付	其ノ他	八・〇〇
綴織(手織)名古屋帶地及其ノ他ノ帶地竝ニ之等ノ製品	一本ニ付	本絹	一〇・〇〇
		其ノ他	六・〇〇
綴織(機械織)丸帶地竝ニ其ノ製品	一本ニ付	本絹	八・〇〇
		其ノ他	四・〇〇
綴織(機械織)袋帶地竝ニ其ノ製品	一本ニ付	本絹	一〇・〇〇
		其ノ他	六・〇〇
綴織(機械織)名古屋帶地及其ノ他ノ帶地竝ニ之等ノ製品	一本ニ付	本絹	六・〇〇
		其ノ他	四・〇〇
絹レースノ半襟	一掛ニ付	其ノ他	三・〇〇
			一・五〇
			〇・三〇

第二項(リ)及(ヌ)ニ掲ゲタル物品ノ認定料ハ當該物品ノ公定價格、協定價格又ハ停止價格ノ一割トス

追而既ニ認定ヲ受ケ得ル物品ニシテ未ダ認定ヲ受ケ居ラザル業者モ有之趣ナルヲ以テ今回カ、ル物品ニ付テハ遺漏ナク認定ヲ受クベク可然業者ヲ指導セラレ度キコト

在庫品タル禁制纖維製品ノ認定ニ關スル件(昭和十六年二月三日附一六物一第三二一號 經濟部長宛物價局第一部長通牒)

在庫品タル禁制纖維製品ノ認定ニ關シテハ曩ノ昭和十五年九月二十八日附一五物一第二〇一二號物價局第一部長通牒竝ニ昭和十五年十一月二十七日附一五物一第二六八八號物價局第一部長通牒ノ趣旨ニ則リ處理相成候處物資活用ノ趣旨ヲ貫キ更ニ認定ヲ爲シ得ル物品ヲ追加スルコトト相成候ニ付テハ左記御了承ノ上可然措置相成度

記

一、認定ヲ爲シ得ル物品トシテ追加スルモノ左ノ如シ

- (イ) 染繪羽模様着尺地及其ノ製品
- (ロ) 織繪羽模様着尺地及其ノ製品

第三篇 基本法令並關係通牒

- (ハ) 染繪羽模様羽織地及其ノ製品
 - (ニ) 織繪羽模様羽織地及其ノ製品
 - (ホ) 染繪羽模様襦袢地及其ノ製品
 - (ヘ) 織繪羽模様襦袢地及其ノ製品
 - (ト) 綴織帶地及綴織袷紗地並ニ其ノ製品
 - (チ) 絹レースノシヨール並ニ半襟
 - (リ) 伊達卷、帶揚蕊、抱キ帶ノ生地、スリツパ等ノ被服用雜貨類
 - (ヌ) 琴掛、カーテン、壁掛等ノ室内裝飾品類
- 二、前項ニ掲ゲタル物品ノ認定ニ當ツテハ奢侈的ナラザルモノニ限り認定ニ合格セシメラレ度、綴織ノモノニ付テハ奢侈性ノ程度ノ判定困難ナルベキヲ以テ一定ノ販賣價格以下ノモノニ限り認定ニ合格セシムルコトトシ、綴織帶地並ニ其ノ製品ニ付テハ昭和十五年七月商工省告示第三百四十號ニ依リ指定サレタル帶地及帶ニ付テノ限界價格以下ノモノニ限り、綴織袷紗地及其ノ製品ニ付テハ左ノ販賣價格以下ノモノニ限り認定ニ合格セシムルコト
- 大袷紗地及大袷紗 (幅鯨尺一尺八寸) 二〇〇^円

- 中袷紗地及中袷紗 (同) 一尺四寸 一四〇
 - 小袷紗地及小袷紗 (同) 一尺 八〇
 - 饅頭袷紗地及饅頭袷紗 (同) 八寸 四〇
 - 豆 袷紗地及豆 袷紗 (同) 六寸 一五
- 尙前項(リ)及(ヌ)ニ掲ゲタル物品ニ付テハ具體的ニ其ノ品種ニ該當スルヤ否ヤニ付疑義アルトキハ各道府縣當局ヨリ本省ニ打合セタル上認定スルコトトシタルコト
- 三、第一項ニ掲ゲタル物品ニ付其ノ認定料ヲ左ノ如ク定ム

染繪羽模様着尺地及其ノ製品	一枚ニ付	本絹	六・〇〇 ^円
織繪羽模様着尺地及其ノ製品	一枚ニ付	交織	三・五〇
		人絹	二・〇〇
		本絹	五・〇〇
		交織	二・五〇
		人絹	一・五〇
繪羽模様長襦袢地及其ノ製品	一枚ニ付	本絹	四・〇〇

物價要覽

繪羽模様羽織地及其ノ製品

一枚ニ付

交織	二・五〇
人絹	一・五〇
本絹	四・〇〇
交織	二・〇〇
人絹	一・〇〇

絹シヨール

一枚ニ付

レバールレース	一・八〇
編レース (エンプロイダール ニス及ケミカルレ ニスヲ含ム)	〇・四〇
刺繡又ハ其ノ他ノ加工ヲ施セル 編レース (エンプロイダール ニス及ケミカルレ ニスヲ含ム)	一・〇〇

綴織(手織)袱紗地竝ニ其ノ製品

大 一枚ニ付

中 同	五・〇〇
小 同	二・五〇

綴織(機械織)袱紗地竝ニ其ノ製品

大 一枚ニ付

饅頭 一枚ニ付	一・五〇
豆 同	一・〇〇
中 同	三・〇〇
小 同	一・七〇
饅頭 同	〇・八〇
豆 同	〇・五〇
一本ニ付	〇・三〇

綴織(手織)丸帶地竝ニ其ノ製品

一本ニ付

本絹	一・五〇
其ノ他	八・〇〇

綴織(手織)袋帶地竝ニ其ノ製品

一本ニ付

本絹	一・〇〇
其ノ他	六・〇〇

綴織(手織)名古屋帶地及其ノ他ノ帶地竝ニ之等ノ製品

本絹	八・〇〇
其ノ他	四・〇〇

綴織(機械織)丸帶地竝ニ其ノ製品

一本ニ付

本絹	一・〇〇
----	------

第三篇 基本法令竝關係通牒